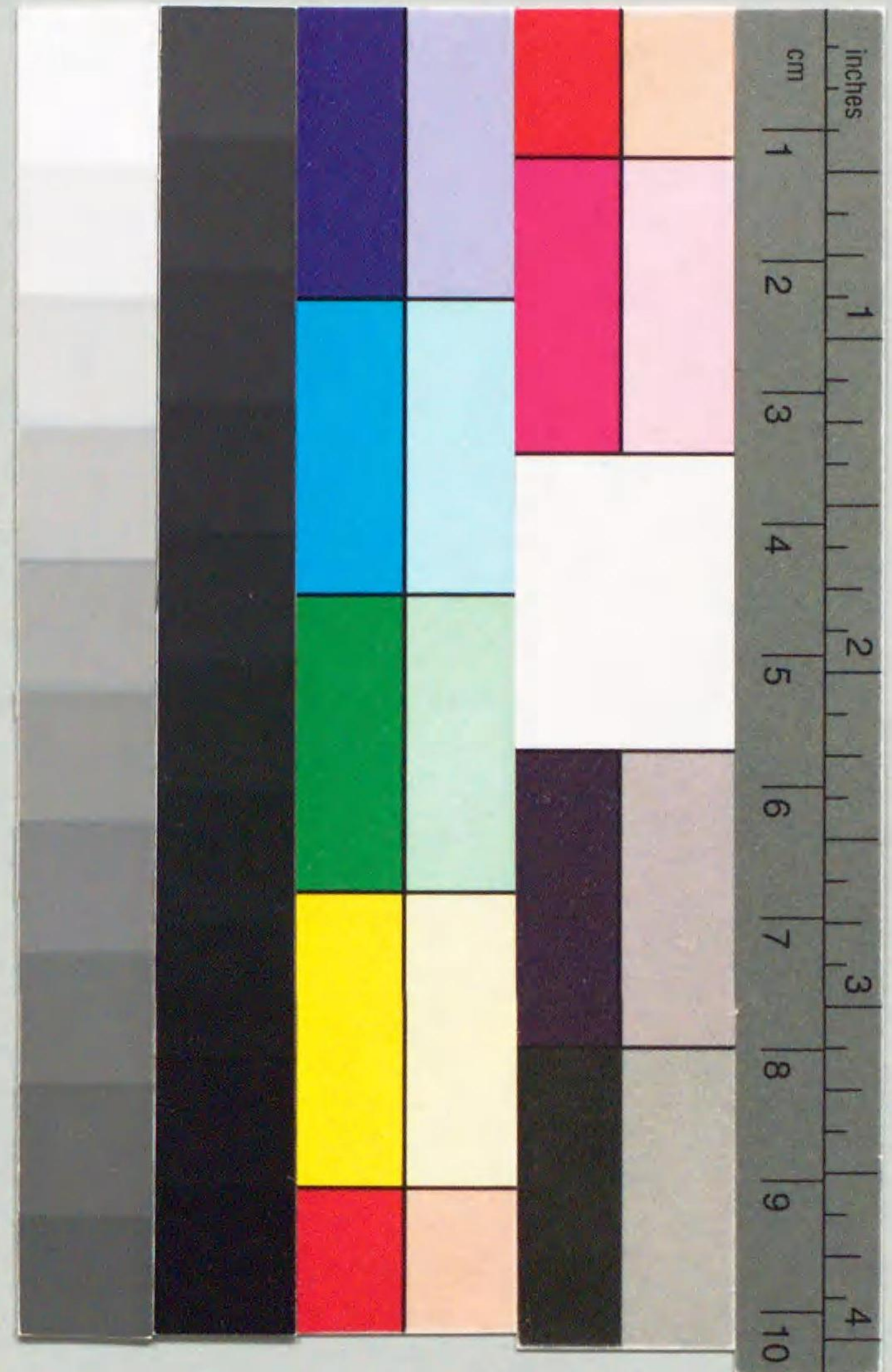


H57  
45a  
89W90399









一條忠衛著

婦人問題  
より觀たる  
女大學批評

東京 大同館藏版



一條忠衛著

婦人問題  
より観たる

女大學批評

東京 大同館藏版



H57  
45a



89W90399

序

日本人の書いた本で、最も多く日本の女子に讀まれた本と云へば、其れは言ふ迄も無く女大學である。此の歴史的に縁故の深い本を著者が初めて見たのは、幼年の折であつた。家の藏書の中から此の本を引き出して、挿繪を見て一人で楽しんで居た當時を偲ぶことが出来る。けれども末だ文字を辨へぬ著者は、それが何を書いた本であるかは知らなかつた。唯だ大きな字體で墨痕鮮に書かれて居たことだけを今に記憶して居る。その後著者は十四歳の時に大學と春秋を愛讀して、道德と云ふことに非常な興味を懷き、無上の尊敬を拂ふやうに爲つたが、其の時始めて曩に見た本は女大學と云ふ本で、男子の讀む大學に倣つて書いた儒教流の婦女訓であることを悟つた。

斯くて著者は十九歳の時に道德の専攻に志した爲めに、随つて色々な倫理書類を集めて讀むやうな境遇になつた。其の二三年後であつたが、本郷邊を散歩して居ると一



書肆の店頭にて、偶然にも小供の時に見た女大學と云ふ表題を打つた本が横つて居たので、懐しく買つて歸つた。一讀一過して見ると、男子の大學に比べて非常に女子を束縛した男尊女卑の教訓であることが、始めて著者の念頭に浮んだ。けれども當時はそれ以上に進んで何等の感想も湧かず、別に意見と云ふ程のものも無かつた。その後著者は倫理學史の研究に専心して居たが、男女道德の必要なることを感ずるに至り、人生に於ける男女關係に存する諸問題の根本解決は男女道德の研究に俟たねばならぬことを思ひ、東西の男女思想を批判統一して一の科學的な考察を試みるやうに爲つた。昨年出版した男女道德論は纔にその要領を摘載した處女作に過ぎなかつたが、専ら男女道德を倫理學研究の組織系統内に編入せん爲めの運動であつたので、一々の具體的な實際問題の内容にまで觸れて批評するの機會が無かつた。

然るに昨年六月以來、福澤諭吉翁の『女大學評論』及び東亞協會の『女大學の研究』その他の女大學批評書類を集めて比較研究するの機會を得たので、思はず現在に於ける

我が國の女子教育に於て、此の女大學の道德觀なるものは賛否交々の中にあり、新舊思想の混戰場裡に遺棄されて居ることを知り、心密に我が國の婦人社會に取つて重大なる一の實際問題であると思つた。就中それが女學校又は女子師範學校の修身教科書にも深く影響して居るので、是れは婦人問題の上から觀て何うしても一度は男女道德に據つて嚴正なる批判を下し、今後に於ける女子德育の根本方針を確立するの必要を感じた。所で蒼皇の間に筆を執り、卑見のある所を約説して、世人の參考に供せんとしたのが本書である。幸に此の緊急の大問題に關して、天下同憂の淑女及び紳士諸君の一瞥を賜らば満足である。

大正七年四月一日

著者識す



婦人問題  
より観たる  
女大學批評目次

女大學の由來	一
女大學の趣旨	三
女大學と時代思潮	六
女大學第一章	一二
女大學第二章	二八
女大學第三章	三八
女大學第四章	四六
女大學第五章	七三
女大學第六章	八〇
女大學第七章	八七



女大學第八章……………八八

女大學第九章……………九三

女大學第十章……………九四

女大學第十一章……………一一六

女大學第十二章……………一一九

女大學第十三章……………一二三

女大學第十四章……………一二五

女大學第十五章……………一二七

女大學第十六章……………一三二

女大學第十七章……………一三四

女大學第十八章……………一四一

女大學第十九章……………一四五

女大學第二十章……………一六五

附 錄

福澤諭吉氏の 一夫一婦論

一 東洋道德史上に於ける福澤氏の地位……………一六九

二 福澤氏の一夫一婦論の梗概……………一七二

三 結婚の目的より觀たる一夫一婦の道德的意義……………一九四

四 人格的戀愛に於ける結婚の根本義……………二〇七

五 人格的戀愛無き結婚者の配偶者の死亡せる場合の再婚……………二二〇

六 離婚者の再婚……………二二三

七 結 尾……………二二六



婦人問題  
より観たる  
女大學批評

一條 忠 衛

女大學の由來

女大學は明和九年三月に、大阪の柏原清右衛門と云ふ人に出版された書である。巻頭には、『貝原先生の述作女大學』と記され、終には『益軒貝原先生述』と書かれて居る。此の明和九年と云ふ歳は益軒の歿後五十九年に當つて居るが、此の書が生前中に出版されないで歿後五六十年に至つて突然刊行されたと云ふことは、此の書に對して作者の眞價を疑はせる原因に爲つて居る。今日までの通説に依れば、大阪の商人が益軒の

女大學の由來



聲名を利用して、何人の述作にか成れる坊間に於ける和文の婦女訓を、爾來男子が讀んで來た漢文の大學に因んで、女大學と命名して印行したものであると定評されて居た。然るに或る一部の考證家の研究に依れば、現在貝原家の口傳には益軒の妻東軒が益軒の趣意に基いて述作したものとされて居ると云ふことである。其の信疑は今遽に速斷する限りでないが、兎に角女大學といふ一書が明和九年に大阪の書肆で出版され、其れが圖らずも明治に至るまで大凡百五十年間に及んで、江戸時代に於ける女子教育の唯一經典となり、金科玉條とせられ、津々浦々にまで傳へられて洛陽の紙價を高くし、天下を風靡し盡したのである。現に吾々の母又は祖母といふ人達は、此の女大學に據つて薰陶され、吾々の血液には深く此の女大學の遺傳性を胎藏されて居る。それで今日吾々の姉妹が日進月歩の女子高等教育を受け、嘗て祖先の用ゐた女大學の如何なるものであるかをまだ知らない女學生であつても、女大學より承けた遺傳性に由つて、日常習慣の間に女大學の教訓が到るところに活躍されて居るのである。女大學を

見もせず讀みもしないで、只だ仄な又聞きに由つて陳腐であると罵つて居る夫人令嬢諸君の日常行爲に、女大學の教訓が無意識の間に社會性と成つて甚だしく蟠屈し、動かすべからざる勢力を有して居るのが、大正今日の我國に於ける婦女界の状態である。一般の學者も亦た女大學の批評などは既に過去のものに屬して居ると思惟されて、更に之れを評論する者が無いのであるが、余は大に然からず、其の故きを温めて之れを極めて新しい問題に摠質して、女子の自覺を促がす運動の一助に加へたいのである。

### 女大學の趣旨

女大學は讀んで字の如く、女の大學である。換言すれば、女子が學んで以て大人淑女となる學問である。別言すれば、女子が婦徳を鍛鍊して良妻賢母となる修身書である。それで女大學は男子の大學や和俗童子訓に對して、主として女子の爲めに書かれた童女訓である。書中の或る場所では父母に對しての教訓になつて居るところも有



るが、全體の趣旨に於ては年少なる女子の嫁入準備としての教訓である。それで女大學は直接には男子には用が無いのである。男子には男子の大學や和俗童子訓があるから、女大學は讀むに及ばぬことに爲つて居る。男子にして女大學などを讀むは、餘程の物好きに過ぎない。更に之れを評論などする連中は以ての外の過ちで、一代の奇人に外ならない。だから、二宮尊徳翁は『夜話』で下の如く言つて居る。『或曰、女大學は貝原氏の著なりと雖も、女子を壓する甚だ過ぎたるにあらずや。翁曰、然らず女大學は婦女子の教訓至れり盡せり。婦道の至寶と云ふ可し。斯の如くなる時は、女子の立つべき道なきが如しと雖も、是れ女子の教訓書なるが故なり。婦女子たる者、能く此理を知らば齊はざる家はあらず。舜の瞽瞍に仕へしは則子たる者の道の極にして、同一の理なり。然れども若し男子として女大學を讀み、婦道はかゝる物と思ふは以ての外の過ちなり。女大學は女子の教訓にして、貞操を鍛鍊するための書なり。夫鐵も能く鍛鍊せざれば折れず曲らざるの刀とならざるが如し。總て教訓は皆然り。されば男

子の讀むべき物にあらず』と。翁の意見に依れば、女大學は全く婦女子の教訓書であつて、男子が之れに對して云爲すべきもので無く、又讀むべきもので無いと云ふのである。さうして翁によれば、女大學は婦女子の教訓至れり盡せるもので、婦道の至寶であると云ふのである。翁も亦た女大學を讀んだ物好の一人であり、女大學を云爲し、之れを評論した一代の奇人であつた。更に明治に至つてまた一大奇人を加へた。それは福澤諭吉と云ふ人である。青年の頃より女大學を愛讀して評論數通を作り、晩年に至つて病床に横臥しながら、之れを整理して女大學評論二十篇新女大學二十三篇を書き上げて瞑目した。かやうに過去の偉大なる男子は何れも不思議にも女大學を讀み、それに對して明確なる識見を有し、女子に對して眞摯なる同情を懷いて居た。男子は男子の大學を有して居るから、直接に女大學によつて自己を修養する必要のないことは、如何にも二宮翁の言ふ通りであるが、又た男子は娘の親であるから親となつて其の子を教育する爲めに、男子と雖も此の書を窺つて置く必要のあることは、如何



にも福澤翁の考へられた通りである。更に余の提言を加へれば、男子は妻の夫であれば、妻の婦道に對して己が夫道を相務的に規定する必要があるから、男子と雖も間接に此の女大學を窺つて置く必要があると思ふのである。況して東西兩洋の男女文明を融合する吾々日本人の男女道德なるものは、今後如何様に規定され、如何様に教訓されなければならぬかを男子として知らうとするには、必ず先づ吾々の男女文明に最も深い歴史的關係を有する此の女大學に關して、正確なる批評的識見を養つて置くことが紳士の義務だからである。

### 女大學と時代思潮

女大學は江戸時代の中頃に生じた時代思潮の産物である。それで封建時代を背景としての建物である。随つて父權的家長制に由り、男系本位の家と云ふ姓氏を基礎として教訓を編まれて居る。だから男子の家長權の下に多くの家族を糾合して居る、謂

る家族制度の寵兒として生れたのが、是の女大學である。女子の教訓は第一義には家に關して律せられ、第二義には生みの親に關して律せられ、第三義には舅姑に關して律せられ、第四義には夫に關して律せられ、第五義には僅かに自身の爲めに律せられて居る。ところで、女大學の教訓は女子が(一)家に對する義務、(二)生みの親に對する義務、(三)舅姑に對する義務、(四)夫に對する義務、(五)自身に對する義務の六項を包含して居る。随つて女大學は女子より、家、親、舅姑、夫に對する道德になり、その關係は父權的家長制の結果として上下の別を生じ、下より上に對する道德になつて居る。童女に對して、家、親、舅姑、夫に奉仕する道德を規定したのが是の女大學である。勿論女大學の中には親に對する教訓も混入して居るが、それは單に例外な形になつて居る。だから舅姑が嫁に對する道德、又は夫が妻に對する道德なるものは、固よりこの女大學には無い。また其れを言ふのが此の女大學の目的では無いことに爲つて居る。女大學は飽く迄も封建時代に於ける童女の教訓書である。封建時代の生活機關で



ある家族制度に胚胎し、家族制度を維持して封建制度を安固にする爲めに、緊要缺くべからざる女子教育の大方針を指適したものである。それ故、女大學と家族制度とは離るべからざる関係がある。女大學を否定すれば家族制度をも否定せねばならぬし、家族制度を肯定すれば女大學をも肯定せねばならぬし、二者は到底獨立の出来ない歴史的背景を有して居る。然らば此の江戸時代に於ける家族制度の時代思潮に因つて副産された女大學を、今日吾々は如何様に取り扱ふべきであるか。吾々が明治維新に於て世界の大勢に促されて封建制度を棄てた如く、今や世界の趨勢に基いて家族制度の時代思潮を棄ねばならぬか。更にその時代思潮の美果であつた女大學をも竟に棄てねばならぬか。

三輪田元道氏は、『女大學の研究』に於て左の如く答へられて居る。『女大學一面に互つて居るのは家族制度に適應するやうになつて居ることである。是れは日本の國に於いては、どうしても斯くあらなければならぬ教が、澤山に此中に含まれて居るのである。例へて申したならば、夫の家に行いては、専ら舅姑を我親よりも重んずべしと云

ふことがある。我親よりも他人の親を重んずることが出来るか出来ぬかと云ふことは、餘程疑問である。けれ共日本の様な家族制度を基にして、別居制度の認められない國民に於いては、どうしても自分の親よりも舅姑を重んずると云ふ覺悟が無ければ、平和の保てぬことは明かである。其點からして、日本の今日の狀態では、尙ほ女大學の如きものが生きて働いて居つて貰はなければならぬと云ふことが、言ひ得やうと思ふのである。それと同時に此家族制度の國であると、即ち小姑と云ふやうなものも是亦已むを得ざることである。今日の富の程度から云つても習慣から云つても、新夫婦が別居の出来ないと云ふ社會であつて見れば、其間はどうしても夫の兄弟にも仕へると云ふ道を置かなければなるまいと思ふ。それが此中に澤山含まれて居る。此點だけは其當時の日本の社會に、大變適應した者であらうと思ふ。今日でもまだ適して居ると思ふが、唯茲に條件を付けたいのは、行く／＼社會が個人主義になつて、さうして財産の相續制度が變つて財産は長子相續でなくして、兄弟之を等分する、或は個



人主義の思想の結果として、舅姑のみならず、小姑とも皆な別居すると云ふやうな時代になつた時には、昔し家族制度に適したものが適さなくなると云ふことが言ひ得やうと思ふ。要するに萬古不易の道を立てやうと云ふのは、活きた社會には餘程困難である。故に是れも一時的のものであるが、兎に角今日の日本では、まだ生命を有して居る者であると云ふことが謂ひ得やうと思ふ。』

以上、三輪田氏の意見は過去に於ける日本社會の状態を描寫されたものとしては頗る肯綮を得て居る。けれども、人間は智能の不斷なる發展者であるから、常に己が社會の生活規定に關しては、内部の精神により理想を描き、之れを刷新し改造して進むのである。吾々は過去又は現在に満足して居るべき者では無く、過去現在を評價し、之れを超越して、未來の向上を企圖する者である。そこに日進の文明があり、月歩の進化がある。家族制度の下に姑嫁の同居を根本原理として、小姑に對する絶對的義務までも内規し、之れを以て女子教育を劃一的に律することは、今や世界の大局の上か

らは許されぬことであると思はれる。個人の人格の尊嚴を害して迄も舅姑に盲従し、小姑に奉仕し、夫君に雌伏して貞順を強ひられ、之れを以て良妻賢母の唯一の典型であると教へ込まれる修身訓には、大に反對なる女子が我が國の社會にも今日は無數に出て來たと信ずる。新夫婦の別居は事實上に於て我が國の社會の到る所に散見する。上は皇室を首として貴族富豪の一群は大抵別居である。姑嫁の同居を國風であるなどと云ふは一片の虚言ならば兎も角、眞理として聞く時は江戸時代に於ける士農工商の舊慣を談じたに過ぎない。吾々は何事でも今や世界的に進展して最高の原理に因つて批判し、最善を捉へて之れを生命と爲し、新人として人格を實現しなければならぬ者である。過去の陋習を偏重して家族制度を擁護し、死せる女大學に喝を入れて生命を引き伸ばさんとするは、實に人を惑はし世を誤るのみならず、眞正なる教育者の態度で無いと思はれる。福澤諭吉氏は氏の『新女大學』に對する世の反對論を豫想して、下の如く言はれた。『今の新日本國には自ら新人の在るあり、我輩は此新人を友にして新友



と共に事を與にせんとする者なれば、彼等の反對は恐るゝに足らず』と。然り、余は福澤氏の謂ゆる新人の一人として、翁の新友となつて、茲に女大學批評一卷を草して、大方の識者に問はんとするのである。

### 女大學第一章

一 夫女子は成長して他人の家へ行き、舅姑に仕ふるものなれば、男子よりも親の教養にすべからず。父母寵愛して恣に育ぬれば、夫の家に行て必ず氣隨にて夫に疎まれ、又は舅誨へ正ければ、堪がたく思ひ、舅を恨誹り、中惡敷成て、終には追出され恥をさらす。女子の父母我訓なきことを謂ずして、舅夫の惡しきとのみ思ふは誤りなり。是皆女子の親の教なきゆゑなり。

先づ此の章の劈頭に掲げられた『夫女子は成長して他人の家へ行き、舅姑に仕ふるものなれば、男子よりも親の教養にすべからず』と云ふ教訓は、家族制度より規定したる婦道の第一要義で、法律ならば憲法第一條と云ふところであるが、之れには無批判的な三個の獨斷が含まれて居る。第一には、『女子は成長して他人の家へ行く』と云ふことは、此の道德的條文によれば女性の當然なる社會性になつて居る。水の下に就くが如く、女子たる者は成長すれば、何人と雖も、他人の家なる所へ行かねばならぬ道德的義務を恰も先天的に享有して生れて來たやうである。然らば此の他人の家とは抑も何處に存する家を指すのであるかと云ふに、それは自分が嫁ぐ家である。即ち女子が嫁に貰はれて行く先の家である。換言すれば、舅姑の家又は夫の家が謂ゆる他人の家である。既に讀んで字の如く他人の家であるから、勿論自己の家では無いのである。そこで女子の結婚と謂ふことは如何なることであるかと云ふに、成長して後に他人の家へ猫の子が貰はれて行くやうに貰はれて行くことに當る。換言すれば、家の道



具として、床の間の置物として、或は流し下より、或は掃き溜より、或は炭小屋より貰はれて行くのが、女子の結婚になつて居る。自らその良人と與に新に自己の家庭を人格的に造り求めることが女子の結婚で無くて、或る既成的な先祖累代の家なるものに從屬して、その家族の一員に加へられ、物品の一位置を占めることが結婚である。若し之れを嚴密に言ふならば、結納の金品によつて甲家より乙家の男子に女子を賣り渡すことが、女子の結婚になつて居る。それで女子は第一に、他人の家即ち夫の家に嚴存する家憲を無上大法として、一切の權威に摺伏しなければならぬ義務が生ずる。自分の家では無く全く他人の家であるから、其の他人の家なる所に於て生活するには、清掃應對より坐作進退に至るまで日夕その家に存する一切の權威に服従することが、彼の女の生活の典範に成ることは毫も怪しむに足らぬ次第である。他人の勢力範圍に入りて僅に與へられた特定の自由によつて生活を許されて居る身分であるから、猥に自己の自由意志を用ゐて生活の進展を要求することの出来ないのは、女性一般に屬する

禁制となり、普遍的教訓になつて來るは必然の勢であるけれども、此の普遍的教訓なるものは今日の我が國の社會に於ては、果して一般の女子を律し得る道德的法則であるか何うか。女子が成長して他人の家へ行くことは、果して人生の真相を得たる批判的道德であるか何うか。今日の我國の女子には成長しても他人の家へは行かず、その良人と與に新に己が家庭を作る者が日に月に續出して居る有様である。他人の家へ行くことを嫌つて、自己の家を作り求めて宇宙間に於ける安息所と爲し、即日以てその家の主婦たらんとすることは、現代思潮より見たる女性の要求であると思はれる。骨董的な他人の家の權威に服して奴隸的生活を爲すことが結婚では無くて、自ら我が根本より作り齎らしたる家の春風駘蕩中の住人となつて、人格的生活を鴻圖することが結婚であると云ふ自覺に達して來たと思はれる。女大學に於ける他人の家なるものは今や女子に對する普遍的教訓の權能を失つて、歴史を飾る一個のピラミットたるものになり、新に自己の家なるものが其の後任と成らんとして居る。従つて他人の家に屬す



る一切の權威なるものは日に月に衰頹して、之れに服して平然たる女子は次第に其の影を失つて來たのである。是れは他人の家なる規定が、全く女子の人格を束縛して、三界無安の状態に陥れた一個の桎梏に過ぎない結果であつた。

第二には、『舅姑に仕ふるものなれば』と云ふ教訓が掲げられて居る。これは女子が他人の家へ行つた結果として、結婚より生ずる當面の義務である。女子は成長して他人の家へ行くことが結婚であるから、随つて其の家の家長權に服し、親權者に仕ふることは他人の家に屬したる者の義務であり、其れが嫁の舅姑に對する孝道に成るのである。それで舅姑に仕ふることは結婚の本體とも謂ふべきもので、女子一同に對する道德的法則に成つて居る。それで女子に取つては結婚の結婚たる所以は、『舅姑に仕ふる』と云ふ一大特色に存するのであるから、舅姑と争ふなどと云ふことは以ての外のこと、最大なる惡行爲である。女子は成長して他人の家へ行つたならば、徹頭徹尾その家の舅姑の命令に服して、奉仕の萬全を期さなければならぬ。けれども此の道

德的法則は、今日の我が社會に於ては果して女子一同を律し得る普遍的の教訓であるか何うか。女子の結婚の本體が舅姑に仕ふるに在りと云ふ獨斷を謹聽して居ない女子が、今日我が國の社會には却々多いことであると想はれる。結婚の本體は夫婦の人格的和合に存することを一たび自覺した女子は、斯る獨斷的教訓に依つては其の靈肉を支配されて居ないと思ふ。果して然りとすれば、女子の結婚はその良人と與に、自己の家なるものを造り求め、その家の主婦となつて兩本位に於て人格的和合の生活を目的として居るのであるから、舅姑に事へることは結婚とは關係の無いことである。唯だ愛人の親であると云ふ點に於て敬愛するに留まるのみで、之れと同居することを根本的義務として負はされて居る譯のものでは無い。親夫婦と子夫婦とが隔絶千里の間に生活して居ても、それは決して不道德と稱すべきものでは無い。殊に今日に於ては職業上別居しなければならぬ境遇者は次第に多く爲つて來たのである。又た養子と謂ふが如き柔弱な行爲を嫌ひ、奮闘努力して一家を立てようとする二男三男四男五男六



男と云ふ連中は、必然的に別居者である。随つて其の妻君等には舅姑と云ものを持たないのである。即日以つて天地を支配する女神である。此の間に在りて獨り舅姑を有して一室の奴隸たる者は謂ゆる長男の甚六と云ふ人の細君ぐらゐな者である。だから嫁姑の同居と云ふことは人生に何等の根底を有する事柄では無くて、全く市井の俗事に過ぎないので、女性を規定する絶對的法則であると云ふことは出来ない。女子は必ずしも其の舅姑と同居しなければならぬ道德的義務はない。同居は眞に或る個人的な場合に於ける經濟上の便宜に外ならないので、女子一同を律する普遍的教訓では無い。それで『舅姑に仕ふるものなれば』と云ふ教訓は全く過去に於ける獨斷の極權に過ぎなかつた(拙著男女道德論第四章參考)。

福澤氏も亦た殆ど余と同論であつて、姑嫁の争鬭を未萌に防ぐには、別居より外に妙案のないことを新女大學に於て主張されて居る。然るに之れに對して吉田熊治氏は『女大學の研究』に於て左の如く反駁された。『女大學と新女大學との相違は、女大學は

何處までも、舅姑に仕へると云ふことを女子の當然の事柄として居る。即ち親子同居を以て本則と看做して教訓を施して居るのである。然るに福澤氏の新女大學では、親子は別居すべきものである。家庭のいろ／＼な不和は不自然なことを強ゆるから起る。即ち子として生みの父母に親しむの念は自然の人情であるが、舅姑を生みの親の如く見よとか、自分の親よりも尊べとか云ふことは、不自然なことであつて、固より出来難いのである。出来難いことを強ゆるから、何時でも不和が起る。さう云ふ不自然なことを取除くべきであると云ふのが、福澤氏の根本の思想であるやうに思はれる。親子同居すると云ふことは、單にそれだけで濟むことで無くして、其奥には個人を主として行くか、即ち個人の自然の人情を主として行くか、日本に古來傳つて來たところの家族本位の社會組織を維持して行くかと云ふ、根本問題に接觸して來ると思ふのである。』と云つて、更に法律の親族篇に説き及ぼし、西洋では夫婦の婚姻を以て家の起因と爲し、日本では先祖傳來の家と云ふものが有つて戸主權の下に婚姻を生ずるのであ



ると爲し、之れを以て日本の國風であると説き、家族制度を鼓吹し、福澤氏の新女大學を排斥されて居る。是れに由つて觀れば、吉田氏の根本思想は家族制度を肯定し、家長權の下に女子の婚姻を主張するに在るので、その立場は女大學の作者と同一であつて、福澤氏に對する反駁は女大學の精神を敷衍し、江戸時代の女子教育論をその儘奉ずるに過ぎない形に成つて居る。殊に氏が夫婦の婚姻を以て家の起因と爲すことが西洋の國風であると爲し、先祖傳來の家に據つて親權の下に結婚することが日本の國風であると解剖したのは、單に過去に於ける社會的事實の斷面圖を示されたに過ぎないので、それを以て直ちに今日に於ける世界人の道德的生活の旗幟となし、準率と心得るなどは、學者の思索としては早計である。若し正確に論斷するならば、西洋と雖も過去の社會に遡れば、希臘、羅馬、猶太、日耳曼の諸邦に在りて、先祖傳來の家に據つて親權の下に結婚するのが國風であつた。又は近く東洋諸國に例を採るならば、印度と曰ひ支那と曰ひ、三韓、女眞、渤海、蝦夷、熊襲と曰ふに至るまで、皆な同一

の國風を有して居た。獨り之れを大和民族の國風であると稱することは出来ない。さうして、假令過去に於ては其れが吾々の道德的生活の規則であつたにしても、其れが今日に於ける吾々の實生活の典範であるが爲めには、確實なる實證と嚴正なる批判とを要するのである。吉田氏は家族主義の倫理觀より、家の國民的意義を説き、祖先崇拜の次第を述べ、姑嫁の同居の當然たるべき理由を論結されるかも知れないが、其れは遺憾ながら今日に於ける吾々の實生活を支配する理論とは没交渉である。何となれば、家族制度は世襲の地位、土地、家祿、又は政府の保護に寄る世襲の農工商の下に、長男又は長女の相續と二男三男四男五男の婿養子とを根本的原理として始めて組織され、そこに先祖傳來の家なるものが存續するのである。然るに今日の如く、精神の自由競争となり、經濟の自由競争となり、能力次第で如何様にも天下に雄飛し得る自由を解放された時代には、二男三男四男五男と云ふ連中は婿養子になどなつて頓首九拜して居るには及ばないので、相率ゐて獨立獨歩を以て一家を立てる風潮になれば、先



祖傳來の家なるものは極めて少數になつて來る。單に長男又は長女として生れた者のみが先祖傳來の家を有し、長男の妻又は長女の婿養子は、他人の家へ行つて他人の先祖傳來の家なるものに屬し、その他の男女は必然の結果として新に家を起し、舅姑のない天地に住むことになる。而かも斯かる生活を欲求する男女であるから、先づ男子であれば長女の婿養子たることを嫌ひ、女子であれば舅姑を有する長男の妻たることを嫌ふ人達である。故に先祖傳來の家なるものを必要としない連中であるに由つて、その子孫は父母の精神を奉じて悉く同一傾向を帶ぶることになり、二男三男四男五男、二女三女四女五女と云ふ男女の新家庭が續出して、社會の一勢力となり、一代限りの家が天下に頻出する譯である。だから精神の社會的開放と經濟の社會的解放とは、終に男女をして婿養子を嫌はしめ、女子をして舅姑を有する長男の妻たることを嫌はしめ、其結果は家族制度をして風前の燈火たる觀を呈せしめたのである。是れは他人の家の權威に服して奴隸的生活を爲すことを避けて、自己の家にあつて精神的に

經濟的に人格の實現を企圖せんとする近代人の偉大なる道德的自覺に基くので、一夫一婦の新家庭を以て家とせねばならぬ時代の到來を告ぐるものである、だから吾々は自己の兄弟姉妹の數に従つて各々その自己の家に於て、その父母の家を精神的に繼承し、肉體的に持續することに因つて先祖の祀を爲すので、長男又は長女のみが先祖の祀を爲すと云ふが如き墓の番人たることを學ばないのである。長男又は長女のみが故山に埋れて居て、三年の喪は愚か生涯の喪を覺悟して、先祖の墓畔に幾多の亡靈と與に棲まねばならぬならば愈々以て長男の妻たることを嫌ひ、長女の婿養子たることを嫌ふ男女の續出することは人情の自然ではあるまいか。尙ほ之れを以て祖先崇拜と爲し、國民道德と爲し、大和民族の美風と爲すならば、その妄論に驚かざるを得ないのである。吉田氏は頻に國風と云ふことを言はれたが、吾々は理想的人格の追求者であるならば、單に過去の傳統的なる國風を無批判的に墨守して居る必要はないので、大に世界的に最善なる形相を探り、最美なる内容を求めて生活しなければならぬ。そ



ここに新しい意義に於ける國風が生ずるのである。然るに氏には斯かる考が見えて居ない。女子を一概に他人の家へ行くべき運命者と解し、舅姑に仕ふる宿命者と看做し、更に親の家長権によつて嫁入を命令される被治者として取扱つて居る。女子は何故に他人の家へ行くべき運命者であるか、何故に舅姑に仕ふべき宿命者であるか、何故に親の家長権によつて嫁入を命令さるべき被治者であるかを反省する餘地を許されず、全く人格の自由を拘束された一介の奴隸に過ぎないものに爲つて居る。吉田氏の主張はこの奴隸の肯定であつて、その過ちはアリストテレスと軌道を同じうして居る。然るに福澤氏の主張はこの奴隸の解放である。舅姑の桎梏に惱める嫁の解放を目的とするのである。其の精神はアバラハム・リンカーンと同一である。

第三には、『男子よりも親の教養にすべからず』と云ふ教訓がある。これは親の教を男女によつて差別したものである。即ち人間の道徳を男女によつて區別し、其の間に輕重の差を設けたものである。之れに對しては今日まで色々な異見が有つた。福澤氏

に依れば下の如く觀ぜられた。『父母の子を教訓するは甚だ嘉し。父母たる者の義務として遁れられぬ役目なれども、獨り女子に限りて其教訓を重んずるとは、抑も立論の根據を誤りたるものと云ふ可し。……此一章の文意美は則ち美に似たれども、特に男子よりも云々と記して男女を區別したるは、女性の爲めに謀りて千載の憾と云ふも可なり』と。福澤氏は親の教訓を男女平等にすることを主張されたのである。俱に我が子であれば、その教訓に於て高下なく、輕重なく、之れを同律に規定しなければならぬと云ふのが、福澤氏の根本精神になつて居る。之れに對して吉田熊治氏は、『女大學の研究』に於て左の如く反駁されて居る。『形式上よりは女大學と福澤氏の新女大學との精神の相違せる第一の點は、女大學にあつては、男子と女子とは平等なものでない、同等なものでない、其間に本質上差等のあるものであると云ふ見方を取つたのである。然るに福澤氏は是に反對して、男子も女子も其本質上違はぬものであると云ふ説で、この點が兩者の根本的相違と考へるのである』と云つて、男女の差別觀を立て、女大



學の主義を正當と解し、男女の平等觀を否定されて居る。余の意見に依れば、男女は人格者としては人間たる點に於て平等の權利義務を有して居り、個性者としては男女たる點に於て差別の權利義務を有して居ると思ふのである(拙著男女道德論第四章參考)。それで女子は人間としては平等の教訓を親から興へられなければならぬ人格者であるが、女性としては差別の教訓を親から興へられなければならぬ特定人である。福澤氏の主張は専ら女大學の作者が、男女を人格者として、人間として、平等に取扱つて居ないことを痛論されたので、女性としての差別的教訓の必要なことは第二章に至つて力説されて居る。女大學は家族制度に存する男尊女卑の思想によつて書かれたのであるから、全篇を通じて男子本位で、女子に對する道德の苛酷なのは自然の勢である。故に先づ卷頭に於て、『男子よりも親の教緩にすべからず』と規定したのである。それで男子が親の教を緩にする場合でも、女子は之れを緩にしてはならぬと云ふのである。それに女子は成長して他人の家へ行き、舅姑に仕へる宿命者である爲めである。斯か

る宿命を帯びて居るのが女性であるから、その個性の上に、男子よりも重い道德的義務を負うて居ると説くのが女大學の精神である。けれども、之れは果して女子の個性であるや否やと云ふに決してさうでは無い。女子は人間として人格者として生きんとすれば、却つて他人の家へは行かずに、舅姑には仕へずに、自己の家を造り、一夫一婦の和合を以て良妻賢母たる事が個性で無ければならない。女子をして猥に他人の家へ驅り出し、舅姑の奴隸たらしむることは、女子の人格を害し、人間の靈性を辱しむる行爲である。それで娘に對する親の教訓なるものは、娘を奴隸にすることでは無く、娘の自由を解放して男子と與に平等に理想的な人格者に向上せしむる性質のもので無ければならない。此の點に於て女大學が『男子よりも親の教緩にすべからず』と規定したのは男女人格の平等見を無視したもので、その差別觀は眞個の女性を捉へたものでは無く、全く男尊女卑の遺習により、女子に一段の苛酷なる道德を科した桎梏であると謂はねばならない。



## 女大學第二章

一 女は容かたちよりも心の勝まされるを善よしとすべし。心緒無こころなげ美女は心騒こころまはが敷眼恐敷しくまなこおそろしく、見出して人を怒り、言葉旬あらしかに物言さがなく、口警くちびりて人に先立ち、人を恨嫉み、我身に誇り人を誇り笑ひ、我人われに勝貌まさりかたなるは、皆女の道に違たがへるなり。女は唯和たゞやはらぎ隨ひて、貞信まことに情なさけふかく、靜なるを淑よしとす。

此の章は三項に分れて居るが、第一項は、『女は容よりも心の勝れるを善とすべし』と云ふ教訓である。是れは女子の個性に淵源した道徳であつて、婦徳としては蓋し千古を通じて動かぬ道徳である。女大學が第二章の初にこの教訓を掲げたことは、倫理學から觀ても頗る當を得たことである。人類に於ては、女子の容貌體格は一般的に男子

よりも美に出來て居て、且つ女子はこの美を要求する先天性を有して居る。是れは素より一面に於ては、男女に共通なる審美心の藝術的要求でもあるが、女子が殊更にこの美を男子よりも多く要求する譯は、一面に於ては人類の生殖事業に就いて、男女の和合に關して女子の所動性に由來する本能作用である。女子が自己の容儀に注意し、粉黛を施し、美服を纏ひ、女性の所動性を發揮して、男子の能動性に對するは自然の勢であらう。道徳では直接にこれを禁ずる理由が無いばかりでなく、却つて之れを獎勵しなければならぬ傾がある。けれども、女子が男子の能動性に對して、自己の所動性を發揮して、男女の和合を確實にせんと欲するならば、單に容色の美を發揮したゞけでは其の要求を實現することは覺束ない。何となれば、男女の和合は人格的で無くてはならない。それで一面に於ては肉體的理解であると同時に、他面に於ては精神的理解で無くてはならない。ところで男子の女子に對する人格的理解は、女子の容色に對してのみ存するのでは無くて、特に品性の上に嚴存する。顔が艶麗玉のやうで有つ



ても、心が蛇であり鬼であつては、妻とするに足りない。姿が清楚として芙蓉のやうで有つても、身に悪行多ければ之れを愛する所以を知らない。心が清淨であり善行多ければ、顔や姿は振はずとも、君子はこれを愛し得て餘りある。それで女子に對しては其の個性の上から、『女は容よりも心の勝れるを善とすべし』と云ふ教訓を生ずるので、女大學がこれを明記したことは用意周到であつた。

然るに第二項に至つて、女大學は下の如く教訓して居る。『心緒無<sub>レ</sub>美女は心騒敷、眼恐敷、見出して人を怒り、言葉旬に物言さがなく、口誓て人に先立ち、人を恨嫉み、我身に誇り人を誇り笑ひ、我人に勝貌なるは、皆女の道に違るなり』と。是れは第一項の意を承けて、女子が心の勝れることの必要な次第を論證したのであるが、不幸にして其れが酷い誤解に陥つてゐる。女子が心の勝れることの必要な所以は、全く容色の勝れることに對する比較上から生ずるので、化粧に憂身を侷すよりも心の修養に勉めることが大切であると云ふ趣意で無ければならない。然るに女大學はこの心の修養を

男子に對する比較上から論じて居る。『心緒無<sub>レ</sub>美』と云ひ、『心騒敷眼恐敷』と云ひ、『人を怒り』と云ひ、『言葉旬に物言さがなく』と云ひ、『人を恨嫉み』と云ひ、『我身に誇り人を誇り笑ひ人に勝貌なる』と云ふが如き徳目は、是れ悉く男女共通のもので自己に對する道徳として萬人を律して居る。然るに之れを單に女の道と解して、男子の道徳に對峙せしめ、此等の女の道に従ふことが容よりも心の勝れる所以であるとは、甚だ見常違な議論である。女が容よりも心の勝れることを必要とする説明として、男女共通の道徳を携へ來つて、之れを奉ずるのが即ち容よりも心の勝れるもので、女の道であるとするのは譯の解らぬ説明である。之れに對して福澤氏は下の如く批評されて居る。『此章に於ては特に文を婦人の一方に持込み、斯の如きは女の道に違ふものなり、女の道は斯くある可しと女ばかりを警しめ、女ばかりに勸むるとは、其の意を得難し。例へば女の天性妊娠するの約束なるが故に、妊娠中は斯くくの攝生す可しと、特に女子に限りて教訓するが如きは至極尤に聞ゆれども、男女共に犯すべからざる不徳を



書き並べ、男女共に守る可き徳義を示して、女ばかりを責るは可笑しからずや」と。

此の男女共通たるべき道徳に對して、特に女子に向つて力説して措かざる所以のものは、全く男尊女卑の差別に由來したからで、女子に對して一段の苛重なる道徳を課した譯である。特に第三項に至つて此の思想は極端に發揮されて居る。同項には「女は唯和ぎ隨ひて、貞信に情ふかく、靜なるを淑とす」とある。この道徳的條文に含まれてある徳目をもう少し明瞭に整理すれば、柔順、貞信、仁慈、靜淑の四徳となる。さうして之れを倫理學上より解釋すれば、先づ柔順といふ徳は他人に對する徳であつて、正義の要求に對して自己の義務から之れを果すことである。それで親の要求が正義である場合には、子は自己の義務上よりして親に對して柔順で無ければならない。又た子の要求が正義である場合には、親は子に對して柔順で無ければならない。同じやうに舅姑や夫の要求が正義である場合には、嫁は之れに對して柔順で無ければならぬし、又た嫁の要求が正義である場合には、舅姑や夫は嫁に對して柔順で無ければな

らない。それで柔順といふ徳は、親子の差別なく、男女の差別なく、社會的生活を爲して居る人間たる者には當然性として存するのである。然るに女大學では「女は唯和ぎ隨ひて」と教訓して、女子を無條件的に男子に盲従させることを企て、居る。女子がこの柔順の徳を奉じて男子の不正義なる要求に懾服して奴隸と爲つて居れば、それが容よりも心の勝れる賢婦であると解釋するのである。殊に「貞信に情ふかく」と在るやうに、女子は貞操を男子よりも多く強ひられ、夫が妾宅に起臥して居る場合でも、柳巷に惑溺して居る場合でも、妻は之れを恨み嫉むことが無く、大に情ふかく仁慈同情の心を懷いて、愛らしき我が夫よと言つて讚美して居なければならぬ。之れを恨み嫉み、心騒がしく恐ろしく、言葉あらゝかなるは、靜淑の徳に缺けた者で、女の道に違ふた者となる。女大學第二章は斯うして、女子に柔順貞淑を強ひること甚だしく、「女は唯」とあつて無條件的差別觀から獨斷的に女子の個性に關する道徳を規定して居る。女大學は固より女子の教訓書であるから、男女共通の道徳を女子に向つて説く場



合に假に女子の道德と爲すことは差支ないが、此の場合には女子の個性的道德と差別して置かなければ、誤解を招く虞がある。『女は唯和ぎ随ひて、貞信に情ふかく、靜なるを淑とす』といふ條文を、男女共通の道德書たるべき四書五經や益軒の和俗童子訓から引き抜いて女子の道德として掲げたとしても、之れを江戸時代の道德から檢證すれば、四書五經や和俗童子訓を讀んで居た男子が或は妾を有し或は花柳の巷に出入して居たに拘はらず、女子はその娼妓に至るまで男子に對して女大學の規定通りに和ぎ順ひて貞信に情ふかく、靜なるを淑として之れを遵奉して怠らなかつた。是れに由つて觀ても、男女共通の道德を個性的道德と混同して、女子に向つて之れを力説して、男子に向つて冷淡であつたことは掩ふべからざる事實である。是れが爲めに、江戸時代には男尊女卑の片務的の道德が社會的に確立されて、男子は無條件的差別觀からして女子に過酷なる道德を武斷的に課すに至つたのである。『女は唯和ぎ随ひて、貞信に情ふかく、靜なるを淑とす』と云ふ教訓は、その時代思潮の標語であつて、大正の今日に於

ける我國の婦人等が夫の前に出れば、一も二も無く此の舊幕時代の傳習に捉はれて、夫の不正義なコンミッションに就いても和ぎ随ひ、夫の茶屋遊びに對しても貞信に情ふかく、遂に妾と同室するに至つても靜に淑である。

新派の悲劇を觀て居ると、日本の若い女主人公は殆ど同一な型に出來て居る。若い娘が父母や親戚から嫁入を強ひられる場合や、妻が夫に虐待される場合や、雇女が雇主に虐待される場合や、妙齡の處女が惡漢の爲めに誘拐される場合などには、現在に於ける日本女子は殆ど申し合せたやうに、和ぎ随ひ、貞信にして情ふかく、靜に淑である。男子の不正義に對して之れを論破する辯舌がなく、之れを叱責する勇氣がない。男子が眼を怒らし拳を振つて一撃すれば、其れで既う縮み上る。若し三尺の秋水を以て脅し、拳銃を以て威せば、既う蛞蝓なめくじのやうに柔かに爲つて、殆ど喪心して了ふ。然るに今日の西洋婦人はかう云ふ場合になると中々雄々しく爲つて、殆ど男子と同じ勇氣を奮ひ起す。西洋の近代劇を活動寫眞で觀て居ても想像が附くが、男子の不正義



に對する場合には女子は之れを論破し之れを叱責するばかりで無く、猛然として怒り、憤然として肉迫する。男子が之れに腕力を加へんとすれば、矢庭に針を刺して重傷を負はせたり、其の邊の物を取つて男子の眉間を打ち割つたりする。明治以前には我國の女子も短刀を懐中して居て、この武器の力で兎に角自己の人格を擁護することに努めたから、今日の女子よりも氣骨は稜々たる有様であつた。然るに武器を取り上げられてからの日本女子と云ふものは、すつかり意氣地なしに爲つた。武器なしに精神上の勇氣を奮つて正義人道の上より、人格の權利義務として男子の亂暴を制する力が無い。然るに西洋の女子には之れが有る。彼等は赤子空拳で見事に男子を後に瞠若ならしめて居る。着物の裾を男子が踏んだ丈でも根本的に謝罪させなければ氣が澄まなう。一語の侮言を加へられても男子を法廷の訊問に附さなければ感情が晴れない。小指の皮を擦り剝かれた丈でも、數千圓の損害賠償を請求する。是れは男女は互に禮義を守り、相尊敬して苟も不正の行爲を爲すべきで無いと云ふ男女道德の鞏固なる觀念

に由來して居る。然るに偶々男子より不正を敢て爲されれば甚だ不愉快で、自己の人格を侮辱された念が強烈に起る。この場合に西洋の女子はこれを自己一人の問題として考へずに、女性一同の問題と解して、公憤の上より件の男子に對して社會的制裁を加へて、天下の正義を防衛するに妙を得て居る。この場合に日本の女子ならば、寛大とか靜淑とか忍辱とか諦めの養生とか曰ふ道具立に據つて判斷し、假令けだ物と罵られても、或は髪を攔んで巴型に振り廻はされても、泣き寝入りになり、男子の後悔する時節の到來するのを夢に待つことにする。男子の道德が社會的に進歩すれば、再び女性に對して斯んな無禮の振舞はなさぬであらうと考へたりする。それが若し男子に對して抗論したり、訴訟したりするならば、淑徳のない莫連女と看做されて了ふ。其の結果は何うであるかといふに、日本の男子は到る處に於て女子をけだ物と罵り、髪を攔んで巴型に振り廻して居る。そして男子は決して後悔することなく、また男子の社會的道德は何時になつても進歩する形勢が無い。これは皆女子に社會的制裁力が微



弱な爲めである。女子が男子の不正義に對して抗論したり、之れを國家の保護の下に法廷に争ふたりすることが頻出して、男子を酷い目に遭はせ、手つ嚴しい膺懲を加へる結果として、男子一同に對して社會的恐慌を來たし、従つて有徳の君子に成らざるを得ないことに爲るのである。現在の日本女子は男子に對して無政府主義であり、無爲にして治を爲さんと夢を見て居る。或は司法の力により、或は行政の力により、或は立法の力により、立憲的に法治思想の上から男子の社會的道德を向上せしめやうとはし無い。唯だけだ物と罵られ髪を掴んで振り廻されても、尙ほ甘んじて以て和ぎ隨ひ、眞信にして情ふかく、靜なるを淑として居る。丁度、これは暴君に仕へて虐政に甘んじて居る愚民と同様で、全く自己の人格を識らぬ未開人の行爲である。女大學は其の教科書であつた。

## 女大學第三章

一 女子は幼時より男女の別を正くして、假初にも戯れたることを見聞しむべからず。古への禮に、男女は序を同くせず、衣裳をも同處に置ず、同じ所にて浴せず、物を受取渡す事も手より手へ直にせず、夜行時は必ず燭をともして行へし。他人はいふに及ばず、夫婦兄弟にても別を正くすべしと也。今時の民家は此様の法をしらずして、行規を亂にして名を穢し、親兄弟に辱をあたへ、一生身を空にする者有り、口惜き事にあらずや。女は父母の命と媒酌とに非れば交らずと、小學にもみえたり。假令命を失ふとも、心を金石のごとくに堅くして、義を守るべし。

此の章はやゝ長い文であるが、家庭教育、男女交際、結婚等に互つて、女子の教訓を規定して居る。福澤氏はこの章に對して、主として家庭教育から大要左の如き評論



を下された。

『幼稚の時より男女の別を正しくして、假初にも戯れたる事を見聞せしむ可からずと云ふ。即ち淫猥不潔のことは目にも見ず、耳にも聞かぬやうにす可しとの意味ならん、至極の教訓なり。是等は都て家風に存することにして、稚き子供の父たる家の主人が不行跡にて、内に妾を飼ひ、外に花柳に戯るゝなどの亂暴にては、如何に子供を教訓せんとするも、淫猥不潔の手本を近く我が家の内に見聞するが故に、千言萬語の教訓は水泡に歸す可きのみ。……曾て東京に一士人あり、頗る西洋の文明を悦び、一切萬事改進歩を氣取りながら、其實は支那臺の西洋鍍金にして、殊に道德の一段に至りては常に周公孔子を云々して、子女の教訓に小學又は女大學等の主義を唱へ、家法最も嚴重にして、親子相接するにも賓客の如く、曾て行義を亂りたることなく、一見甚だ美なるに似たれども、氣の毒なるは主人公の身持不行儀にして、淫行を恣にし、内に妾を飼ひ、外に賤業婦を弄ぶのみか、此男は某地方出身の者にて、郷里に正當の

妻を遣し、東京に來りて正に第二の妻と結婚して所謂一妻一妾は扱置き、二妻數妾の滅茶苦茶なれば、子供の嚴父に於ける唯その嚴重なる命令に恐入り、何事に就ても唯々諾々するのみ。曾て之に心服する者なし。歲月の間に其子供等は小學を勉強して不孝の子となり、女大學を暗誦して淫婦となり、儒教の家庭より禽獸を出したるこそ可笑しけれ。』

福澤氏の批評は正鵠を得たもので、頗る痛快である。その家庭に於て男女道德が亂れて居つては、如何に子供に貞操を督勵しても駄目である。『假令命を失ふとも心を金石のごとくに堅くして義を守るべし』と教訓しても効果がない。親が子供の貞操を養護し、男女道德上の人格者たらしめんとするには、親自身が先づ假初にも戯れたることを見聞せぬ人に爲らなければならぬ。歌に『横に行く蟹が教へた蟹の子に直ぐに這へとは無理な親蟹』と云ふのがある。克くく味ふべきである。

次に此の章には、『古への禮に、男女は席を同くせず、衣裳をも同處に置ず、同じ所



にて浴せず、物を受取渡す事も手より手に直にせず、夜行時は必ず燭をもして行くべし。』とあるが、是れは禮記の教訓を輸入したのである。禮記の内則には左の如く記されて居る。『外内不<sub>レ</sub>共<sub>レ</sub>井。不<sub>レ</sub>共<sub>二</sub>溲浴。不<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>寢席。不<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>乞假。男女不<sub>レ</sub>通<sub>二</sub>衣裳。内言不<sub>レ</sub>出。外言不<sub>レ</sub>入。男子入<sub>レ</sub>内不<sub>レ</sub>嘯不<sub>レ</sub>指。夜行以<sub>レ</sub>燭。無<sub>レ</sub>燭則止』と。これは支那上古の風俗であつて、今日これを全部適用し得るものではない。『男女席を同くせず』と云ふやうな事は到底今日の世には行はれ無いのみならず、之れを行ふは却つて女子を侮辱し虐待することに爲る。男女七歳になれば、小學校に入れて同室で混合教育を爲し、更に大學に至つても男女肱を接して、人格の修養を試みると云ふ時代になつて居る。『物を受取渡すに手より手へ直にせず』と在つて、日本では扇の上になど載せて遣取りして居たが、今日では男女が初めて相知れば互に手を握るのが國際的禮儀になつて居る。『衣裳を同じ所に置かず』と云ふのはこれは今日でも行はれて居る。夫婦でも兄妹でも各自に私室を有して、自分の室に自分の物を納めて置くことは肝要である。

女子の化粧道具や洗濯物などを男子の押入に突込んで置くなどは不見識である。『同じ所にて浴せず』と云ふのは今日でも正しいことである。湯屋の浴槽も男女別々になつて居るし、家庭では男女は交代して浴して居る。惟だ海水浴場のやうな所では、夫婦や兄妹には監督關係が有るし、又一般の男女が廣い海中に入るのであるから、之れを取締る柵が無いので、大自然の浴槽に漬つて性の差別なく、眞砂同然に磯の波に漂ふて居るは已むを得ないことである。

それから此の禮記の内則では男女の交際を禁じて居る。『男女は席を同くせず』と云ふ大禁札が立てられて有るから、若い男女が自由に相知る機會が無く、相語る場所が無く、相互の人格を理解する方法は固より無く、互に戀愛することは絶対に出來ない仕掛になつて居る。それで小學でも、『女は父母の命と媒酌とに非ざれば交らず』と規定されたのである。即ち父母や媒酌人が娘の夫として候補者を、自己の人生觀に依つて物色して後に、父母の命令として其の男子と交ることを許諾されるのである。そ



こで娘は父母や媒酌人からの又聞に因つて其の男子の人格を信用し、その婚禮の晩から知らぬ男子を所天として奉ぜねばならぬのである。性格や趣味や才能や、教育や人格や一切の理想に對して、大なる不満足を有して居る場合でも天の與へた良人として之れを愛さねばならない。酒を飲んで狂亂し、花柳に出入して産を失ひ、妻子を打擲して亂暴浪籍を極める男子であつても、之れに盲從して奴隸的奉公を爲さねばならない。假令夫の花柳病に感染して、皮膚は瘦せ、肉は落ち、骨がらみとなり、命旦夕に逼つても、父母の命じた夫を棄て、去る譯には行かない。男女の平等觀の上に自由交際を前提として人格的戀愛に由つて結合した夫婦であれば、是の道德的規約を裏切つた場合には妻は斷乎として夫に對して離婚を言渡すことが出来るが、家族制度の男尊女卑觀の上に父母の命令に由つて結ばれた夫婦であれば、夫が如何なる不行跡を爲しても、一段他人へ呉れ渡された女の身の上であるから、こゝを墳墓の地と頼んで、儂なき一生を草葉の露に消さねばならない。男女道德の人格的戀愛を知らぬ女子の末路

は實に斯くの如くである。『今時の民家は此様の法をしらずして行規を亂にして名を穢し、親兄弟に辱をあたへ、一生身を空にする者有り、口惜き事ならずや』と云ふは却つて、女大學を奉じた女子の末路を弔つた詞に當る。父母や媒酌人の干渉を斥け、自らの人格より出發して理想の愛人を求めて結合することが、新人の道德であり、是れこそ女大學と申すべきである。『假令命を失ふとも心を金石のごとくに堅くして義を守るべし』とは、父母や媒酌人の干渉に對する場合の護身用と解すべきである。女大學が支那古代に於ける禮記の不健全なる男女道德を翻譯して、江戸時代の女子に強要したことは、實に女性の爲めに千載の恨事であつた。

### 女大學第四章

一 婦人は夫の家を我家とする故に、唐土には嫁を歸るといふ。  
我家に歸るといふ事なり。假令夫の家貧賤成共夫を怨むべから



ず。天より我に與へ給へる家の貧は、我仕合のあしき故なりと思ひ、一度嫁しては其家を出でざるを女の道とする事、古聖人の訓也。若し女の道に背き、去らるゝ時は一生の恥也。されば婦人に七去とて、悪しき事七つ有り。一には嬖に順ざる女は去べし。二つには子なき女は去べし。是れ妻を娶るは子孫相續の爲なれば也。然れども婦人の心正しく、行儀能して、妬心なくば、去ずとも同姓の子を養ふべし。或は妾に子あれば、妻に子なくとも去に及ばず。三には淫亂なれば去る。四には恪氣深ければ去る。五には癩病などの悪き疾あれば去る。六に多言にて慎なく物いひ過すは親類とも中悪く成り、家亂るゝ物なれば去べし。七には物を盜心

あれば去る。此七去は皆聖人の教也、女は一度嫁して其家を出されては、假令二度富貴なる夫に嫁するも、女の道に違て大なる辱なり。

扱て女大學第一章の劈頭には、『夫女子は成長して他人の家へ行き、舅姑に仕ふるものなれば云々』と記されて、他人の家を舅姑の家とも又は夫の家とも解し得るやうに成つて居たが、此の四章に至つては主として夫の家として解して居る。先づ『婦人は夫の家を我家とする故に、唐土には嫁を歸るといふ。』と書かれて居る。是れに由つて觀れば、婦人には元來自己の家と云ふものは無く、夫の家を以て假に我家と看做して居るに過ぎないものに爲つて居る。一男一女が結合して、茲に各の自己の家なる共通の一家を組織すると云ふ意味では無く、夫の家と云ふ既成的の家に妻が新に従屬することに因つて、假にその夫の家を自己の家に擬ふに過ぎないものに爲つて居る。それ



で婚嫁と云ふことは妻が夫と與に自己の家庭を作ることでは無く、此の既成的な夫の家へ新に従屬することを指すのである。それで、『唐土には嫁を歸るといふ。』と書かれたのである。即ち女子の結婚なるものは、支那では妻が夫の家に隸屬して、女子としての本來の目的地に到達したことを意味するので、『歸る』とは其の原狀に復することを云ふのである。それで女子は生れて父母に屬して居るが、此處は女子に取つての眞個の家では無く、夫の家に屬して初めて其處に眞個の自己の家なるものを見出すと云ふのが、女子結婚の本義になつて居るので、此の場合には別に熟語が出来て居て、これを歸嫁と稱するのである。故に女子は結婚して父母の家を去り、既に夫の家に復歸した以上は、そこが我が根本に於ける永住の地であるが爲めに、如何なる場合に臨んでも其處を先途と踏み止り、二度と父母の家に歸ることの出来ない使命を帯び、宿命を有つて居る。だから、舅姑又は夫の爲めに離婚されて其の家を追出されることは、我が根本に於ける安樂淨土を追放されることに當り、陋態この外は無く、全

く人生の意義を失ふことに爲るのである。それで女大學では、『假令夫の家貧賤成共夫を怨むべからず。天より我に與へ給へる家の貧は、我仕合のあしき故なりと思ひ、一度嫁しては其家を出でざるを女の道とする事、古聖人の訓也。若し女の道に背き、去らるゝ時は一生の恥也。』と規定したのである。

此の古聖人の訓としての歸嫁の道德は、江戸時代に及んで武士道と合して一大勢力と成つた。武士の娘が結婚する場合には父から短刀を授けられ、若し離婚されるやうな不始末な行爲があつた節には、女道に對する謝罪として、屑よく自害せよと云ふ教戒を生じたのである。其の結果として女子は一段歸嫁した上は、この女道を守り、古聖人の訓に適はんが爲めに、先づ舅姑又は夫に對して絶對的に服從して奉守の萬全を盡し、その歡心を得て以て苟且にも離婚沙汰などされないやうに努めることに爲つた。従つて男女の結婚なるものは舅姑又は夫を本位にすることに爲り、妻は客位に陥れられ、舅姑又は夫の意見に依つて何時でも自由に離婚される運命者となり、其れが



女子一同の社會的地位に化した。女大學では之れを女子の真相と解し、支那の習俗であるが故に古聖人の訓であると説いて居る。江戸時代では萬事萬端支那の風俗を金科玉條と爲し、中華文明の産物と解して居たのであるから、歸嫁の道德を無上大法として奉じたことにも無理ならぬ事情があつた。けれども大正の今日に於ては、泰西の有らゆる文物も我國に輸入され、世界の文明は已に天下に共通となり、今や吾々は日進月歩の思想を呼吸して生きて居る。殊に男女道德に至つては、一男一女の人格的戀愛の結合によつて、始めて自己の家なる共通の一家が創立されると爲す思想は、已に世界的な思想となり、古代支那に於ける男子本位の歸嫁の思想のやうなものは全く過去の骨董遺物に外ならぬ時代になつて居る。然るに江戸時代の末葉を去ること僅に半世紀に過ぎない我が日本の現在社會に於ては、遺憾ながら女大學の歸嫁の思想が事實上の習慣となつて、多くの男女は知らず／＼に此の舊慣に捉はれて生活して居る。不見識にも男子は『妻を娶る』と稱し、女子は『夫の家へ嫁ぐ』と稱して怪しまない。その結

果として此の古代支那の婚姻法に屬する一切の離婚法をも女子は全部これを服膺しなければならぬ義務を課せられて居る。それは第四章の後半にある七去の道德である。

七去と云ふのは妻が離婚される場合に於ける七箇條の理由である。今日の民法に於ける離婚の理由といふ意味に該當する。唯だ今日の離婚法は男女相對的に規定されて居るが、古代支那に於ける七去は片務的のもので、男子が女子を離婚する場合にのみ適用される規定になつて居る。さうして女大學では、『此七去は皆聖人の教也』と記されて、絶對無限の權威を帯びて居る。然らばこの聖人の教とは抑も何であるかを探究して見るに、それは大戴禮記の文字に憑據して居るのである。禮記は孔子が堯舜の道としての儀禮を講述したものとされて居る。漢代に至つて多くの儒者に依つて集録されたものである。それで漢以前の支那に於ける諸種の禮儀作法を蒐集したものが、謂ゆる此の禮記であると解して能からう。即ち儒者の見た支那古代の禮法を記したものが禮記である。此の禮記の中には内則と昏義との二篇があつて、専ら男女に關する



諸種の道德を規定して居る。其の中に此の七去の道德が記されて居る。その全文を茲に掲げると下のやうになる。「婦有七去。不順父母去。無子去。淫去。妬去。有惡疾去。多言去。竊盜去。有三不去。有所取無所歸不去。與更三年喪不去。前貧賤後富貴不去。」と。この七去の去の字には色々の語義があるが、茲では捨といふ意味で、無用なものを捨て去るの義である。壊れた器物や掃き溜めた塵埃などを捨て去ると同義である。女大學はこの漢文を和譯して麗々と掲げたのである。斯くして三下り半の思想は我が國に於ける離婚の習慣法と爲つたのである。之れに對して福澤氏は總評として下の如く言はれて居る。「右第一より七に至るまで種々の文句はあれども、詰る處、婦人の權力を取縮めて運動を不自由にし、男子をして隨意に妻を去るの餘地を得せしめたるものと云ふの外なし。然るに女大學は古來女子社會の寶書と崇められ、一般の教育に用ひて女子を警しむるのみならず、女子が此教に従て萎縮すればするほど、男子の爲めに便利なるゆゑ、男子の方が却て女大學の趣意を唱へて以

て、自身の我儘を恣にせんとするもの多し。或る地方の好色男子が常に不品行を働き、内君の苦情に堪へず、依て一策を案じて内君を耶蘇教會に入會せしめ、其目的は専ら女性の嫉妬心を和らげて、自身の獸行を逞うせんとの計畫なりしに、内君の苦情遂に止まずして失望したりとの奇談あり。天下の男子にして女大學の主義を云々するは、多くは此好色男子の類にして我田に水を引くものなり。女子たる者は決して油斷す可からず。』福澤氏の批評は簡單にして要領を得て、眞に翁の申される通りである。七去の離婚法は全く男子の便宜上から割出されて設けられたもので、女子の人權を蹂躪し盡した惡法である。日本の神代にも聞かず、又た希臘羅馬猶太の古代にも先蹤のない亂暴狼籍な離婚法であつて、全く支那獨特の產物である。然るに此の惡產物を七寶珍器のやうに奉ずる男子や、又は知らず／＼の間にその腐敗せる惡臭の中に薰染されて居る男女が、大正の我國に於ても中々夥しいのである。

扱て七去の第一項に於ける、『一には嬖に順ざる女は去るべし』と云ふ教訓は果して



正しいか何うか。女子の結婚の本體を一男一女の人格的戀愛に置かず、他人の家に  
行つて舅姑に仕ふることに置くのが、舊道德の婚姻法であるから、嬢といふ父母に仕  
ふることを爲さねば不孝の子となるが故に、斯かる嬢を離婚して捨て去ると云ふこと  
は尤も道理の存する所である。けれども今日の男女道德に於ては、結婚の本體は舅姑  
に仕へるに在るのでは無く、又は夫に侍り傳くに在るでも無く、全く一男一女の人格  
的戀愛に嚴存するのだから、嬢に對して不柔順であつても其れは離婚の理由にはなら  
ない。現行民法第四編の離婚法に於て、夫が訴を提起して妻を離婚し得る場合が十箇  
條示されて有るが、嬢に對して不柔順なることは何の條項に照して見ても離婚の理由  
には爲つて居ない。第八項に『配偶者が自己の直系尊屬に對して虐待を爲し又は之に  
重大なる侮辱を加へたる時。』と云ふ規定があるが、此の規定は嬢が嬢に對して不柔  
順であつたこととは全く別問題である。單に不柔順であつたと云ふことは、決して虐  
待又は重大なる侮辱を加へたことと同一視すべき行爲では無い。況して是の舊道德に

於ける舅姑は新道德に於ては夫の父母であり、法律上に於ては配偶者の直系尊屬であ  
るから、其の意味で大に敬慕しなければならぬ義務がある。けれども夫の父母と妻と  
の間には年齢の差等もあり、性格又は思想の異同もあり、教育の程度もあり、二者に  
意見の相違が生じて、妻が夫の父母に不柔順なことの有るのは到底免れ難い現象であ  
る。然るに此の場合に夫の父母又は夫がその妻に對して柔順を強要し、進んで離婚を  
以て脅すとは實に野蠻極まる壓制であると申すの外はない。然るに大正の今日に於て、  
尙この蠻風が都市村落の何處を問はず、滔々して行はれて居るを見ては只だ嗟然たら  
ざるを得ない。

次に七去の第二項には、『二には子なき女は去るべし。是れ妻を娶るは子孫相續の爲  
なれば也。然れども婦人の心正しく、行儀能くして、妬心なくば去ずとも同姓の子を養  
ふべし。或は妻に子あらば妻に子なくとも去に及ばず。』といふ教訓が掲げられて居る  
が、是れは果して正しいか何うか。同項に對しては福澤氏は下の如き最も剴切な批評



をされて居る。『第二、子なき女は去ると云ふ、實に謂はれもなき口實なり。夫婦の間に子なき其原因は男子に在るか女子にあるか、是れは生理上解剖上精神上病理上の問題にして、今日進歩の醫學も尙ほ未だ其眞實を斷ずるに由なし。夫婦同居して子なき婦人が偶然に再縁して子を産むことあり。多淫の男子が妾など幾人も召使ひながら、遂に一子なきの例あり。其等の事實を辨へずして、此女に子なしと斷定するは、畢竟無學の臆測と云ふ可きのみ。子なきが故に離縁と云へば、家に婿養子して配偶の娘が子を産まぬとき、子なき男は去る可しとて、養子を追出さねばならぬ譯なり。左れば此一節は女大學記者も餘程勘辨して、末段に筆を足し、婦人の心正しければ子なくも去るに及ばすと記したるは、流石に此離婚法の無理なるを自覺したることならん。又妾に子あらば妻に子なくとも去るに及ばずとは、元來餘計な文句にして、何の爲めに記したるや解す可からず。依て竊に案ずるに、本文の初に子なき女は去ると先づ宣言して、文の末に至り妾に子あらば去るに及ばずと前後照應して、男子に蓄妾の餘地を

與へ、暗々裡に妻をして自身の地位を固くせんが爲め、蓄妾の惡事たるを口に言はずして、却て之を夫に勧めしむるの深意ならんと邪推せざるを得ず。又事實に於ても古來大名などが妾を飼ふとき、奥方より進ぜらるゝの名儀あり。男子が醜惡を犯しながら、其罪を妻に分つとは陰險も亦甚だし。女大學の毒筆興りて力ありと云ふべし。』

此の福澤氏の批評に依つて殆ど評論の餘地が無いやうであるが、余は倫理學各論上より學理的に若干の評語を補足して置きたい。此の女大學第四章では、結婚の目的を子孫相續の爲めと解して居る。即ち家系の存續を以て結婚の目的とするのである。それも男女相對的では無く、男子本位に、男子の結婚の目的は男子の家の子孫相續の爲めであると大書して居る。女子の結婚の目的は既に第一章に掲げられて居るやうに、他人の家へ行つて舅姑に仕ふることであつたが、今この第四章に於ける男子の結婚の目的に呼應せんが爲めに、必ず子を生んで相續人を提供すべきことが内含的に義務とされて居る。それで、女子の結婚の目的は舅姑に仕へる旁ら、夫の胤を宿して兒を生



むことである。随つて男子の結婚の目的は、妻を娶つて兒を生ませることである。然らば此の思想は倫理學上より觀て正しいか何うか。余は拙著男女道德論第七章第三節に於て、この事に關して詳述して置いた。余の倫理學史的研究の結果によれば、結婚の目的に關する古來の學説は歸するところ、(一)生子説、(二)肉慾満足説、(三)生活説、(四)家庭説、(五)戀愛説の五種に要約することが出来る、(一)の生子説と云ふのは、結婚の目的は子を生む爲めであると解するのである。そして此の説には諸種の立脚地があつて、種を蕃殖する爲めであると解する説、種を改善する爲めであると解する説、家系を繼續する爲めであると解する説、人口増殖の爲めであると解する説等がある。(二)の肉慾満足説と云ふのは、結婚の目的は夫婦の肉慾を満足する爲めであると解するのである。(三)の生活説と云ふのは、結婚の目的は自身の經濟的生活の爲めに、米糧を求めることであると解するのである。(四)の家庭説と云ふのは、結婚の目的は家庭を造る爲めであると解するのである。(五)の戀愛説と云ふのは、結婚の目的

は一夫一婦の戀愛に生きる人格的生活の爲めであると解するので、此の人格的戀愛の中に、子を生むことも、肉慾の満足も、經濟的生活も、家庭の團欒も、總て含まれて實現されると解するのである。其れで以上の五説は、何れも各の一面の眞理を有して居るが畢竟するところ第五の戀愛説が凡ての眞理を綜合具體した正説になる。然るに子孫相續は單に男子の家系を繼續する趣旨に基いたもので、古代の人類には大抵の民族に描かれて居た思想である。支那では専ら禮記の昏義といふ章に於て下の如く規定されて居る。『昏禮者。將合二姓之好。上以事宗廟。而下以繼後世也。故君子重之也。』とある。全く男子の結婚の目的を家の爲めに置くので、先祖を祭ること、家系を相續することの二要素を合一させて居る。結婚は一男一女が自己の人格を實現する爲めの行爲では無くて、専ら父權的家長制に因り、男子が自己の家系存續の爲めの行爲である。若し彼等に人格の觀念が有つたとすれば、其れは家系の存續の爲めに女子を利用して子を生ませることに解したに過ぎない。相互に何等の人格的な愛情が無くと



も、子を生めば其れで足れりとするのである。況して女の腹は借物になつて居る。そこで結婚の目的を支那流に解して子孫相續説を奉ずることに爲れば、妻に子の無い時はその舅姑又は夫は家の爲めに之れを離婚しなければならぬ義務がある。妻はまた他人の家へ行つて其の宗廟及び後世の爲めに子を生まねばならぬ義務を履行することが出来ない。有るから、直ちに離婚され、捨て去られることは當然の結果になる。支那では斯の場合には實家に於ける親の下に再び屬することに爲る。けれども引取らるべき親の無い場合には、不去の原則に因つて離婚され無いことに爲る。是れは引取るべき親の無い孤兒を捨て去ると云ふことは仁義に反すると云ふ趣意から來て居る。然るに我國の武士道に於ける歸嫁の意義には、短刀の教が加はつて居るから、此の場合には斷乎として處決しなければ成らない。子の出ない原因が假令男子にある場合でも、既に離婚された以上は、女子たる者は潔く短刀の鞘を拂つて自殺しなければ成らぬ結論になる。そこで流石の女大學も此の慘酷な道德を女子に負擔させることは人情に忍

びぬと解したので、同姓の養子又は蓄妾の制度に憑つて之れを彌縫して、不去の特別法を設けたのである。此の特別法に依れば夫婦はその間に子が無くとも、同姓の養子又は愛妾の腹に子を有することに因つて、結婚の目的を達し得るのである。其の一は夫が妻を愛することが無くとも、妻だに心正しく行儀能くして妬心なければ、同姓の子を養ふことに因つて、夫婦の結婚なるものが目的を達して居ると云ふのである。其の二は、夫が妻と館を異にして生活して居ても、妻だに心正しく行儀能くして妬心なければ、妾を蓄へて子を生ませることに因つて妻は救はれるので、夫の顔を一年に一度望月のやうに見るだけの妻であつても、彼等の結婚はその目的を達して居ると云ふのである。是れに由つて觀ても、女大學の結婚の目的なるものは野蠻極まるもので、全く家の爲めに奴隸的奉公を爲して居るので、自己の人格を實現することには些も關係して居ないばかりで無く、全く自己の人格を滅亡し去つて居る。つまり古代支那の父權的家長制の習俗を宣傳した女大學は、家といふ少團體に對する義務のみを重んじて、



個人の權利と云ふものを知らなかつたのである。社會的なる個人の人格を單に家といふ一小局部に制限して、國家的又は世界的の意義を有して居ないのである。現代に於ける吾々の結婚なるものは、單に祖先に對する祭祀用としての線香蠟燭と同視さるべきものでは無くて、人類の世界的文明の上に人生の目的を達する手段として、人格的に意義を有するのである。其れを不健全なる生子説に依つて家系相續の上から解釋した結果、竟に養子又は蓄妾の行爲に陥つて、結婚の人格的意義を沒滅したのは實に嗤はざるを得ない者である。それで現行民法の婚姻法に於ては、子の無いことは離婚の理由には成らないのである。

次に第三項に、『淫亂なれば去る』と云ふ教訓があるが、其れは正しいか何うか。新道德に依れば、結婚は一夫一婦の人格的和合であるから、其の間に貞操の嚴厲たるものが存して初めて永久不變性を有する。然るに其の配偶者の一方が敢て不徳の行爲に因つて其の永久不變性を破壊して、人格的和合を滅却した場合は是れ即ち姦通である

から、此の淫亂に對しては離婚の理由を形成して居る。即ち配偶者の一方が姦通に因つて淫亂の罪を犯した時は、その一方は裁判上の離婚を爲すことが出来る。又た協議上に於て一方に離婚を強要することも出来る。併し乍ら女大學に於ける七去の第三項は右のやうな男女相務的の離婚法では無い。男子が女子に對する場合に限られて居て、極めて片務的なものである。夫が淫亂である場合でも、妻に淫亂の行爲があれば、直ちに離婚の理由に成るのである。是れは家の系統を重んずる家族主義道德の觀念に由來したので、男子は幾人ともなく妾を蓄へて子を濫造するを道德上許されて居るから、之れに對しては淫亂の不徳を以て問責する理由が無いが、女子は夫以外の男子と通ずれば妊娠の虞があるので、夫の家系を亂すことに爲り、大に罪惡であるが故に之れを淫亂として七去の一に加へたのである。我が國の現行刑法に於ても、女子の姦通又は重婚を禁じ、妻が姦通又は重婚の刑に處せられた場合には、民法上に於ても離婚の理由に成るのである。けれども我が國に於ては、夫が姦通罪又は重婚の刑に處せられた



時にだけ妻は輕うじて離婚することが出来るのみで、夫が獨身の女子と通じた場合には姦通に爲らないのである。現行刑法に於ても現行民法に於ても、敢て之を問うて居ない。西洋諸國の法規に於ても過去の社會では日本と同様であつたが、輓近の諸法規に在つては此等の不合理な點を是正して、姦通を男女平等に規定することに爲つた。斯の間に在りて、獨り昔日の蠻習を持續して、男女不平等の觀念に由つて規定され、男女不公平の而かも古代支那道德に由つて規定されて居るのは、女大學を無意識の間に奉じて疑はない現在の日本女子のみである。其の不見識にして意氣地なきことは西洋諸國の女子に比べて見て、實に時間に見積れば遼遠百年の違があり、空間に見積れば隔絶千里の差がある。又かゝる女子を女道の真相を得たものと解して、女子の人格を蹂躪して居る日本男子は、現状のところ遺憾ながら劣等なる一好色漢であると評さざるを得ない。

次に第四項には、『四には恪氣深ければ去る』と云ふ教訓がある。是れは果して正し

いか何うか。以上の如く男子は妾を有し、或は花柳の巷に出入することが道德上通り御免であるから、妻が之れに對して恪氣深ければ、夫に對しては甚だ不都合な状態を醸すことになる。妾を愛して子を儲けんとする折から、妻に恪氣され妨害されては、家系相續の大業を阻礙される。是れは一家の宗廟を絶ち、延いて家稷の基礎を危くし、終には天下の大亂を成すものであると解するのである。それで『恪氣深ければ去る』と云ふ教訓は古代支那の家族主義道德としては極めて正しかつた。けれども之れを江戸時代に翻譯して、女子に強要したことは甚だ壓制であつた。況して今日では世界に共通な倫理學より見た男女道德があり、一夫一婦の人格的戀愛を擁護する貞操をして永久に確保する爲めには、嫉妬は却つて必要な護身用になつて居る。夫婦の和合を擁護する爲めに、各自の性的行爲を二分して七分の戀愛を三分の嫉妬を以て監視することは、夫婦生活の結果として當然なことであるばかりで無く、寧ろ其れは彼等の大なる義務になつて居る。自己の配偶者が他の異性と姦通して居るのを、表向では冷然と構



へて聞かざるが如く見ざるが如く、無關心なる態度を取り、裏では柳眉を逆立て頭痛鉢巻して居るとは、全く虚偽生活であつて、自己の人格を自ら侮辱して居る者である。自己の配偶者が他の異性を愛し、又他の異性が自己の配偶者の靈肉を侵して居るのを平然として黙許し、恬淡として解放して、之れに對して憤慨の情を懷かないのを以て正しいと爲すなどは、夫婦の人格的意義を失し、一夫一婦の大倫を亂るもので、甚だしい悖徳である。夫婦は互に七分の戀愛に三分の嫉妬を配して、始めて一夫一婦の綱常が保たれ、貞操が常緑樹のやうに永久に蓁蓁たること出来るのである。然るに女大學では古代支那の男女道德を輸入して、夫にのみ此の嫉妬に對する自由權を與へ、妻には之れを大に禁制したのである。夫は妾を愛して之れを己が居室に置き、妻は妾の願使によつて女中部屋の一隅に生活して居る場合でも、妻はこれを嫉妬することが出来ないで、若し強ひて之れを嫉妬すれば忽ちに離婚されて、女の道に違ふた者となり、古聖人の訓に背いた不徳者になる。夫が花柳の巷に出入して、自動車で物見遊

山に日を送つて居る場合でも、之れに對して恪氣するなどは以ての外の過ちに成り、萬事諦めを以つて心の養生とせねばならぬ掟である。それで『恪氣深ければ去る』の道德は、全く男子本位の社會に於ける惡法であつて、女子の人格を蹂躪してさながら阿修羅王の荒れたるが如く、大惡象の狂ひ舞ふが如き道德である。それで現行民法に於ても、恪氣の深いことは離婚の理由には爲らないのである。唯だ現在の日本に於ては、夫が妾を有し又は花柳の巷に出入して居る場合に、妻が嫉妬がましい行爲をすれば、夫は暴力を以て妻に當り、慘酷な體罰を加へ、協議上の離婚を強要することが實際の事實として行はれて居る。妻は離婚されるのを怖れるが爲めに、夫に蓄妾又は買女の行爲があつても、之れに對して嫉妬し無いことを努めなければ成らぬのは、日本女子の社會に取つては氣の毒千萬なことである。併し乍ら女子は何時迄も斯かる人格滅亡の陣形を死守すべきでは無い。斯様な場合に臨んだ以上は改めて敗水の陣を張り、同性社會の殉教者となる覺悟を以て、須らく憤然として夫と争ひ、斷々乎として嫉妬



すべきである。離婚届などにおめく調印するの拙劣なく、之れを法廷に争つても其の非道を鳴らすべきである。福澤氏も『新女大學』で此の場合に處する妻の決心を教訓されて居るから、茲にその要點を録して參考して見よう。『夫が戸外の經營に失敗して貧窮に沈むが如きは、是れは夫婦諸共に不幸にして双方の間に一點の苦情あるべからず。一沈一浮共に苦樂を同うす可しと雖も、其夫の品行修らずして内に妾を飼ひ、外に花柳に戯れ、敢て獸行を恣にして内を顧みざるが如きは、對等の配偶者を侮辱し虐待するの罪にして斷じて許すべからず。内君たる者は死力を盡して之を争ふべし。世間或は之を見て婦人の嫉妬など云ふ者もあらんなれども、凡俗の評論取るに足らず。男子の獸行を恣にせしむるは男子その者の罪に止まらず、延いて一家の不和不味と爲り、兄弟姉妹相互の隔意と爲り、其獸行翁の死後には單に子孫に病質を遺して其身體を虛弱ならしむるのみならず、不徳の惡風も亦た共に遺傳して家人和合の幸福は固より望む可らず。甚だしきは骨肉相争ひ、親戚陰に謀り、家名の相續、財産の分配等争

論百出、所謂御家騒動の大波瀾を生じて人に笑はるゝの事例さへなきに非ず。而して其不和争擾の衝に當る者は、其時の未亡人即ち今日の内君にして、禍源は一男子の惡徳に由來すること明々白々なれば、苟も内を治むる内君にして夫の不行跡を制止すること能はざるは、自身固有の權利を放棄して其天職を空うする者なりと云はるゝも辯解の辭はあるべからず。嫉妬云々の俗評を憚りて萎縮するが如き、婦人畢生の恥辱と云ふべし。』

次に七去の第五項には、『五に癩病などの惡き疾あれば去る』と云ふ教訓があるが、之れも片務的になつて居る。結婚は家の爲めに行はれるので、自己の爲めでは無いからして、家の血統には何物をも替へられ無い。それで妻が癩病とか肺病とかのやうな惡疾に罹つた場合は、家の血統を亂る虞があるから之れを離婚することに爲る。然るに夫が癩病や肺病になつた時は、夫の家の血統の然らしむる所であるから、妻を離婚する必要はない。又た妻は夫の家を以て自己の家とするのであるから、夫が斯かる難



病に罹つても、天より與へられた夫である故に、自己の仕合のあしき故と觀じて我慢しなければ成らぬことに爲る。然るに新道德では、自己の人格を實現する爲めの結婚であつて、家の爲めの結婚では無いから、假令妻が癩病に爲つても夫が肺病に爲つても、飽く迄もこれを看護し、療養を盡して運命を偕にしなければ成らない。惡疾の故を以て妻を離婚するなどは不正義の甚だしい者である。大正の今日に於ても我國の社會には、妻が惡疾の故でも無くて單に一時的な病氣に罹つてさへ、舅姑や夫から離婚を宣告される事件が到る所に行はれて居る。殊に媒介結婚に據るのであるから、媒介者は結婚の成立を希望するために健康の真相を秘することに爲るので、夫妻の間に何等の直接的な健康の理解が無くて結婚する爲めに、結婚後に至つて驚き騒ぐことが一方ならず、男子側でも女子側でも俱に甚だしい損害を蒙るのである。

次に七去の第六項には、『六に多言にて慎なく、物いひ過すは親類とも中惡く成り、家亂る、物なれば去べし。』とある。此の教訓に依れば、結婚は家を本位として成立し

たものである故に、女子が多言であつて家の内外に干涉し、牝鷄の晨を司るは御家騷動の源であると解するのであるから、妻の多言が離婚の理由と成つたのは古代道德に於ては最なことである。殊に江戸時代のやうな武家封建の制度なるものは、秘密的軍政の社會であるから、女子を箝口して猿轡同然にして置くことは最も必要な道德であつたらう。けれども今日は時代も異なり、女子も學問を爲し、演説をも稽古して雄辯を議政壇上にも奮ふと云ふ時代であるから、世界を總じて一夫一婦の家庭に於て、妻が夫を敬愛しながら賢明なる辯舌を奮ふならば、幾ら多言であつても差支がなく、願くば懸河の滔々として流るゝが如く遣つて貰ひない。寡言の徳は無用の舌を弄さないと云ふ點に在るので、有用の舌ならば多言は男女は問はず平等に歡迎する所である。

次に七去の第七項には、『七には物を盜心あれば去る』と云ふ教訓が在るが、之れも片務的に成つて居る。夫が盜賊を爲した場合に妻は離婚することが出來ないので、妻が盜みをした場合にだけ夫は之れを離婚する權利がある。現行民法では之れに對して



平等に相務的に取扱つて居るので、竊盜強盜詐欺取財等の罪により、輕罪以上の罪又は重禁錮三年以上の刑に處せられた場合に限つて離婚の理由に成つて居る。

以上の七去は女大學に於ては女道に背いた結果として、女子には一生の恥になつて居る。それで最後に、『女は一度嫁して其家を出されては、假令二度富貴なる夫に嫁すとも、女の道に違て大なる辱なり。』と反復して戒めて居る。斯様に女大學は女子の再婚を禁じ、貞操を説くこと至れり盡せりであるが、又た七去の離婚法に依つて女子を捨て去ることも至れり盡せりである。さうして男子は再婚するも勝手であり、妾を蓄へても勝手であり、花柳に戯れても勝手であり、又た如何なる場合でも男子に對する離婚法なるものは無いのである。是れに由つて觀れば、女大學第四章は男子本位に製造した我儘勝手な道德であつて、專制極まる惡法であると謂はなければ成らない。併しながら今日の日本社會には既に男女新道德もあり、新民法もあり、此の專横極まる惡法は既にく破棄されて、女子の奴隸的境遇を救ひ得る妙方案が立てられてある。

然るに一般の女子は未だ之れを顧みずに、猶ほ舊慣の中に捉はれて暴虐なる男子の奴隸となり、玩弄品となつて生活を續けて居るのは、實に淺ましい次第であると申すの外はない。

### 女大學第五章

一 女子は我家に有ては、わが父母に専ら孝を行ふ理也。されども夫の家に行ては専ら舅を我親よりも重んじて、厚く愛し敬ひ、孝行を盡べし。親の方を重んじ、舅の方を輕ずる事なかれ。嬪の方の朝夕の見舞を闕べからず。嬪の方の勤べき業を怠べからず。若し嬪の命あらば、慎行て背べからず。萬のこと舅姑に問て其教に任べし。嬪若し我を憎誹りたまふとも、怒恨ること勿れ。



孝を盡して誠を以て仕ふれば、後は必ず中好なかよくなるものなり。

此の章に關しては、福澤氏は下の如き長文の批評をされた。「女子は我家に養育せらるゝ間こそ父母に孝行を盡す可きなれども、他家に縁付きては我實の父母よりも夫の父母たる舅姑の方を親愛し尊敬して、専ら孝行すべし、假初にも實父母を重んじて舅姑を輕んずる勿れ、一切萬事舅姑の云ふがまゝに従ふ可しと云ふ。斯く無造作に書並べて教ふれば、譯もなきやうなれども、是れが人間の天性に於て出来ることか出來ぬことか、人間普通の常識常情に於て行はれることか、篤と勘考す可き所なり。實際に出來ぬことを勧め、行はれぬことを強ふるは元々無理なる註文にして、其の無理は遂に人をして偽を行はしむるに至る可し。女子結婚の後には實の父母よりも舅姑の方を愛す可しと云ふと雖も、舅姑とは夫の父母にこそあれ、我父母に非ず。父母に非ざる者を父母の如くするのみか、父母に對するよりも更に情を深くして、これを親愛せよとは天性に叶はぬことならずや。……人間の子にして父母を親しみ父母を慕ひ、父母に

して子を愛し子を親しむは天性の約束なるに、女子が他家に嫁したればとて實の父母を第二にして、専ら舅姑の方を親愛し尊敬せよとは、畢竟出來ぬことを強ふるものと云ふ可し。或は尊み敬へと教ふれば、舅姑は固より尊屬目上の人なり。嫁の身として此教に従ふ可きは當然なれども、扱親しみ愛しむの一段に至りては舅姑を先にして父母を後にせんとするも、子たる者の至情に於て叶はぬことならずや。……女大學は人に無理を責めて却て人をして偽を行はしめ、虚飾虚禮以て家族團欒の實を破るものと云ふも不可なきが如し。我輩の所見を以てすれば、家内の交には一切人爲の虚を構へずして天然の眞に従はんことを欲するものなり。嫁の身を以て見れば舅姑は夫の父母にして、自分の父母に非ざるが故に、即ち其ありのまゝに任し、之を家の長老尊屬として丁寧に事ふるは固より當然なれども、實父母同様に博愛の情ある可からざるは、是亦當然のこととして初より相互に餘計の事を求めず、自然の成行に従て圓滿を謀ること一家の幸福なれ。世間には男女結婚の後、兩親に別れて別居する者あり、頗る人



情に通じたる處置と云ふ可し。其兩親に遠ざかるは即ち之れ離れざるの法にして我輩の飽くまでも賛成する所なれども、或は家の貧富その他の事情に由て別居すること能はざる場合もある可きなれば、假令同居しても老少兩夫婦の間は相互に干涉することなく、其自由に任せ其天然に従て、雙方共に苦勞を去ること人間居家の極意なるべし。』

右の福澤氏の批評に依つて吾々は最も要領を得た知識を與へられたが、蓋し支那の古代道德に於ては仁義禮智を以て總論的に道德的法則としたのであるが、各論的には五倫に分けて親子の關係に生ずる孝を以て首徳と爲し、之れを萬徳の隨一に置いた。江戸時代に至つては此の思想を翻譯して、孝を以て五倫の首と爲し、親に孝であれば其れで爾餘一切の道德を行ひ得ると爲した。然らば此の孝とは抑も何であるかと云ふに、親を愛しむことである。我を生み、我を掬育して永く艱難辛苦の中に我を成人させた親に對する報恩である。それで人間たる者は何人でも孝の道德を行はねばならぬ

と云ふ事は、倫理學上今日に於ても當然尋常の眞理である。烏にさへ反哺の孝があると謂はれる位であるから、況んや萬物の靈長たる者が親に不孝であつて善いと云ふ道理は西洋諸國にも無いことである。けれども此の孝といふ道德は、親子の生活關係に因つて異ならねば成らない。東洋に於ける親子の關係は、これを四種に分けて考へなければ成らない。(一)實親實子、(二)繼親子、(三)養親養子、(四)舅姑嫁婿である。さうして又た之れを血縁及び養育の二方面に分けて見る必要がある。第一種は血縁關係の親子であり、第二種以下は縁組關係の親子である。つまり第一種は眞正の親子であつて、第二種以下はその待遇としての親子である。さうして第一種以下第三種までには養育關係のある者と無い者とある。血縁を分けた實親實子の間であつても、我を掬育して成人させた親もあり、又は生んだまゝ路傍に捨て、去つた親もある。又た血縁關係のない繼親繼子の間でも、幼より我を慈愛して實子同様に育て、呉れた繼親もあり、犬猫同然に之れを虐待した繼親もある。又た血縁關係のない養親養子の間であつ



ても、幼より我を擲育して成人させた養親もある。それで此等の複雑した親子の生活關係に對して、同一の孝を以て生活の規範を律することは出来ないのである。孝とは必ず血縁と養育の二方面的要素が無ければならない。此の二個の要素を有する親に對する報恩の情として、孝の觀念が湧いて來るのである。是れが本來に於ける孝道の道徳的意義である。けれども、血縁が無くとも幼より實子の如く擲育された繼親又は養親は、事實上實親に準ずべきものであるから、其の恩愛の情よりして孝を以て之れに擬し、實親關係に待遇して取扱ふのである。然るに舅姑嫁婿の生活關係に於ては、血縁關係もなく、養育關係もない。二十三十になる他人の子女を自分の子女に配したゞけの事件に過ぎないので、嫁婿から見れば舅姑は何處までも自己の配偶者の父母であつて、法律上は直系尊屬たるに過ぎない。生活に於て斯かる沒交渉の相柄でありながら、一夜造りに嫁に對して舅姑を以て我親よりも重んじて厚く愛しみ敬ひ、孝行を盡すべしとは、實に滑稽極まる教である。そして舅姑に對しては何等の教が設けられて

居ない。舅姑は嫁を目するに他人の子と爲し、飽く迄も息子の嫁として取扱つて居る。若し之れを我が生みの娘の如くに重んじて厚く愛しみ敬ひ、子孝行を盡すべしと云ふ教が存するならば、七去の道德は先づ第一に抹殺されなければ成らない運命に陥る。如何なる場合が有つても自分の愛する娘を捨て去ると云ふことは、洵に無慈悲な鬼親に爲るからである、然るに女大學では此の七去の道德を以て嫁を支配して居る。其の片務的なることは顯然たるもので、嫁だけに舅姑に對する絶對無限の義務として孝道を命じたものである。その結果は何うなつたか。此の無批判的な道德は遂に紙上の空論となり、實際に於ては行はれ得べくも無く、嫁は舅姑の奴隸と化するか、又は嫁姑の大争鬪となり、犬猿も管ならぬ仇敵關係に化さねば止まない有様になつた。今日の日本社會は實に親夫婦と子夫婦との暗闘に苦しんで居る。併し乍ら、之れは極めて愚劣なる生活であつて、支那人又は日本人に特有なのである。吾々は斯かる未開の生活を脱するには、今や別居の方法を以てすべきことは福澤氏の力説される通りである。



然るに尙ほも舅姑に修養を説き、妥協を夢見てゐる女子教育家連は古い革囊に新しい酒を盛る者であつて、老人虐待の結果を招ぐに過ぎない。

### 女大學第六章

一 婦人は別に主君なし。夫を主人と思ひ敬ひ、慎みて事べし、輕しめ侮へからず。總じて婦人の道は人に従ふに有り。夫に對するに顔色言葉遣ひ慇懃に謙り、和順なるべし、不忍にして不順なるべからず、奢て無禮なるべからず。是れ女子第一の勤也。夫の教訓有らば其仰を叛べからず。疑敷ことは夫に問ふて、其下知に隨ふべし。夫問事あらば正しく答ふべし、其返答疎なるは無禮也。夫若し腹立怒時は恐れて順べし、怒り諍ひて其心に逆ふべから

ず。女は夫を以て天とす、返々も夫に逆ひて天の罰を受べからず。

此の章の初に、『婦人は別に主君なし。夫を主人と敬ひ、慎みて事べし。』と在るが、此の主君とは抑も何であるか。人間は必ずしも君主の關係に於て生活しなければならぬ者であるか。女大學は明かに君臣の關係を人間當然の本性として解して居る。男子は君臣の關係に於て生活するのであるから、女子も此の關係に於て生活しなければならぬと解し、唯だ女子には男子に於けるが如き主君が無いから、夫を以て主君と爲し、之れを主人として仰がねばならぬと云ふのである。之れに對して福澤氏は左の如き評論をされた。

『婦人に主君なしと云ふ。此主君とは抑も何者なるや、記者は封建時代の人にして何事に就ても都て其時代の有様を見て立論することなれば、君臣主従は即ち藩主と士族との關係にして、其士族たる男子には藩の公務あれども、妻女は唯家の内に居るが故に婦人に主君なしと放言したることならんか。若しも然るときは百姓町人は男子にて



も藩務に關係なければ男女共に主君なしと云はざるを得ず。左りとは不都合なる可し。或は百姓が年貢を納め、町人が税を拂ふは即ち國君國主の爲めにするものなれば、自ら主君ありと云はんか。然らば則ち其年貢の米なり税金なり百姓町人の男女共に働きたるものなれば、此公用を勤めたる婦人は家來に非ず領民に非ずと云ふも不都合ならん。詰る所、婦人に主君なしとの立言は封建流儀より割出しても無稽なりと云ふの外なし。』

福澤翁の言はるゝ如く、封建時代に於ける女子には主君が有つたのである。妻は夫と共に藩主の臣下で有つたから、藩主を以て主君としなければならぬ道理である。けれども封建時代に於ては女子は公人と看做されず、單に内房に蟄居する下婢であつて、男子の胤を宿して子孫を存續する器具に過ぎなかつたから、夫を主君に擬して内房に於ける主人と仰ぐことは至極尤なことであつた。然し乍ら今日の我が國は四民平等であつて、且つ女子と雖も國民の一員である。奈良朝平安朝時代のやうに、女子も大御

寶の一人である。天皇と大和撫子との間には、君臣關係のあることは男子の場合と同様である。唯だ今日では、國民は天皇の私有物では無く、國家の國民であるからして、國家と國民との關係に於て生活して居るので、往昔のやうな專制的な君臣の關係に於て生活して居る者ではない。國家とは特定の領土に於ける人間の統治的結合である。天皇は統治の總攬者である。それで人民も天皇も國家に對する關係に於て生活して居るので、天皇と人民との主從關係に於て生活して居るのでは無い。天皇と人民との關係は統治的關係であつて、主從關係ではない。それで吾々には今や往時のやうな君臣關係は無く、一國民として獨立の人格者たるに止る者である。人格的存在者としては、貴賤貧富の差別なく、各自に天上天下唯我獨尊である。我は眞理なり生命なりと云ふ天爵の下に立つて居るのである。此の人格的自覺に於て吾々は個人の權利義務を有するので、何人の奴隸でもなく、何人をも奴隸とすること無しに、人權の平等に於て生活する者である。それで男女の間に於ても君臣の關係が無く、主從の關係が無く、そ



の間には勿論統治關係も無いのである。従つて一男一女が結合して夫婦となれば、その間には主従や統治の關係は全く無いので、妻は夫の譜代の臣では無い。各自に兩本位たる者であつて、互に敬愛して、相共に慎み、相共に事ふべき者である。貴賤の思想を以て夫が妻を輕しめ侮ることも出来なければ、妻も亦た夫を疎じ侮ることが出来ない。だから正義に則つて相共に柔順にして親愛を盡すべき者である。然るに、女大學第六章は、『總じて婦人の道は從ふに有り』と爲し、和順の徳を力説して、『是れ女子第一の勤也』として居る。これは禮記の内則から來て居る。『婦人伏<sub>レ</sub>於人<sub>一</sub>也。是故無<sub>レ</sub>專制之義。有<sub>レ</sub>三從之道。在家從<sub>レ</sub>父。適<sub>レ</sub>人從<sub>レ</sub>夫。夫死從<sub>レ</sub>子。無<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>敢自遂<sub>一</sub>也。』とある。それで夫の教訓があれば是非の何たるを問はずに、如何なる場合でも其の仰を叛いては成らぬとされて居る。又何か疑問のある場合には、夫に質問して其の下知に順はねば成らぬことになつて居る。是れに由つて觀れば、夫は如何なる場合でも妻に取つては聖人であり、大哲學者であると云ふ相場になつて居る。それで夫が悪事を

働く場合でも、曲事を命令する場合でも、妻は其仰に従つて和順でなければ成らぬ。婦人には專制の義なしと云ふので、乃ち何事によらず被治者であつて、自治者たることを許されて居ない。それで『夫若し腹立怒時は恐れて順ふべし。怒り諱ひて其心に逆ふべからず。』と結んで居る。

斯様にして女大學第六章は妻に對して不平等なる服従を強ひ、女子をして男子の奴隸たらしめたのである。女子は全く男子の爲めに飼はれて居る牛馬と同様にされて、飼主の男子から生殺興奪の權下に置かれたのである。それで妻に取つては自己の生命を支配する者は夫以外に無いことに爲つた。夫は妻に取つては全く天帝であることに爲つた。だから、『女は夫を以て天とす返々も夫に逆ひて天の罪を受べからず。』と規定されて居る。夫を仰いで所<sub>レ</sub>天と爲し、此の所<sub>レ</sub>天の爲めに肉を賣つて奴隸となつた東洋婦人は實に憐れむべき薄命者であつた。さうして東洋の謂ゆる此の天なる者は暴虐極まる利己主義者で、天帝たるや實に一箇の好色漢に價する者である。福澤氏は之れに



對して下の如く批評されて居る。「女は夫を以て天とす云々に至りては、殆ど評論の言葉もある可からず。妻が夫を天とすれば、夫は妻を以て神とす可し。夫に逆ひて天罰を受く可からずと云へば、妻を虐待して神罰を被る勿れと我輩は云はんと欲する者なり。」と。更に此の天としての男子は、支那の禮記の昏義には下の如く書かれて居る。「古者天子后立大宮・三夫人・九嬪・二十七世婦・八十一御妻。以聽天下之内治。以明婦順。故天下内和而家理。」と。一人の男子が斯かる無數の女子を妻妾として初めて天子の明德が明かになり、婦人の道德が明章になり、家齊ひ國治り、天下平であると云ふのである。斯んな大法螺を吹いて女を騙かして、自己の女色を恣にした支那人の道德觀なるものは、實に亂暴極まる肉慾快樂主義であつた。而かも之れを聖人の訓と爲し禮記に記入して、孔子の言であると爲した漢儒は、實に仁義の賊で後世を過つた者である。然るに女大學が此等の思想を翻譯印行して聖人の訓と爲し、女の道として日本女子に教へ込んだことは、實に末代の恥辱であつた。

### 女大學第七章

一 兄公女公こじらとこじらとめは夫の兄弟なれば敬ふ可し。夫の親類そしに謗にくられ憎にくまるれば、舅姑の心そむに背そむて、我身の爲めには宜なからず、睦むつまじく敷すれば、嬖かの心こゝろにも協かふ。又また娼あによめを親み睦敷むつまじくすべし。殊ことさら更夫の兄嫂あによめは厚敬あつくうやまふべし、我わが昆姊あによめと同じくすべし。

此れは夫の兄弟姉妹又は家族員に對する心得を規定したものである。女大學は家族主義の結婚を本體とする者であるから、嫁に取つては此等の家族員に對する關係は全く戰國時代の國際關係と同一であつて、一言一行の過ちが聽て自己の破滅と爲るのであるから、朝夕此等の敵國に對する妥協を講じて防禦を嚴重にしなければ成らない事になる。嫁に取つての此等の苦勞は絶大なものに爲つて居る。舅姑に對する奉仕や夫



に對する義務だけでも瘦せ衰へねばならぬ境遇であるのに、更に夫の兄弟姉妹や其の他の家族員又は親戚と云ふ連中に對してまで一々心配せねば成らぬのであるから、本を讀む暇も無く、新聞を見る時間も無く、足を伸ばして休む場所さへ無い。それで大抵の女子は低能兒になり、病氣にもなり、發狂もしなければ成らぬ境遇になつて居る。是れから推して觀ても、新夫婦は必ず別居して新天地に住み、氣を安かにして樂しみ、足も伸ばして休める様で無ければならない。種々の家族員が雜居して群雄割據の姿であれば、平和ならんと欲しても求め得ないのである。其れが爲めに無用の心配を爲し、無くて濟める道德をも無理に造つて生活關係を複雑ならしめ、自ら其の繁文縟禮に惱んで居るとは、飽く迄も自縛自縛の徒であると云ふ外はない。而も女大學は此の不合理なる生活を敢て督勵して、怪しむことを知らざる者である。

## 女大學第八章

一 嫉妬の心努々發すべからず。男淫亂なれば諫べし、怒怨へか  
らず。妬甚しければ、其氣色言葉も恐敷冷して、却て夫に疎れ、見  
限らるゝ物なり。若し夫不義過あらば、我色を和らげ、聲を雅に  
して諫べし。諫を聽かずして怒らば、先づ暫く止めて、後に夫の  
心和ぎたる時復諫べし。必ず氣色を暴し、聲をいらゝげて夫に逆  
ひ、叛ことなかれ。

第四章の七去の第四項に、『悋氣深ければ去る』と規定して、嫉妬の既に罪惡なるこ  
とを掲げて置いたが、第八章に至つては更に之れを詳述して、『嫉妬の心努々發すべか  
らず云々』と規定して、夫の淫亂に處する心得を述べて居る。夫が若し淫亂で困る場  
合には、一應これを諫めると云ふのである。けれども諫めても聽かない場合には、夫  
の心に叛くなと云ふのである。つまり夫が淫亂で停止する所を知らざる場合には、嫉



妬の心を夢にも發さないで、夫の爲すがまゝに任せて置けと云ふのである。既に夫を主君と爲し、天として奉じ仰ぎ、聖人とも哲學者ともして許して居るのだから、一個の従者たる奴隸が最後まで干渉の出来ないのは勿論のこと、また出來得る資格を天から與へられて居ないのが女性の本體になつて居る。此の夫に對する諫言の教は、禮記の内則にある下の文章を焼き直して、子の親に對する諫言の道德を妻の夫に對する場合に當て倣めたのである。禮記の内則には、『父母有<sub>レ</sub>過下<sub>レ</sub>氣怡<sub>レ</sub>色柔<sub>レ</sub>聲以諫。諫若不<sub>レ</sub>入起<sub>レ</sub>敬起<sub>レ</sub>孝。說則復練。不<sub>レ</sub>說與<sub>レ</sub>其得<sub>レ</sub>罪於鄉黨洲閭寧孰諫。父母怒不<sub>レ</sub>說。而撻<sub>レ</sub>之流<sub>レ</sub>血。不<sub>レ</sub>敢疾怨。起<sub>レ</sub>敬起<sub>レ</sub>孝。』とある。女大學は斯様にして夫婦の關係を親子の關係から演繹して、夫とは自己に取つては天とする所であるから、斯かる絶對的權威者に對しては、其の貞操を最後まで難詰すべきものでは無いと爲して居る。そこで一夫一婦の貞操に必要な嫉妬を女子にのみ禁じ、男子に對しては之れを解放して、暗々裡にその淫亂を幫助して居る。福澤氏は此の章に對して明解なる批評をされて居

るから、其の要點を謹聽して見よう。

『抑も一夫一婦家に居て偕老同穴は結婚の契約なるに、其夫婦の一方が契約を無視し敢て淫亂不品行を恣にし、他の一方を疎外するが如きは、即ち之を虐待し、之を侮辱することにして、破約加害の大なるものなれば、被害者たる婦人が正々堂々の議論以て其罪を責むるは、契約の權利を護るの法にして、固より嫉妬の痴情に驅らるゝものに非ず。但し其これを議論するに聲色を溫雅にするは、上流社會の態度に於て自然に然る可し。我輩に於ても固より其野鄙粗暴を好まず、女性の當然なりと雖も、實際不品行の罪は一毫も恕す可からず、一毫も用捨す可からず、之が爲めに男子の怒ることあるも恐るゝに足らず、心を金石の如くにして争ふこと婦人の本分なれ。女大學記者は是等の正論を目して嫉妬と云ふが、我輩は之を婦人の正當防禦と認め、其氣力の慥ならんことを勸告する者なり。記者は前節婦人七去の條に淫亂なれば去ると記し、婦人が不品行を犯せば其罪、直に放逐と宣告しながら今こゝには打て替り、男子が同一



種の罪を犯すときは婦人は之を怒りもせず、怨みもせず、氣色言葉を雅にして却て其犯罪者に見限られぬやうに注意せよと云ふ、其偏頗不公平驚くに堪へたり。畢竟記者は婚姻契約の重を知らず、隨て婦人の權利を知らず、恰も之を男子手中の物として、要は唯服従の一事なるが故に、其服従の極、男子の淫亂獸行をも輕々に看過せしめんとして、苟も婦人の權利を主張せんとする者あれば、忽ち嫉妬の二字を持出して之を威嚇し、之を制止せんとす。……然るに男尊女卑の習慣は其由來久しく習慣漸く人の性を爲して、今日の婦人中動もすれば自から其權利を忘れて自から屈辱を甘んじ自から屈辱を忍んで終に自から苦しむ者多し。唯憐む可きのみ。其然る所以は何ぞや。幼少の時より家庭の教訓に教へられ、又世間一般の習慣に壓制せられて次第に萎縮し、男子の不品行を咎むるは嫉妬なり、嫉妬は婦人の慎むべき惡徳なり、之を口に發し、色に現すも恥辱なりと信じ、却て他の狂亂を許して次第に増長せしむるが故なり。畢竟するに婦人が婚姻の契約を等閑に附し去り、却て自から其權利を棄て、自から鬱憂

の淵に沈み習慣の苦界に苦しむものと云ふ可し。啻に自身の不利のみならず、男子の醜行より生ずる直接間接の影響は延て子孫の不幸を醸し、一家滅亡の禍根にこそあれば、家の主婦たる責任ある者は自身の爲め自家の爲め、飽くまでも權利を主張して、配偶者の亂暴狼籍を制止せざる可からず。吾々の勸告する所なり。』

### 女大學第九章

一 言語を慎みて多くすべからず。假にも人を誹り偽を云べからず。人の謗を聞事あらば、心に納て人に傳へ語べからず。譏を言傳ふるより親類にも間惡敷なり、家の内治らず。

これは第四章の七去の第六項を更に詳述して、多言の不徳を責めたものに過ぎない。寡言は男女共に必要であつて、人を誹謗することは之れも男女共に戒律である。然るに女大學は之れを女子に強要して、七去の一に加へ、更に之れを此の九章に力説して



數十言を費したのは、飽く迄も女子の口を箝して言論の自由を束縛し、男子の都合の能い言論界を作らんとする者である。其の不見識なることは今更批評の言葉もない次第である。

### 女大學第十章

一 女は常に心遣ひして其身を堅く謹護べし。朝早く起き、夜は遅く、晝は寢ずして、家の内のことに心を用ひ、織縫績緝怠べからず。亦茶酒杯多く飲べからず。歌舞伎、小唄、淨瑠璃杯の淫たることを見聽べからず。宮寺杯都て人の多く集まる所へ四十歳より内は餘りに行くべからず。

此の章は女子の個性に屬する身の嗜を説き、健實、謹厚、規律、秩序、節制の諸徳

に互つて戒めた教訓である。五項に分れて居るが、「女は常に心遣ひして其身を堅く謹護べし。」と云ふのが其の總則になつて居る。人は男女を問はず、其の身を護るに健實で謹厚であることを要する。規律なく節制なく、遊惰にして放逸なる生活は、萬人の均しく憎む所である。それで人は先づ朝夕の起居を初として、其の日の業務に關しては秩序の整然たる習慣の中に生活することが大切である。又た朝夕の飲食に就いては節制を守り、暴飲暴食を慎み、身體の健康を期さねばならない。又た娛樂遊藝に關しては樂んで淫せず哀んで傷らざるを程度として、其の中庸を採るに努めなければ成らない。妄に物見遊山に押し歩いて流連荒妄の行に墮するは、男女の別なく共に健實行なく、節制の徳なく、人格の下品なる者と云ふべきである。女大學は第十三章に於て、此等の諸徳に關して女子に教戒を垂れたことは、甚だ悦ばしいことである。併し乍ら、女大學は果して此の健實、謹厚、規律、秩序、節制の諸徳を個人に關する道徳として、男女平等に取扱つて居るか何うか。此等の諸徳をさながら女子の個性的道徳



として、女子にのみ多く賦課した傾向は無いか。即ち女大學が貞順の徳を女子にのみ強要した筆法を以て、又これ等の諸徳をも女子にのみ負擔させようとする不公平の形跡は無いか。左に之れを逐一審議して、男女道德の理論に照して解剖して見よう。

先づ第二項には、『朝早く起き、夜は遅く、晝は寢ずして、家の内のことに心を用ひ、織縫績緝怠べからず。』といふ教訓がある。是れは女大學の記者が宋若照の『女論語』などから輸入したものであらう。古來何れの國民でも勤勉の教訓を掲げる時には、朝夕の早晏に及ばない者はない。それで詩經にも、『晝は爾干て芽かれ。宵は爾索綯へ。丞に其れ屋に乗れ。其れ始めて百穀を播け。』とあつて、夫婦は偕に相勵まして、朝早く起きて家業に従事して居たのである。然るに宋明の時代になると社會の形勢は一變して、妻だけが朝早く起き、夜は遅く寝ると云ふ風俗を生じた。其の代表的事例として宋若照と云ふ婦人が書いた『女論語』の早起章を擧げることが出来る。少し原文が六ヶ敷しいから之れを邦文に直譯して見れば下の如くなる。『凡そ女子となり、習うて以

て常と爲す事は、五更鶏唱へて起つて衣裳を着く。盥漱已に了れば、隨意梳粧し、柴を揀り火を燒き、早く厨房に下り、鍋を磨き鏝を洗ひ、水を煮湯を煮る。家の豊儉に隨ひて、蒸煮食嘗し、蔬菜を安排し、政を炮き薑を舂き、時に隨うて料を下し、甜淡馨香あり。碗碟を整齊し、鋪設分張し、三餐飯食、朝暮相當る。晨を侵して早起すれば、百事妨なし。學ぶなかれ、懶婦の思量を解せず、黄昏一覺して、直ちに天光に至り、日高きこと三丈、猶ほ未だ床を離れず、起來已に晏く、慚惶し、未だ曾て梳洗せず、突に厨房に入り、容顏醜、手足慌忘茶を煎し飯を煮て、時常に及ばざるを。又一等あり、鋪餽争ひ嘗め、未だ曾て炮饌せず。已に偷み藏し、醜、郷里に呈はれ、辱爺嬢に及び、人に傳説せらる。豈に羞惶せざらんや。』早起を獎勵した教訓としては洵に間然する所の無いもので、慥に懶婦をして羞惶せしむるに足る名文である。けれども此の早起を曾に女子の常習と看做して、一言半句も男子に言及しなかつたことは、誠に遺憾の限として恨まざるを得ない。勿論、妻が早起を以て自己の本務と爲し、斯



婦以て家政の萬端を働いて呉れて、夫が日高きこと三丈に及んで猶ほ床を離れぬも意は介せぬ心ば、實は感謝に堪えぬ次第ではあるが、唯だ其れでは夫は一の懶夫とならざるを得まい。早起が身體の健康の上に又は職業の秩序の爲めに、其の規律的生活であるとするならば、男子は取つても同じく戒でなければならぬ筈である。夫婦が東天明けて迄も闈房に潜り込んで居るなどは節制の徳にも缺けて、大に恥づべき行爲である。だから妻だけを未明から敲き起して置いて、自分は鼾聲を四隣に轟かして寝て居り、日高きこと五丈に及んで初めて起きて朝食を命じ、料理の鹽梅を惡評し、食事の進まぬことを憤り、妻を罵倒して不機嫌斜ならざるが如きは、大の横着者と稱すべきである。然るに女論語では斯うした男子の我儘に對して、之れを男子の常習として傍觀した譯でも無からうけれども、早起を男女相務的に規定せずに、單に女子の常習としたのであるから、遂に朝寢は男子の常習とならざるを得ない缺陷を男女の道德面に與へたのである。殊に宋明時代に於ける男尊女卑の極端なる習俗の上に規定した教

訓であるから、暗黙の裡に男子の我儘横着を許したものに爲つて居る。随つて夜は夫は早く寢て、妻は遅く寢ると云ふことが教訓に化したのである。而も姑の寢沈むのを待つて居て、然る後に遅れて寢なければならぬ掟がある。女大學は此の支那思想を輸入して、之れを當代の新思想として第十章の第二項に意氣揚々として掲げたのである。其の不見識にして拜外の奴となり、妻の社會的地位を没落させた罪は到底免れぬものである。殊に朝は五更より起きて終日働き通うして、織縫績緝怠ることなく、身體疲れて居るにも拘らず、夜業まで仰せ付けられ、枯れ木のやうに睡る必要の無い姑は場ふさがりに何時迄も起きて居り、漸く深更に及んで床に入るを待つて、今度は漸くの思で自分の着物などを打ち擴げて縫ふといふ有様で、之れを毎日反覆するのであるから、睡眠不足となり、神經衰弱を招ぐは自然の勢である。夫は晝間でも意の儘にごろりごろり晝寢も出来るのであるが、妻はこれを絶対に禁じられて居るから、此の方法に依つて睡眠の不足を補ふことすら出来ない。此の晝寢を男子に許して女子に禁じたなど



は、全く男子の我儘を露骨に發展させたより外に、何の意味も無く、何の道理も無い規定である。女子も人間である以上は、晝だつて睡かないと云ふ道理は無からう。たゞ八時間の睡眠時間を常識として、夜は早く寝て朝は早く起きると云ふ衛生の道を守れば、男女を問はず晝寝の必要は無いことに爲つて居る。けれども何か非常に疲れた場合ならば特別であるから、男女共通に晝寝を許すの掟が設けられねば成らない。之れを如何なる場合にも、獨り女子にのみ禁ずると云ふ法は無いので、實に以ての外の誤である。

次に第三項には、『又茶酒杯多く飲むべからず』といふ教訓がある。是れは非常に善い教訓であつて、寧ろ『多く飲むべからず』と云ふよりも、『飲むべからず』ともう一息の奮發を要求したかつた。殊に酒に於て之れを翹望するのである。爾來日本の女子は支那の女子と同様に、溫和柔順を旨として教育された爲めに、女子が酒を飲んで亂することを嫌はれた。我が國に於ける現在の一般女子が、酒を飲まないと云ふことは非

常な美德で、女性として誇るに足る善良な習慣である。藝娼妓、酌婦、妾、又は老婆の類を除いては、若い娘や婦人等は決して酒を飲まない。酒を薦められることは羞恥の一として考へて居る。假令、臺所では客の残した徳利を喇叭呑にする女中でも、數人列座の前では盃を受けることを容易に肯んじ無いと云ふのは、兎に角非常に善い習慣である。日本の女子に此等の習慣があつて、其れが圖らずも絶對的な禁酒の有様を以て、強烈なる道德的觀念と成つて居ることは、實に感謝に堪えぬ次第である。現在の日本の女子に對して第一に敬意を表さねばならぬ點は、此の禁酒の美德であると思ふ。けれども女子は此の美德を國民的美徳として自慢するならば、其れは餘りに早計であり、又た誇張である。何となれば、女子の中にも藝娼妓、酌婦、妾などの輩は朝夕酒杯を手にして、狂亂醜體を演じて居る。又た此等の醜業婦を杯盤の間に斡旋せしめ、卑猥なる歌舞音曲を奏で、肉慾獸行を恣にして居る遊野郎の群は、男子の大半を占めて居る。男女の謹慎を奪ふために敢て酒を飲み、男女の禮節を取り去るために敢て



酩酊して無禮講と爲すのである。嘗ては眞面目と稱せられ、秀才と謳はれた男子が、花柳の巷に溺れて無用の代物となるは、多くは酒が取持つた結果である。斯くて國家壯丁の大半は花柳病を受けて家庭に歸り忽ちにして内君に傳へて共に惡病に悩み、弱畸形の豚兒を産出するは言ふに及ばず、美人を以て任ぜる妻の鼻は虧けて半月の如く、髪は抜けて十月の木の葉の如く、首は曲つて雁の如く、腰は冷えて氷の柱の如く、五臟は腐れて用を爲さず、眞に見る影も無き姿と爲るのである。其上、夫は醉狂して妻に當り、容貌の醜惡を罵り、家庭の什物を破碎し、喚呼して四隣を驚かし、兼ての妻を引入れて糠糟の妻を追出すと云ふ有様になる。是れは何の爲めであるかと云ふに、大半は男子の飲酒に由來するのである。即ち狂水の祟りである。女子は禁酒しても、男子が飲酒すれば、其の家庭は飲酒の家庭であり、其の社會は飲酒の社會である。随つて女子の禁酒は無意味となり、單に飲まなかつた丈が損になると云ふに過ぎないので、毫も國民的美徳として誇るに足る性質が無い。だから古來より聖人君子には普く戒酒の

教があり、最近に至つては世界を通じて禁酒運動が猛烈になつて來たのである。殊に西洋諸國の婦人運動者に於ては、禁酒運動に成功して、既に禁酒令を見るに至つた社會すらある。然るに我國の婦人等は禁酒の思想に於て歴史的美風を有し、實に先覺者の地位に居ながら、男子に禁酒を斷行させる智慧袋を有たない一事からして、因果觀面として花柳病に悩み、アルコール漬の子種を宿して劣惡な子女を生み、不良の愚孫を残しつゝあるのである。女子は此の際大に猛省して、先づ古來の因循を去り姑息の手段を改め、身を社會の陣頭に立て、或は道徳上より、或は教育上より、或は政治上より、男子の飲酒を蛇蝎の如く嫌ひ、苟も瓶子を執つて酌をしたり手を出して盃を受けたりするやうな行爲は、一切女道の大恥辱と心得て、縱令自分の夫であつても死を以て争はねばならぬ。女子が酌をしたり盃を受けたりすることは、實に女性一同の社會的地位を淪落させ、美人薄命の最大原因であることを膽に銘じて忘れぬやうにしたいものである。随つて我が社會の俗間に於て御酒と稱して狂水を神前に供へるな



どは、蠻風の甚だしいものであることを自覺する必要がある。二十世紀の今日に於て、不善諸悪の根本たる酒を要求する穀潰しの神があるならば、斯かる世界の氣勢を知らざる悪徳の神は、須らく之れを溝壑に棄て、河川に投じ、其の社は摧いて薪とすべきである。

次に第四項には、『歌舞伎、小唄、淨瑠璃の淫れたることを見聽べからず。』といふ教訓がある。歌舞伎と云ふのは今日の芝居のことで、藝術上の謂ゆる演劇である。小唄と云ふのは三味線に合せてうたふ簡単な俗謡を云ふのであるが、此の女大學を出版してから以後に流行し出した常盤津、清元、長唄、新内などの稍や程度の高い俗謡も女大學の作者から見れば無論この小唄の中に總括される。それから淨瑠璃と云ふのは今日の義太夫のことである。そして此の條項は極めて概括的のものであるから、講談、落語、浪花節、活動寫眞、舞踏なども勿論這入ることになる。扱て女大學は此等のものを一切見たり聽いたりしてはならぬと云ふ趣意であれば、此の教訓は果して正しい

か何うか。先づ此等のものは何ういふ性質のものであるかと云ふに、今日の謂ゆる藝術に當り、或は文藝たり、演劇たり、音樂たり、舞踏たるものである。然るに此等の藝術は今日の社會に於ては審美的生活として、吾々に許されて居る。然るに女大學が之れを禁制したのは、何う云ふ譯であるかと云ふに、作者は今より約二百年前の江戸時代の社會から觀察したのであるから、其處には尤な道理があつた。當時の歌舞伎なるものは謂ゆる河原乞食であつて、教育ある淑女の近づき見るべきものでは無かつた。又た當時の小唄なるものは遊女や雲助などの謠ふものであつて、武士の社會では男子には謠曲があり女子には琴があつた。又た當時の淨瑠璃なるものは縦ひ近松や海音が書いたにせよ、武士階級に屬する儒學者流から觀れば、彼等は今日の三文々士に價するもので、其の作物は農工商の俗間に迎合される遊蕩文藝に過ぎなかつたので、鄭聲の雅樂を壞るものと爲されて、到底女子教育になど差許さるべき性質のものでは無かつた。けれども此の儒教の藝術觀を採り容れた女大學の藝術觀なるものは、固より現



代に行はれる諸種の藝術を批判する標準とは爲らない。今日我が國に行はれて居る文藝、演劇、音樂、舞踏等を批判して之れを一般社會の女子教育に容れようとする場合には、先づ今日の道德觀又は教育觀に立脚した藝術的批判を加へたもので無ければならない。さうすると先づ今日坊間に行はれて居る遊蕩文藝に屬する一切の作物を讀むことは、女子に絶対に禁じなければならぬ。それから此等を實演する惡芝居をも觀ることを、禁じなければ成らない。又た其等を活動寫眞に撮影したものを觀ることも、禁じなければ成らない。随つて常磐津、清元、長唄、新内、其他の俗謠に存する淫猥なる歌詞を入れたものは、これを聽くことも歌ふことも避けねばならぬが、其の健全なるものは固より聽くも歌ふも各人の隨意である。殊に此等の音樂には舞踏も這入るので大なる長所も有るから、其の健全なるものは和樂として大に發達させて能いが、其の淫猥なる歌詞と舞踏とを入れたものに至ては一切これを嚴禁しなければ成らない。就中、花柳界に行はるものに至つては好んで淫猥なるものを選び、遊野郎を恍惚

たらしめ狂亂せしめる仕掛に出來て居るのであるから、家庭の好君子が一度この巷に足を入れれば、再びこれを見んと欲し、三度これを聽かんと欲し、年俸財産の一切を失つても或る若干の女を自由にせんと焦慮するやうになる。是れは何の爲めであるかと云ふに、申す迄も無く斯かる遊野郎は人格の修養が未だ足らぬ上に、低級なる藝術觀を懷いて居ることが、其の第一の原因である。けれども第二の原因は花柳界の藝妓等は遊藝に達し社交に長じて居るが爲めに、男子の心を反らすこと無く、機轉輕妙の才を振ふ爲めに、歌舞談合の間に男子の娛樂心を満足させ、男子の性的欲望を實現するに最も都合の能い對象となり、自分の妻よりも深い程度に於て性的欲望の満足と與へられるからである。其の結果として妻を捨て、財産を捨て、心中しても厭はぬ情勢となり、汚名を天下に曝し、醜骸を山野の雨風に打たれても辭さない心になる。家庭の婦人等から見れば、藝妓が顔が綺麗で、化粧が上手で、衣服髪飾の美に全日を費し得る境遇に居るからだと云ふかも知れないが、それは眞に邪な嫉妬に過ぎない。容色



が幾ら勝れて蜀紅の錦を纏うて居ても、無藝無能で男子の藝術心や社交心を満足させる手腕が無く、人の感情を反らしてばかり居り、無骨で輕妙婉轉の才を有して居ない女子では、如何に遊野郎と雖もこれと心中しようとする精神までには、逆上し無いであらう。殊に男女の性的關係は一種の社交で生きたる藝術の精華であるから、人格的戀愛には必ず社交的なロマンズが添はる譯である。家庭に娛樂が必要であると云ふのも、夫をして家庭の君子たらしむるには妻の才幹が必要であると云ふのも、皆な此の邊の消息を傳へた忠言である。今日の藝妓は家庭の婦人に比すれば、固より學問も地位も無い一個の醜業婦に過ぎないけれども、藝術と社交とに於ては數段上座に控へる才媛であることを許さなければ成らぬ。さうして多くの男子が花柳の巷に溺るゝは第一には品性の墮落からであるが、第二には此の才媛に魅せらるゝのが原因であるとを、家庭の婦人は篤と勘考しなければならぬ。さうして單に自分の掌中の珠を奪つた意味の藝妓を嫉妬するに停まらず、進んで其の才媛を妬み、彼等の藝術的素養と社

交的手腕とを大に猜むべきである。然らば其の結果は何うなるかと云ふに、當方よりも進んで藝術的修養を爲し、彼等よりも以上に高尚にして趣味深き娛樂を以て家庭を賑はし、又た社交的手腕を練つて、彼等よりも以上の機轉輕妙を極めた才女となり、夫の性的欲望の理想的對象となり、彼をして根本的に満足せしめ、彼をして妻の前に唯々諾々として拜跪せしむべきである。さうして政治的には婦人參政權を得て、法律の改正に因つて如何様にも醜業婦の一群に對して壓迫を加へて行くべきである。此の兩道から家庭の敵を攻めなければ、堅城鐵壁のやうな花柳界の一壘を抜き取ることが覺東ないばかりで無く、却つて敵の爲めに逆襲されて家庭の門前に逼られ、四面楚歌の中に裏木戸から落ちのび、此のまゝ實家に歸るか三途の川を渉るか、淪落の岐路に踏み迷ふことになる。女子は克く／＼此の邊の事理を明にして、不覺の禍を招がぬことが肝腎である。今日の日本の社會では夫の方が妻よりも藝術的であり社交的である。家庭で娛樂が無くとも社交が無くとも満足して居れる妻は多いけれども、之れに無聊







下經には家人と云ふ卦があつて、其の象傳には、『女正位乎内。男正位乎外。』天地之大義也』と註せられて、天に位する夫は家の外を治め、地に位する妻は家の内を治めるのが、一家の法則であるぞと云ふのである。併し乍ら之れは天地、陰陽、剛柔、内外の思想を男女に配して、無理にこじ付けた哲學論であつて、そこに何等の男女道徳的原理が無く、全く荒唐無稽な説である。男女を陰陽の兩性に配するは至極正しいが、之れを天地、剛柔、内外の觀念に配して男女問題を論ずるなどは、獨斷であつて妄誕の甚だしいものである。此の點だけは孔子と雖も吾々は斷々乎として反對し、鼓を鳴らして責めなければならぬ點である。男女は生殖的分業の必要によつて、夫は妻子の營養攝取の爲めに職業に従事し、妻は哺育家事に従事するは當然の事務であるが、之れは絶對的のものでは無い。或る事情の爲めに、夫の營養攝取が不充分な時には、妻も職業を求めて營養攝取に従事するのが、女性の個性的職分である。諺にもある如く、忙しい時には女も櫓を取るのである。又人間は男女を問はず、生殖的個性の

生活を根柢とする者であるけれども、其れを完成する爲めに更に精神的個性の生活をも爲さなければ成らない。男女生活はこの二方面から進行して、始めて人格を實現し得るのである。それで妻の人格的活動の範圍を一個の家といふ建物に限つて、門から内を家庭と解し、妻に生殖的生活のみを天職として命ずるなどは、全く支那流の内外哲學の影響に外ならないのである。夫が出でて職業に従事するは男子の生殖的個性としての家庭的生活の表現であつて、又た同時に女子の精神的個性としての生活でもある。之れと同じく妻が出でて職業に従事するは女子の生殖的個性としての家庭的生活の表現であつて、又た同時に女子の精神的個性としての生活である。勿論妻の精神的個性としての生活は、門から内の建物に居ても實現し得るのであるが、又た門から外へ出て行つて實現しても差支ないのである。その間に内外の禁制の在るべき條理が無い。況して職業といふものは男女の別なく、人格を實現する手段なのである。即ち至善を追求して人生の目的を達する手段の一つである。育兒家事のみを妻の天職と解して、學



校教育、社會改良、學術研究、文藝美術、殖産工業に携はることを職業外に一蹴し去らんとすることは、全く俗論といふの外は無い。又これを謹聽して盲從するが如きは、全く迷信と云ふの外は無い。而も女大學はこの支那流の内外剛柔の哲學を輸入して女子教育の大本と爲し、女子は家の内に居て家政を勤め、四十歳以前は餘りに公衆の會同する集會に臨んではならぬと規定したのである。

さうして現行警察法規はこの女子の習慣を善良なる風俗と看做し、公の秩序と解して、治安警察法第五條第三項に於て、『女子は公衆の會同する政談集會に會同し若くは其發起人たるを得ず』と禁制されたのである。憲法に於ては縱令西洋流に男女の別なく集會の自由を與へられ、議會の傍聽すら許されて居ても、特別法規に依つて飽く迄も家庭に於ける一個の世話女房として押し付けられ、文部省の良妻賢母主義の裏書を張り付けて、國家の公事には口を入れることを一切禁じられて居る。それで現在の日本女子は政治書類を讀み、新聞記事を讀み、選舉場裡に運動し、議會を傍聽し、請願

を爲し得る權利を有して居ながら、政談集會を爲して會同し、選舉權取得、學校教育、婦人矯風、兒童保護、都市衛生、食料品改良などの國家問題に携つて運動決議する權利が無いのである。これは過去の社會では西洋諸國も同一であつて、家族制度に於ける男尊女卑の遺習と專制政治に於ける官尊民卑の思想に由來したのであるが、個人の覺醒の結果として自由平等の觀念に由つて一夫一婦の家庭となり民衆の法治的生活となつた爲めに、女子も經濟的には職業に従事し、政治的には選舉權を得たのである。然るに日本の現在社會に於ては、男尊女卑で官尊民卑であり、自由平等の思想なく、且つ一夫多妻の家族制度であり、且つ非立憲にして男子と雖も法治的生活の何ものであるかを知らぬ有様であり、その上儒教によつて支那流の内外哲學の思想が浸滲して、更に女大學の教訓が一般の遺傳性となつて居るから、手も足も附けられぬ状態である。けれども斯かる不健全なる社會では、到底歐米諸國の男女社會と歩調を合せて文明の進展を期することは覺束ないから、思慮ある女子は先頭に立つて舊來の陋習を破り自



由を天地に求め、平等を四方に探し、大に外出して、或は職業に就き、或は社會問題に奔走して、男女内外の惡思想を一掃すべき秋である。

### 女大學第十一章

一 巫覡みこかんなぎなどの事に迷まよひて神佛かみほとけを汚けがし近付ちかづき、猥いゝろに祈いのべからず、唯人たゞ間の勤けんを能よくする時は、禱いのらず逆さかも神佛は守り給ふべし。

此の章は宗教に關する迷信を戒めた教訓である。女大學は倫理に立脚するのであるから、唯だ人間の勤を能くする事を目的とするので、人道を歩み、至誠を以て本懐とするのである。それで信條は飽く迄も眞善美又は哲學の規範的生活に根柢を置き、萬人に普遍たるべき人間の徳を修めることを眼目とするのである。だから巫覡などの事とする陰陽道に迷つて、加持幻術を勤める必要もなく、又た佛道に迷つて觀世音に御百度を踏む必要もない。吉凶禍福はこれを神佛に禱らずも、至誠を盡して人格を實現

し或は科學的生活を爲し、或は審美的生活を爲し、或は道德的生活を爲し、或は哲學的生活を爲して、そこに安心立命の天國を得られるのである。『心だに誠の道にかなひなば祈らずとも神や守らん』と歌ふ精神が、この女大學の宗教觀に合して居る。此の點が實に女大學の長所で、女大學に千載不朽の教訓があるとすれば、其れは此の第十一章であると云つて可からう。目今我國の教育界の一部に宗教の必要を説く者があるが、其の宗教とは抑も如何なるものであるかと問へば、彼等の申すには、排他的の思想は去つて何でも善いから一つの既成宗教に入ることであると云ふ。それで或者は神道に入つて天理教信徒ともなり金光教崇拜者ともなり、或者は佛教に入つて眞宗門徒ともなり日蓮宗歸依者ともなり、或者は基督教に入つて天主教徒ともなり新教各派教會員ともなるの結果となり、却つて排他的の思想を旺盛にして、骨肉相食むの修羅場を呈出するのである。日本の如き既成宗教の輻輳せる港では、信教の思想がおのづから自由であるから、政治上に於ても、道德上に於ても、教育上に於ても、一個



の既成宗教に向つて之に入るべしと云ふ規範的義務は生じて來ないのである。入るも入らぬも各人の勝手であり、奉ずるも奉ぜぬも世人の隨意である。それで教育家が或る一個の既成宗教を兒童學生に強ひることは、信教の自由を危害することに當り、大に非立憲の行爲ともなるから、教育に既成宗教を入れることは我國の社會に於ては絶對に不可能な事情がある。然るに如何なる社會を問はず、地球の東西を通じ、南北を列ねて、人間の當に勤めて踏み行ふべき普遍的本務と云ふものは何であるかと問はゞ、それは申す迄も無く道德的生活、科學的生活、審美的生活、又は之れを基礎づける哲學的生活である。是れは人類の文明を向上する普遍的生活であるから、正に人道と稱すべきものである。吾々はこの世界的人道に立脚して、至誠を以て人間生活の本體と爲し、之れを身に躬行して人格を實現すれば、其れが人類共通の宗教的生活と云ふものである。將來の宗教は必ず此の統一的な世界宗教で無ければならない。教育家が宗教を必要とするならば、須らく此の世界的大宗教を採るべきである。然るに教育に宗

教を必要とする論旨から、女子教育にまで或る傳統的宗教を引入れて、儀式祈禱などを行ひ、かたまり法華に徒黨門徒の弊を招がんとするは、巫覡に迷ふ愚婦を製造するに異ならない。女大學の宗教觀は之れを排斥するので、女子教育の宗教觀を最も公平に確立した定評とするに足るものである。

## 女大學第十二章

一 人の妻と成ては其家を能く保べし。妻の行ひ惡敷放埒なれば、家を破る。萬事儉にして費を作べからず。衣服飲食杯も身の分限に隨ひ用ひて、奢こと勿れ。

此の章は女子の個性に屬する家政道德を規定した教訓である。即ち女子に齊家の徳を教へたものである。先づ「人の妻と成ては其家を能く保べし。妻の行ひ惡敷放埒な



れば、家を破る。』とあるは、至極の教法であつて、申分のない掟である。人の妻となれば一家の主婦であるから、子女を教養し朝夕の家事を勤め、家庭を整理して、夫に内顧の憂なからしむることが肝腎である。若し妻が不行跡にして放埒であれば、家庭の教育は破壊されて不良の子女を出し、朝夕の家事は紊亂して家庭の意義を失ひ、夫は不満の餘りに遊蕩にも耽り、瞬く間に家産を蕩盡して、親子離散の憂目を見ねばならない。妻が家政道德に勤めて良妻賢母たることは、實に婦道の第一と稱して可からう。殊に『萬事儉にして費を作べからず、衣服飲食杯も身の分限に隨ひ用ひて、奢ること勿れ。』とあるは、頗る有益な教訓である。爾來儒教では道德と經濟との調和が取れて居て、消費道德が発達し、義利合一の思想によつて節儉の教が鼓吹されて來た。女大學第十二章は之れを奉じて女子の奢侈を戒め、節儉の徳を教へ、無用の支途を禁じて有用の資出を督勵して居るのは、極めて正しい修身訓である。

けれども遺憾なことには、以上の家政道德は人格主義の道德に立脚しないで家族制度の父權的家長制の道德に立脚した爲めに、個人の自由は束縛され、女子が此の經濟的家政道德を實行し得る場合は眞に極めて稀なものになつて居る。何となれば、家族主義の道德では男系本位の家といふ古代文明のスフキンクスから家政道德を割り出さねばならぬから、他人の家へ嫁入りした妻といふ者は、舅姑又は夫に許された範圍内に於てのみ、僅に家政道德の一端を行ひ得るに過ぎない身分になつて居る。衣服飲食のことは申すに及ばず、齊家の一切法度は凡て舅姑の胸に成り、その下知采配の下に進退するのであるから、嫁は家政に關しては單に一の事務員に過ぎない資格である。況や金錢會計のことは、舅又は夫の手に掌握されて居るので、女子には算盤を取ることを許されて居ない。唯だ許される場合は纔に自分の小遣錢を處分する時ぐらゐなものである。家族制度に於ける經濟は總て男子の獨專に委ねられて居るので、女子は經濟の從屬者であるから、眞にお情けによつて飼養されて居る牛馬の資格に過ぎない。夫が此の經濟力を女色のために悪用するとも、妻には其の用途を檢査する資格がない。



それで家族制度の社會に於ては、妻が直接に經濟の獨立者となつて、豪奢を極め、夫の家を破ると云ふが如きことは殆ど不可能なことである。唯だ舅姑が死亡するか、若くは隱居した後に、經濟上の從屬者たる妻がその夫に強請り、美服を纏ひ金銀寶石を填め、山海の美味を喫して贅澤な生活をすれば、間接に夫の家を破るに至ることは疑を入れぬことである。此の第十二章は正にかう云ふ場合に適用さるべき教訓である。それで此の章は若い嫁に對する教訓では無くて、専ら中年以後の老婦に對する教訓である。併し乍ら之れを人格主義の道德として、今日の家庭の若い嫁に教戒する場合は、この儘で直ぐ適用されるので、極めて立派な教訓であると申さねばならぬ。殊に個人主義の極端な米國の一部社會に於て、妻が一家の會計主任となり、傲然として奢侈を極め、夫はさながら奴僕の態となつて勞役に従事して經濟的從屬者たる觀のある場合には、此の第十二章はそれを戒める道德としては蓋し有力なる苦言である。

### 女大學第十三章

一 若き時は夫の親類友達下部等の若男には、打解けて物語近付べからず。男女の隔を固すべし。如何なる用あり共、若男に文など通すべからず。

此の章は妻の貞操を戒めた教訓である。如何なる場合でも妻の貞操を獎勵すると云ふことは至極肝要なことであるが、女大學の貞操は家族制度に於ける男子本位の片務的な犠牲奉公であつて、且つ親や親類縁者の媒酌によつて取持つて貰つた夫に對する貞操になつて居る。それで人格的戀愛に因つて結婚した夫に對する衷心よりの喜び溢れた貞操では無い。人格的戀愛に於ける貞操は、戀愛そのもの、當然の結果として靈肉を裏切らぬ和合性より生ずる至誠であるから、夫の親類友達下部等の若い男子に打



解けて物語り近付いても、例令文通しても、決して不貞の振舞となるやうな不明な結果は招がないのである。茲に戀愛結婚の人格的效果が嚴存する譯である。然るに媒酌結婚に於ては、夫婦の間に愛情や和合の存否を問ふのでは無いから、従つて妻の貞操なるものは愛情の結果として要求されるのでは無く、和合の産物として渴望されるのでも無く、唯だ人の妻であると云ふ名義の上に生ずる無條件的な壓制である。況して夫が女中に戯れ、小間使を姦し、妾宅を構へ、傾斜の巷に出入する等の亂暴な場合でも、妻は謹んで貞操の堅固なることを勉めて居なければならぬ。其の結果として、妻が夫以外の若い男子に近付けば、兼ての愛情の涸渇や性慾の不満からして、動もすれば慇懃を交へて姦通に陥り易いのである。だから妻は之れを内房に閉込めて置いて、若い男子と一切言語を交へる機會を與へぬ制度にでもして置かねばならぬことになる。此の第十三章は専ら斯かる必要から發明された道德で亂暴狼籍の限りであるが、媒酌結婚に由つて人の妻になつた女子には、蓋し免れぬ負擔であると見なければならぬ。

## 女大學第十四章

一 身の莊かざりも衣裳いしやうの染色そめ模様もやう杯はも目めにたゞぬ様さまにすべし。身と衣服との穢よごれずして潔きよけなるはよし。勝すぐれて清きよを盡つくし、人の目に立つ程なるは悪し。只ただ我身に應もちよじたるを用もちよべし。

第十四章は女子の容儀に就いての教訓である。化粧や髪飾や衣服に就いて、自分一人綺羅を盡して傍人を驚かすやうな、奇異の風俗をすること無く、只だ清潔を旨とし中庸を採つて我身に應じたるを用ゐれば、それで女道に適ふのである。此の教は頗る立派なもので、實に千古の金言であると賞讃して可い。女子が容儀を調へることは女子の個性的道德ではあるが、其れは猥に大金を投じて華奢淫逸を競ふ行爲とは異り、只だ清潔と質素と健康との間に女性美を發揮すれば可いのである。如何に紅粉を塗り、眉墨を描き、綾羅金繡を纏つても、その根柢に於て病弱な體質に不徳の精神を宿して



居るやうでは、逆も美人の譽を受けることは出来ない。美人とは健全なる身體に健全なる精神を宿して、その上に清潔で簡易なる容儀を施した女子で無ければならない。殊に精神的修養は美人の第一要件である。就中倫理道德の修養は美人の根本的條件である。性を萬物の靈長として稟けて居ながら人道の何たるを知らず、人間の群に棲息して居ながら人格徳性の次第を辨へぬならば、彼の女は是れ一個の動物たるに過ぎぬ者である。身に正義仁愛の衣を着ずに私慾貪婪の罪を襲ね、頭に淑徳貞操の冠を戴かず、淫逸放縱の飾を施し、顔に至誠忠直の光を放たずに詐欺瞞着の色を現はし、手に忍耐勤勉の力を注がずに柔弱虚榮の輪を填め、自由に自由平等の權利を踐まずに束縛壓制の掟を履んで居るは、人格を有せぬ女子の常習である。而も之れを人に示して誇り、世に傳へて譽を求めんとするは愚婦の甚だしい者であり、大馬鹿者と云ふべきである。眞面目な男子から見れば、その醜體は見るに堪えず、人畜の中間を歩む奇妙な化物と判断するより外はない。而もこの醜體を提げて自ら推薦して君子の好遇を得んとする

は、僭越とも横着とも面の皮の厚いこと名状すべからざる程である。その結果は倫理道德の修養なく品性陋劣にして徒に人爵を求むるに汲々たる男子に與し、善惡の差別を知らぬ凡夫の妻となり、正義人道の指彈を受ける無頼漢を奉じて良人と爲し、女色亂倫の遊野郎を守つて二世の同伴者と定め、身に諸の花柳病を受けて命旦夕に逼り、終に妾の勢力に驅逐されて落魄の身と爲らざるを得ない。實に慄然として身の毛の彌立つを覺ゆるが如くである。然るに一般の女子は仍ほ倫理道德を學ぶことを知らずに衣服寶玉の爲めに全日その心を悩まし、一冊の修養書を買ふことを吝んで化粧髪飾の爲めに數十金を投ずるを悦ぶは、實に自ら己を驅つて死地に赴く者で、女性の社會的命を招ぐ根本的原因である。

## 女大學第十五章

一 我<sup>わが</sup>里<sup>さと</sup>の親<sup>おや</sup>の方<sup>かた</sup>に私<sup>わたし</sup>し、夫<sup>おつと</sup>の方<sup>かた</sup>の親類<sup>おやぢ</sup>を次にすべからず。正月



節句杯にも、先づ夫の方を勤て次に我親の方を勤べし。夫の許さ  
ゐるには、何方いづかたへも行くべからず。私に人に饋おくりものすべからず。

右の章は家族制度に於ける親戚の交際に關して、妻の心得を認めた教訓である。先づ妻は夫の方の親戚を先にして、我里の親の方を後にせよと云ふのである。是れは先祖代々の家と云ふものを中心にして考へるからで、先づ正月節句杯であるならば、夫の家と同姓の一族分家と云ふ資格のものから始めて、次に夫の伯父叔母に及び、次に夫の兄弟姉妹に及び、それから我里の親の方へ廻ると云ふのが順序になる。これが夫の場合であるならば、先づ己が家の一族分家から始めて、次に伯父叔母に及び、それから妻の親に及び、それから自分の兄弟姉妹に及ぶと云ふ順序になる。けれども一夫一婦を以て家とする人格主義の道德では、現代の法律と同じく親等を以て親疎の標準とするのである。然る時は自分の配偶者と自分の親とは一親等であるから、夫婦は先づ各の自分の親を定省して安否を問ふことが必要である。それから、自分の兄弟姉妹

と配偶者の親とは、二親等であるから、親疎の差別が無く、何れを先にするも其時の都合次第で宜しい。それから自分の伯父叔母と配偶者の兄弟姉妹とは三親等であるから、之れも親疎の差別が無く、何れを先にするも隨意である。それから法律上に於ては傍系親は三親等内の姻族に限られて有るから、配偶者の伯父叔母は自分の親族では無く、唯だ夫の三親等の親族に過ぎない。それで道德上に於ても夫の伯父叔母に對しては、全く夫の親族として取扱ふべきである。是れは一寸現在の日本人には異様に聞えるかも知れない。現在の日本人は先祖代々の家といふものから割り出して親疎の差別を考へて居るから、夫の家に最も縁故の深い伯父叔母に對しては、妻と雖も夫と同じ心で三親等に取扱つて尊敬しなければならぬ道德も生じて來るのである。それで家族制度の道德から云へば舅姑と嫁との間は一親等であるから、法律上に於ても夫の伯父叔母と妻との間には親等を設けて之れを三親等の親族として規定して貰ひたいことに爲る。けれども今日の法律は現代の泰西文明の諸邦に則つたので、先祖代々の家よ



りも一夫一婦の家庭を基礎として規定されて居るのである。一夫一婦の家庭から見れば、互に配偶者は一親等であり、配偶者の親とは二親等であり、配偶者の兄弟姉妹とは三親等であるから、斯かる縁の近い間柄に對しては親族關係を結んでも善いが、伯父叔母となつては餘りに縁が遠くなる。倫理學上に於ける男女道德は一夫一婦の家庭を基礎として成立するのであるから、法律とその歩調を一にして居るので、配偶者の伯父叔母は全く配偶者の三親等として、特別に尊敬して取扱つて置くのみである。

次に此の第十五章の後半には、『夫の許さざるには何方へも行くべからず。私に人に饋ものすべからず。』とあるが、是れは我國の現行民法に於ても精神は同一であつて、民法第七百八十九條には、『妻は夫と同居する義務を負ふ、夫は妻をして同居を爲さしむることを要す。』とあるから、夫の許諾を得ないで妄に外出して、宿泊したり逗留したりするは絶対に相成らぬことに爲つて居る。又た民法第十四條に依れば、『妻が贈與若くは遺贈を受諾し又は拒絶するには、夫の許可を受くることを要す』と規定されて

有る。是れから押しして觀れば、家族主義の道德に於ても現行民法に於ても、男子本位に規定されて居るので、夫を重んじ妻を輕んずる形跡の歴然たるものが有る。今日の民法學者の説明に依れば、是れは一家の平和を保ち、家庭の統一を計るためであると云はれて居るが、其れは甚だしい牽強附會な議論である。外出又は贈與に關して一家の平和を保ち家庭の統一を計るならば、何も夫を本位にして規定する必要はなく、夫婦を相本位として平等の權利を與へ、對等の義務を負はすれば可いのである。何となれば、夫が勝手に外出して花柳の巷に宿泊したり、勝手に金品を持ち出して妾などに贈與するの不行跡があれば、妻だけに外出を禁じ、贈與を禁じても、一家の平和と家庭の統一とは、到底保たれるもので無いからである。だから外出又は贈與等に關しては、夫婦の相對的許諾を道德ともし、法律ともしなければ成らぬ。家族主義の道德又は今日の民法は、この男女道德の新しい原理を根柢としなかつた爲めに、惡法となり、極めて野蠻なものに爲つて居る。



## 女大學第十六章

一 女は我親の家をば續つがず、舅姑の跡を繼つぐ故に、我親よりも婢を大切に思ひ孝行を爲なべし。嫁よめいりして後は我親の家に行ゆくことも稀まれ成なるべし。増まして他の家へは大方おほかたは使を遣して、音問いんもんを爲なべし。又我親里おやさとの能よきことを誇ほこりて讚語ほめかたるべからず

此の章は女大學第五章を更に繰り返して居るに過ぎないが、前章に親戚の交際のことを規定した序に、こゝでは親里に對する妻の交際に就いて別章を設けたのである。他人の妻と爲つては、我が親里へ行くことも稀になるから、婚家を大切にせよと云ふのである。是れは最なこと、夫婦となつて家庭を持つた以上は親里よりも自分達の家庭を大切にしなければならぬ道理である。夫を一人置き去りにして、親里へ行つて

遊んで居るやうな女では、良妻とは申されない。此の意味に於て、自分の家庭を大切に於て親里の事は第二にせよと云ふことは至極聞える教訓である。けれども此の十六章ではさうした意味では無く、女子は舅姑の跡を繼ぐ故に、我が親里よりも舅姑の家を大切にせよと云ふ教訓である。全く舅姑の家に對して重んぜよと言ふので、夫と結んだ家庭に對して重んぜよと言ふのと方角が違つて居る。是れは何故かと言ふに、家族制度の結婚なるものは、舅姑の家と結合した家族關係に過ぎないので、夫と結合した性的關係では無いからである。即ち夫と靈肉に於て結合した人格的な關係が結婚では無くして、先祖累代の墳墓を背景として立てる家といふ偶像と結合したことが結婚だからである。現代人の思想から見れば、彼等の結婚は洵に鵠の如く、幽靈の如く、スフィンクスの如く、摺みどころの無い怪物であつて、不思議と云ふも當らず、恐ろしと云ふも愚である。それから此の十六章の最後には、『我親里の能ことを誇て讚語るべからず』とあるが、是れは獨り家族主義の社會のみで無く、個人主義の社會に於て



も、人格主義の社會に於ても眞理である。夫婦は偕に一家を作つて親愛して居るのであるから、縦しんば配偶者の親里が微賤であるにせよ之れを云爲することは自分の配偶者を侮蔑することに當ると同様に、配偶者の親里が富貴であつても之れを云爲することは自分の配偶者を侮蔑することになる。夫婦が互に自分の親里の能いことを喋々して優劣を争ふなどは、不徳の至りであつて愚夫愚婦の甚だしい者である。夫婦は互にその配偶者の親里に就いて却つて此方から進んでその能いことを讚め語り、悪いことは共に悲んで遣つてこそ夫婦の禮儀と謂ふべきである。

### 女大學第十七章

一 下部あまた召使とも、萬の事自ら辛勞を忍て勸ること、女の作法也。舅姑の爲に衣を縫ひ、食を調へ、夫に仕て衣を疊み席を掃

き、子を育て汚を洗ひ、常に家の内に居て、猥に外へ出べからず。

此の章は第十二章と同じく女子の家政道徳を規定した教訓である。第十二章は専ら經濟道徳に關した教訓であつたが、此の第十七章は専ら其他の家事に屬する女道を規定したものである。先づ最初に、『下部あまた召使とも萬の事自ら辛勞を忍て勸ること、女の作法也。』とあるが、是れは非常に善い教訓である。妻が家事を下部に任せ切りにして、臺所も覗かず、子供の世話も爲さず、夫の身の廻りも知らずに居て、惟だ我が身だけ着物や化粧に浮身を婁して居るやうでは、良妻賢母と云ふことは出來ない。たとひ下部を多く召使ふ身分であつても、一家の家事と云ふものは妻の個性的職分であるから、先づ自ら其の大綱を設け示して置いて、時間の許す限り下部と與に立ち働くと云ふやうで無ければならない。又この立ち働くことは非常に運動にもなつて、腹も空き、血色も好くなり、乳も出て、その上家事が果取り、家庭が整頓され、妻の人格が高くなり、實に一舉兩得の手柄と云ふべきである。妻が手足を動かすことを嫌ひ、



勞働を厭ふ結果として、運動不足となり、胃腸が悪くなり、頭痛がして、年中服薬して寝たり起きたりして居ることに爲るので、聽ては夏は避暑に赴き冬は避寒に出掛けなければ、生命を保つことがむづかしく爲る。かやうに四時の氣候にも堪えず、朝夕の寒暖にも煩はされる、病弱な母の腹から生れた子は何うなるかと言ふに、随つて病弱な宿命を授られて居るので、社會の甚雨に浴し、天下の疾風を櫛り、世界の波浪を漕ぎ分ける雄健なる國民と爲ることは出来ない。だから妻の家内勞働は實に神聖にして、其身に取つては萬病を療す靈藥であり、一家に取つては福德の門であり、一國に取つては國民健康の源である。女大學が斯ういふ名教を掲げて置いたことは、誠に感服の至りである。併し乍ら此の家内勤務の教訓は、家事の整理と身體の健康とに對して妻の人格を實現する爲めに必要なもので、其の勞働が過激に失し亂雑に流れて學門修養の時間を奪ひ、健康を損じて大病人となるやうでは無効である。女大學はこの家内勤務に對して更に如何なる細目を設けて居るかと言ふに、「舅姑の爲に衣を縫ひ、食を

調へ、夫に仕て衣を疊み席を掃き、子を育て汚を洗ひ、常に家の内に居て、猥に外へ出べからず。」と規定されて居る。それで朝は未明から夜は深更に至るまで、舅姑の事、臺所の事、夫の事、子供の事、其他一切の家人に對する事まで、嫁の勤勞の範圍に屬するので、仕事は山のやうに重り、後から／＼と追ひ駈けられ、一寸の隙も無いと謂ふは此の事である。朝は鶏の聲と輿に起きて臺所に下り、漸く食事の用意が済んだかと思ふと、そろ／＼舅姑や夫が起きて來て、顔を洗ふ湯水を要求したり、それに茶を進じて朝の御機嫌を伺つたり、食事が済んで漸く臺所の跡仕末にかゝると、今度は夫が外出だと有つて、それ洋服を出せ、それ靴下を出せ、ステッキが無いぞ、帽子が無いぞと云つて嘔鳴り付けられ、その上澤山な仕事を仰付けられて、聽て玄關に送り出せば今度は小さい子供が泣き出す、大きい方は學校へ行く、舅姑が仕事を二日分も言付ける。全く四方八方から扱き使はれて、髪を結ふ隙も無く、新聞を見る時間も無く、身體は疲れて綿のやうに爲り、睡氣が差して精神は朦朧となるのみである。況



して婦人修養書類などは幾ら世の中に出版されても、唯だ音にのみ聞くだけで買つて讀む隙もなく、又買つて讀まうとする心も無くなつて來る。幾ら有名な女學校を卒業して居ても、終に讀書の趣味は衰へて、只だ女中を相手に臺所で古々しい講談落語の本をひねくり廻はすか、若くは偶に姑から淨瑠璃の話を聞いて新知識の代用とする位なものである。それで夫が外から歸つて來ても、此の日進月歩の文明社會に起つた面白い有益な話題を提供して彼の精神を慰めることも出來ず、又た知識盛りの子供に向つて新しい知識を植ゑ付けて遣ることすら不可能である。その上、家にはばかり居て外出は一切ならぬ掟であるから、世間に出て珍しい話を聞いて來ることも適はず、博覽會や展覽會へ行つて綺麗なものでも見て、命の洗濯をして歸ることすら容易でない。纔に井戸端に水汲に行つた折に、隣の嫁御と互に姑の悪口を交換するを以て、無上の樂とするやうに爲る。

斯う云ふ有様であるから、我が國の家族制度に於ける嫁の地位と云ふものは、憐れなる姿であつて、檻の中に飼はれて居る娼妓と大差が無く、西洋諸國の開放された婦人達から見れば、全く奴隸の状態と解するより外に判斷の下し様が無いであらう。抑も一國の文明は智徳の進歩に基くのであるから、國民の智徳を啓發することは實に治國の要道であり、眞に經國の大業である。それには先づ國民を胎内に宿し、之れに血液を與へ、之れを哺育し、之れに感化を及ぼす國民の母たる者の智徳を啓發することが根本である。妻は家事を執ると與に讀書修養に怠りなく、博く學問を究め、生涯を通じて切磋琢磨することが肝要である。其れには第一に現在のやうな大家族制度は須く之れを解體して、一夫一婦の小家族制度と爲し、舅姑は舅姑自ら己れの用を便じ、夫は夫自ら自分の事を處理し、成るべく妻に迷惑を掛けぬやうに努め、一切の家事は出來る丈之れを學術的方法によつて簡易輕便に整理すれば、妻の修養時間も出て來て外出して社會を見聞する時間も多く得られる譯である。西洋の婦人等は修養の時間を作る爲めに、家事を科學的に工夫して實益輕便を旨とし、無用の勞力を省くに努力す



るに反して、我が國の婦人等は却つて之れを複雑にし、むづかしいものに作り上げて、其の型の中に填つて融通のきかぬ身分となり、毎日くくだらぬ仕事を繰り返して貴重の歳月を亡ぼし、健康を損じ、無學無藝を以て碌々として一生を終らなければならぬとは、眞に氣の毒と申すよりは、其の不甲斐なさを嘆ぜざるを得ない。而かも女大學はこれを激勵して處女の教訓とするのであるから、人を惑はし世を誤ること甚だしく、我が國の女子教育に取つては一大邪法である。殊に今日世に行はれて居る文部省檢定の女學校修身教科書なるものは、殆んど此の邪法を承けて教材を造り、之れを教へて國風と號し、之れを説いて婦道と稱し、之れを暗記させて質問を連發し、之れを青帳に附けて操點と爲し、更に之れを藁半紙の上に試験して人格の優劣を決すると云ふ仕掛になつて居るが、實に是れ女子の天真を害し人格を破壊して、その生涯を不幸淪落に導く惡魔の所作であつて、天下無類の惡教育であり、謬れる修身教授法の見本と云ふべきである。

## 女大學第十八章

一 下女を使つかふに心こゝろを用もちべし。言いひ甲斐がひなき下げ蕩だらは習ならひ惡わるくて、智惠ちゑなく、心こゝろ奸かたましく敷もの物言ものごとこと祥まがなし。夫おとこのこと舅ぢやうと姑こ姨いのことなど、我心こゝろに合あぬ事ことあれば、猥せしに讒そしり聞きせて、夫おとこを却かへて君きみの爲ためと思おもへり。婦人おんな若わかし智無ちなして、是こゝろを信まをじては、必かならずず恨うらみ出來でき易やすし。元もと來より夫おとこの家いへは皆みな他人たにんなれば、恨うらみ背せき恩愛おんあいを捨すつる事こと易やすし。構かまへて下女したにようの詞ことばを信まをじて大切たいせつなる嬖ひ姨いの親おやを薄うすすべからず。若わかし下女したによう勝すぐて多おほ言いくことばて惡あし敷し者ものならば、早はやく追出おひだすべし。箇か様やうの者ものは必かならずず親類しんるいの中なかをも言い妨まげ家いへを亂みだす基もとと成物なるもの也。恐おそるべし。又また卑いやし者ものを使つかふには、氣きに合あはざる事こと多おほし。夫おとこを怒罵いかりて止とどまされば、約々せはしく腹立はらたこと多おほして、家いへの



内靜ならず。悪しき事あらば折々言教て、誤を直べし。少の過は忍て怒べからず。心の内には憐て、外には行規を堅く訓て怠らぬ様に使ふべし。與惠べき事あらば財を惜べからず。但し我氣に入りたるとして、用にも立ぬ者に猥に與ふべからず。

此の章は家内勤務の爲めに雇入れた女中を使ふ時の心得を規定した教訓である。穩健な説き方であつて今日の社會にも適用される有益な教訓である。けれども一つ注意を要することは、此の教を立てたのは今を去る約二百年前で、時代は封建時代であり、背景は階級制度であり、風俗は男尊女卑と云ふ状態であつたからして、人間に上下の差別が設けられ、貴賤の掟が喧しく、個人の人格に關する尊敬の念が無かつた。そこで雇傭契約により使用と勤務の關係より、家内勤務の爲めに雇入れた女中と云ふ女子勞働者に對して之れを下女と稱して下臈の中に加へ、はしためとして賤しみ取扱つた

のである。使用者の妻と勞務者の女中は君臣主従の關係を結んで、一方は絶對の專制者となり、一方は盲従の奴隸となつて居た。衣服髪飾も一切賤しくせねばならぬし、食物も残飯を與へられ、朝は五更より夜は深更まで働き通して、一年三百六十五日の間に纔に盆正月に二日の藪入を貰ふだけで、後は僅かの給金に甘んじて奉公して居なければならぬ有様であつた。素より彼等は貧家の子であり、此の女中奉公より外に差當り、生活の妙案が無い爲めに辛勞して居るのであるから、憐れなる境遇者である。これは十九世紀初葉迄の西洋諸國に於ても同じ現象であつた。然るに個人の覺醒は女子をして永く斯かる奴隸の生活に満足させて置くことは出来なかつた。女子は人格の自覺に由つて、女子勞働問題を起し、社會的に女子の職業を改良し、之れを天下に擴張するに至つた。此の思想は我が國にも入り、公私の役所會社を首として今日は到る所に於て、女子職業の門戸が開放された。これが爲めに、貧家の女子は潮のやうに此の方面に押し寄せ、女中奉公よりは程度の高い賃錢を得られる身分になり、衣服髪飾



も女中奉公よりは風采の上つた娘になれて、食物も好きな物を買つて食ふことも出来、その上時間を以て勤務するのであるから家に歸れば身は自由になれて、新聞なり本なり讀むことも出来、日曜には活動寫真なり安芝居なり見て娛樂を得られる境遇に成れた。その結果として家内勤務に従事する女中奉公者は俄に拂底して幾ら諸方の桂庵に頼んでも埒があかず、止むを得ずして昨日まで奥様然として水に手を入れた事も無かつた細君等は、今日から遽に狼狽して一切の家内勤務を一人で脊負つて片付けねばならぬ運命に遭遇した。然るに願れば後に舅姑、夫、子供、兄公女公、居候と云ふ大家族を控へて居るので、身は愈々忙しくなつて、讀書の時間などは昔よりも無くなり、將來は更に無くなつて細君一同の無能となり、劣等なる國民の母とならざるを得ない形勢である。然らば此の社會的疾患を救済するには何うすれば可いかと言ふに、先づ一夫一婦に子供を加へた小家族を以て生活の原基と爲し、舅姑及び兄公女公とは別居することである。さうすれば家族員も少なくなるから、讀書修養の時間も自ら出て來

る譯である。そして餘裕のある家庭では一人なり二人なりの女中を雇入れ、會社勤務に相當する報酬と時間とを與へて優待し、今日まで行はれて來た一切の頑固なる風俗陋習を去り、髪は島田に結はうが、着物は銘仙にしようが、菓子を買つて來て食べようが、活動寫真に行かうが、女學校へ通はうが、其等は彼等の自由の範圍とすれば、此の家内勤務の方面にも澤山の女子勞働者が悦んで入り込んで來る譯である。是れは現に西洋の家庭に行はれて居るので、日本の女子にわざ／＼渡航して女中奉公をし乍ら女子大學を卒業して歸る實例も尠くないので、日本でも今に斯ういふ社會に爲らざるを得ないのである。さうして斯ういふ場合に女中に對して怒を避け、過を恕し、知らざるを教へ、惡しさを改めさせ、身の上を憐み親むといふ、此の女大學第十八章の趣意を大に勵行して貰いたいのである。

## 女大學第十九章



一 凡婦人の心様の悪き病は、和ぎ順ざると、怒恨むと、人を謗ると、ものを妬むと、智惠淺きと也。此五の疾は十人に七八は必ずあり。是婦人の男に及ばざる所也。自ら顧戒めて改去べし。中にも智惠の淺き故に五の疾も發る。女は陰性也。陰は夜にて暗し。故に女は男に比るに、愚にて目前なる然るべきことをもしらず。又人の誹るべき事をも辨へず、我夫我子の災と成るべきことをも知らず、科もなき人を怨怒り呪咀ひ、或は人を妬憎て我身獨立んと思へど、人に憎れ疎れて皆我身の仇と成ることをしらず、最はかなく淺猿し。子を育れども愛に溺れてならはせ悪しく、愚なる故に、何事も我身を謙りて夫に従ふべし。古の法に女子を産ば

三日床の下に臥しむるといへり。是も男は天にたとへ、女は地に象る故に、萬のことに付ても夫を先立て我身を後にし、我爲せる事に能事あり、逆も誇る心なく、亦惡事ありて人にいはるゝ、逆も争はずして早く過を改め、重て人に謂れざる様に我身を慎み、又人に侮れても腹立憤ることなく、能く堪て物を恐慎べし。如斯心得なば、夫婦の内自ら和ぎ、行末永つれ添て家の内穩かなるべし。

此の章は女大學の末段であつて、前掲十八箇條を要約した結論になつて居る。その説く所を聞けば、女子の缺點は要するに和ぎ順はざること、怒恨むこと、人を謗ること、ものを妬むこと、智惠淺きこと等であつて、此の五種の疾は女子の通有性である。と云ふのである。さうして此の五種の疾が女子にある譯は、女子の智惠の淺い爲であつて、女子の陰性は由來すると云ふのである。だから女子は陽性の男子に従ひ、萬の



事に就いて夫の智慧を藉り、其の下知に服し、男天女地の形に於て生活すれば、夫婦の仲は睦しく、家庭は圓滿であると云ふのである。別言すれば、女大學の教訓は之れを約すれば、女子は陰性であつて無智の者であるから、知識の本源たる陽性の男子に従ひ、天尊地卑の形を則り、柔剛の規定に據り、内外の掟を守つて生活すべき者であると云ふのである。女大學は之れを以て教訓の提要とも爲し、結論とも爲したのであるが、同時に教訓の倫理學的基礎とも爲して居る。即ち女大學はその教訓の倫理學的基礎を天地陰陽の説に採つたので、前の十八箇條は悉く皆な此の背景の前に建てられたのである。随つて女大學の缺點も長所も既に此の倫理學的基礎に胚胎して居るので、女大學が完全なる教訓として今日の女子を支配する權威たることの出来ないのは、歸するところ女大學に存する倫理學的基礎論が不完全な爲めであるて、其處に甚だしい誤謬を横へて居るが故である。先づ女大學が女子を陰性と爲し、之れを女道の倫理學的基礎に爲したのは、儒教に立脚した爲めであつて、易の哲學觀倫理觀に由來して居

る。即ち女大學の教訓に存する一切の命令又は獨斷は凡て『聖人の教』又は『古の法』なる假定に據つて説明されて居るので、儒教に倫理學的基礎を置いたのである。其處で女大學を根本的に批評するには、更に進んで儒教に入り殊に易に存する男女道德觀を批評しなければ成らない。丁度この批評に當て箴めることの出来るものが福澤氏の評論の中にあるから、それを茲に抄録して概論的批評と爲し、更に進んで余の各論的批評に移つて行きたい。先づ福澤氏は下の如く論ぜられて居る。

『女は陰性なり、陰は夜にして暗し、故に女は男に比ぶるに愚にて云々に説始め、あらん限りの惡徳を并べ立て、其原因は陰性なるが故なりと例の陰陽説より割出したるこそ可笑しけれ。實に取處もなき愚論にして、癡人夢を語るとは此事ならん。抑も陰陽とは何物なるや、何事なるや、漢學流の言に従へば、南が陽なれば北を陰と云ひ、冬が陰なれば春を陽と云ひ、天は陽、地は陰、日は陽、月は陰など云ふが如く、往古蒙昧の世に無智無學の蠻民等が其目に觸れ心に感ずる所を何の根據もなく、二様に區



別して之に附するに漠然たる陰陽の名を以てしたるまでのことにして、人間の男女も端なく其名籍の中に計へられ、男は陽性、女は陰性と勝手次第に鑑定せられたるのみ。其趣は西洋の文典中に實名詞の種類を分けて男性女性中性の名あるが如く、往古不文時代の遺習にして固より深き意味あるに非ず。左れば男子は活潑にして身體強大なるが故に陽の部に入り、女子は靜にして小弱なるが故に陰なりなど云ふ理窟もあらんかなれども、假りに一説を作り、女子の顔の麗くして愛嬌溢るゝ許りなるは春の花の如くなるに反して男子の武骨殺風景なるは、秋水枯木に似たり。而して春は陽秋は陰なるが故に、女子は陽にして男子は陰なりと云ふも大なる反對はなかる可し、其他様々の陰陽説に就き、今日吾々が古人と爲りて勝手自儘に新説を作れば、舊説を逆にして陰陽を轉倒すること甚だ易し。如何となれば新舊共に根據なければなり。斯る無根の空論を土臺にして、女は陰性なり陰は夜にして暗し、故に女子は愚なりと明言して憚らず。我輩は氣の毒ながら失敬ながら記者を評して陰陽迷信愚論者なりと云はんと欲

する者なり。既に立論の根本を誤るときは其論及する所に價なきも亦知る可し。女は愚にして目前の利害も知らず、人の己れを誹るべきを辨へず、我家人の禍となる可き事を知らず、漫に無辜の人を恨み怒り云々して、其結果却つて自身の不利たるを知らず、甚しきは子を育つるの法さへも知らざる程の大愚人、大馬鹿者なるゆゑに、結論は夫に従ふべしと云ふ罵詈譏諷至れり盡せり。我輩は姑く記者の言ふがまゝに任せて唯その夫たる者の人物如何を問はんと欲するのみ。天下の男子は陽性なるが故に晝にして明なり、萬事萬端に通じて内外の執務に適し、殊に人倫の道に明にして品行最も正しく、内君に對して交情最も濃なりと云ふか。果して然らんには甘んじて之に従ひ之に謀るべしと雖も、今の世間の風潮に於ては其保證頗る疑はし。我輩は婦人の爲めに謀り、輕々に女大學の文に欺かれずして、自尊自重靜に自身の權利を護らんことを勤告するものなり。』

福澤氏の批評は極めて通俗的で解り易く、一般的批評としては申分なく其の真相を



穿ち得たものである。陰陽説を漢學流の言と爲し、大古の蠻民の遺風であるとして一蹴し去つたのは、稍や酷評であるけれども痛快な感じもする。抑もこの陰陽の説は支那民族の拜天思想に由來するので、儒教の哲學的根據又は倫理學的基礎を爲して居り、且つ東洋文明の源泉とも云ふべき資格を有し、殊に儒教國民の男女道德は此の陰陽説の一分流に過ぎないので、幾千年來極東の諸民族を支配して來た思想であるから、其の根は社會の四方に蟠屈して居て、無難作な一片の評論を以てしては容易に之れを一蹴し難いのである。更に進んで其の説の根柢を闡明し、之れを倫理學的に解剖して其の謬點を指適し、道德上の價值なき所以を立證して、世人の理性に訴へることが必要である。余は専ら此の趣旨からして、陰陽説に存する男女道德觀を批判して、女大學の基礎論の誤謬を抉發して見たいのである。

先づ陰陽の説は儒教の如何なる經典に現はれて居るかと云ふに、それは四書五經の到る所に散見されるのであるが、就中その代表的なるものは易である。此の易の中に

陰陽説に基く男女道德觀が有るので、其れを茲に必要なだけ抄録すれば左の如くなる。尙ほ其外に易の思想を後世に至つて發展させて組織的に説明した周濂溪の太極圖説をも併せて窺ふ必要がある。

天尊地卑。乾坤定矣。卑高以陳。貴賤位矣。靜動有常。剛柔斷矣。方以類聚。

物以群分。吉凶生矣。在天成象。在地成形。變化見矣。是故剛柔相摩。八卦

相盪。鼓之以雷霆。潤之以風雨。日月運行。一寒一暑。乾道成男。坤道成女。

乾知大始。坤作成物。乾以易知。坤以簡能。易則易知。簡則易從。易知則有

親。易從則有功。有親則可久。有功則可大。可久則賢人之德。可大則賢

人之業。易簡而天下之理得矣。天下之理得。而成位乎其中矣。(繫辭上傳)

一陰一陽之謂道。繼之者善也。成之者性也。仁者見之謂之仁。知者見之謂之知。百姓日用而不知。故君子之道鮮矣。顯諸仁。藏諸用。鼓萬物而不與聖人同憂。盛德大業至矣。富有之謂大業。日新之謂盛德。生生之謂易。成象之



謂乾。效法之謂坤。極數知來之謂占。通變之謂事。陰陽不測之謂神。

(繫辭上傳)

昔者聖人之作易也。將以順性命之理。是以立天之道曰陰與陽。立地之道曰柔與剛。立人之道曰仁與義。兼三才而兩之。故易六畫而成卦。分陰分陽。迭用柔剛。故易六位而成章。(說卦傳)

有天地然後有萬物。有萬物然後有男女。有男女然後有夫婦。有夫婦然後有父子。有父子然後有君臣。有君臣然後有上下。有上下然後禮義有所錯。夫婦道不可不久也。(序卦傳)

彖傳曰。咸感也。柔上而剛下。二氣感應以相與。止而說。男下女。是以亨。利貞。取女吉也。天地感而萬物化生。聖人感人心而天下和平。觀其所感。而天地萬物之情可見矣。(下經の咸の卦)

彖傳曰。家人女正位乎內。男正位乎外。男女正。天地之大義也。(下經の家人の卦)

無極而太極。太極動而生陽。動極而靜。靜而生陰。靜極復動。一動一靜。互爲其根。分陰分陽兩儀立焉。陽變陰合。而生水火木金土。五氣順布。四時行矣。五行一陰陽也。陰陽一太極也。太極本無極也。五行之生也。各一其性。無極之真。二五之精。妙合而凝。乾道成男。坤道成女。二氣交感。化生萬物。萬物生。變化無窮焉。惟人也得其秀而最靈。形既生矣。神發知矣。五性感動。而善惡分萬事出矣。聖人定之。以中正仁義。而主靜立人極焉。故聖人與天地合其德。日月合其明。四時合其序。鬼神合其吉凶。君子修之吉。小人悖之凶。故曰。立天之道曰陰與陽。立地之道曰柔與剛。立人之道曰仁與義。又曰。原始反終。故知死生之說。大哉易也。斯其至矣。(周濂溪の太極圖說)

以上に由つて觀れば、先づ易と云ふことは生々と云ふ意味であつて、事物の變化發展を指すのである。今日の言葉に換へれば、活動とか、運動とか、流動とか云ふ言葉と同義であつて、自然界のエネルギーを指したものに外ならない。それで此の易を學



問として取扱ふことになる、今日の物理学と哲学とを合一したものに當るのであるが、其れが西洋のやうに實驗に照して科學的に研究されたものでは無くて、飽くまでも形而上學的の研究に止まつて、而かも行き詰つた状態に存する思想であると云ふことが出来る。けれども此の易の思想を今日の科學的思想から學問の系統に入れて見るならば、最近に於ける物理学上の電氣力學的自然觀に立脚したものになり、其の上目的論的唯心論の哲學觀を配した思想に該當するのである。周濂溪の謂ゆる無極と云ふ以太極と云ふのは、宇宙又は自然界を指して居るので、易と云ふエネルギーの活動する物理的空間即ちエーテルの場に等しい思想と見ることが出来る。そして此のエネルギーの實體たる易が生々流動することに由つて、其處に一動一靜の現象を呈し、直ちに陰陽の兩儀に分れると觀たのである。此の陰陽と云ふ觀念は支那固有の思想であつて、今日の謂ゆる電氣の思想と全く同一である。電氣と云ふ考は西洋でのみ發明されたのでは無く、東洋では四千年も以前から支那人に依つて考へられて居つたのである。

唯だ西洋では此の電氣の思想を科學的に實驗に訴へて研究して來た爲めに、今日の物質的文明を開いたのであるが、東洋では之を飽く迄も精神的に研究して來たので其の結果は物質的に行き詰り、遂に精神的にも貧弱を招ぐに至つただけである。殊にこの陰陽は合して水火木金土を生じ、五氣順布して四時行はると見たのは、今日の物理学上から推せば幾十種の化學的原子より成る自然界の終極要素を電氣力の不可分の粒子であると爲して、之れを陰粒子と陽粒子とに分けたと同一の思想である。此の點に於て東洋の易の陰陽説は實に偉大なる思想であると言はねばならない。唯だ西洋に於ては陰陽の電氣力を微分方程式に由つて實驗的に規定したに反して、東洋に於ては單に之を概念的に取扱つて居たゞけの相違がある。さうして易は陽粒子と陰粒子との對立に於て前者の流動を乾道と爲し、後者の流動を坤道と爲して男女の兩性に差別し、二氣の交感によつて物を化生し、こゝに進化發展して變化窮り無いものと解したのである。それから人は此の萬物の中で最も優秀なる靈長としての進化的動物であつて、



神人合一の者であり、五性の原子的感動によつて吾人の行爲に善惡の價値が生ずると爲した。此の善惡の差別を決定するに就いては、先づ聖人は之れを七情の未だ發せざる混沌たる太極の状態に在りて中庸を取つて規範と爲し、中正仁義に於て理想を定めたと爲し、靜を主とし、誠を以て至善の極とすると云ふのである。此處までは兎に角、易の哲學觀に於ては杜撰ながらも大誤なしと云ふことも出来るが、之れから以下の説明に於て疑點を百出するのである。

先づ易は此の陰陽の觀念を支那固有の拜天思想に結び付け、天地人の三才に配合して、天の道を陰と陽と爲し、地の道を柔と剛と爲し、人の道を仁と義と爲し、更に之れを乾、兌、離、震、巽、坎、艮、坤の八卦に劃し、更に之れを自乗して六十四の象を作り、之れを算木筮竹によつて配列して宇宙間一切の現象に關して其の事物の眞妄を闡明し、人事の吉凶禍福を判斷し得ると爲したのである。そこで聖人は之れを修めて天地と其の徳を合し、日月と其の明を合し、人格を實現して完全幸福なる生活を求め

るに反して、小人は之れに悖つて人格を破壊し、不吉不幸の生活に終ると説くのである。是に於て易は實驗實證を旨とする物理學的研究を超越して、哲學又は倫理學の範圍に入り、目的論的唯心論の立場に立つたのである。けれども此の易の目的論的唯心論の思想には陰陽又は天地人の唯物論的機械觀を配合させて易の一元的哲學を組織しようとした爲めに、遂に牽強附會の説明を試み、八卦六十四象なる荒唐無稽の思索に耽り、算木筮竹によつて宇宙人生の眞相を理解せんとする妄誕の説を生み、實驗實證を尊ぶ科學的究理心を枯渴せしめ、遂に救ふべからざる無學の状態に陥つたのである。其の結果は直ちに迷信と爲り、子々孫々これを繼承して謂ゆる陰陽道となり、陰陽師の卜卦と化したのである。

以上は易に對する一般的批評であるが、次に其の男女道德觀の方面を考察して見なければならぬ。先づ易では天は尊くして地は卑しいと觀じたのであるが、是れは抑もの誤解であつた。第一に天地と云ふ言葉は非常に曖昧な言葉である。今日天文學か



ら見たならば、此の謂はゆる天とは物理的空間に當り、地とは恒星又は遊星などの天體を指したものに外ならないので、他に何の意義も無いものである。換言すれば天地とは宇宙又は自然と云ふに外ならないので、別に學術的理由を有する譯のものでは無い。太古の未開人が高い蒼空を無限大に考へて天と名づけ、地球の表面を平面圖的に無限大に考へて地と名づけたに過ぎない。縱令これを人格的に解して天帝地祇を説いても、其れは原始宗教としての拜天思想に過ぎないので、今日に於ては一個の迷信たる價值しか無い。さうして萬有引力に由つて支配されて居る所の力の方向に面して、地平説から素朴的な考を加へ、一方を天と稱して上と爲し、其の反對の方向を地と稱して下と爲した迄である、そして蒼空を高く尊いものに觀察し、地殻を低く卑しいものに觀察し、兩者に貴賤の思想を配して牽強附會の説明を試みたものに外ならない。然るに易に於ては此の天尊地卑の思想を無上大法として尊び、天の道として崇めること甚だしく、之れを人事の一切事件に應用したのである。先づ男子を天に比して尊い

者と爲し、女子を地に比して卑しい者と爲し、王を天に比して貴い者と爲し、民を地に比して卑しい者と爲した。是れが東洋の社會に於ける倫理道德の根本的誤解であつて、毫釐の差は遂に千里の繆を生じ、男尊女卑官尊民卑の思想に化したのである。次にこの地に於ては天の陰陽の道によつて、剛柔の性が生ずると爲し、先づ萬物の靈長たる人間に於ては、男子は剛であつて女子は柔であると爲し、剛たる男子は天に位し柔たる女子は地に位して居ると爲した。さうして剛たる男子は天より地に向つて運動し、柔たる女子は地より天に向つて運動する時に、柔が上つて剛が下ると云ふ形になり、二氣感應して始めて其處に婚姻と云ふことが行はれ、夫婦を成立すると説くのである。次に天地には内外の位があると爲し、地は内に位して天は外に位すると爲し、従つて女子は位を内に正し、男子は位を外に正すべきもので、之れが天地の大義であると論結した。

以上は易に現はれた男女道德の倫理學的基礎論であるが、然らば之れに由つて實際



に規定される男女の各論的道德は果して何う云ふものに成るかを推測するに難くないのである。先づ第一には男尊女卑となり、男子は命令者の地位に立ち、女子は隸屬者の地位に陥り、男子は女子を玩弄し、女子は之に貞操を獻げ、和順を以て婦徳の第一義としなければならぬ運命を招ぐのである。従つて一夫一婦の人倫は行はれずして、一夫多妻の流行となり、人身の賣買となり、貞操の切賣となり、女子は全く男子の犠牲者となり、忍辱盲従を以て生活の典範としなければならぬ事になる。第二には男女不同權となり、男子は剛と云ふ倫理的原理によつて一切の自由權を掌握して、道德、法律、政治、經濟に對して我儘勝手な規則を設け、女子は柔と云ふ倫理的原理の下に支配されて一切の自由を束縛され、最も不平等なる生活規範の桎梏に繋がれることになる。第三には男子本位となつて相本位の思想を失ひ、男子は社會の公事又は職業を獨專して、女子を内房に閉ぢ籠め、女子は外出を禁じられて飽く迄も家庭に於ける下婢又は子供製造器として取扱はれ、牛馬の資格を以て飼養される一個の動物に化する

事になる。第四には易の倫理觀は家族制度の社會を背景とするが爲めに、女子に於ける結婚の目的は、他人の家へ嫁して舅姑に仕へ、夫を所天に奉じて之れを仰望し、其の胤を宿して子を生子、其の家の相續人を立て、先祖の祭を爲すことを本願とするやうになる。従つて七去の道德を副産して、蓄妾の制度を布き、妻妾群居の禽獸的行爲に陥らねばならぬ。第五には易の倫理觀は斯様にして男尊女卑、男女不平等、男子本位、家族制度によつて規定された爲めに、固より男女の自由交際と云ふものは禁ぜられ、其間に理解と云ふものが無く、戀愛と云ふものも必要を認められず、單に媒酌者と父母の命令とに由つて結合するのであるから、自ら夫婦の間に愛情の缺乏を生じ、虚偽の夫婦を濫造し、死灰枯木の如き家庭を生じ、最も不幸なる性的生涯を招ぐの結果となるのである。第六には女子は陰性であるによつて、理性に暗く、無智の者であると規定され、高等教育の必要なしと認められ、女子が高等教育を受ければ却つて其の天成を害すと考へられ、女子は單に育兒、裁縫、料理、洗濯の法を學び、傍ら人に



和ぎ随ふこと、怒恨まざること、人を誇らざること、ものを妬まざること、夫に智恵を借りること等を心得て居れば其れで充分である云ふのである。従つて女子は社會的に一同の無智無能となり、男子の知識を金科玉條と解して之れに盲従し、男子の奸智によつて人權を蹂躪され、貞操を鬪弄され、生命財産の一切までも奪はれて淪落の淵に墜るのである。

斯様にして易の男女道德觀は最も不健全なるものに化し、有害極まる思想となり、數千年の間を通じて東洋の諸國民を支配し、人を欺き世を迷はし、拂拭すべからざる劣惡な男女社會を現出し、野蠻極まる男女道德を私製し、東洋の文明をして玉に疵を與へ、西洋の文明に對して慚愧に堪えぬものに成したのである。而かも歴代の東洋倫理學者は孰れも此の易の傳統的學說を盲信して、怪む者なく、男尊女卑の道德を奉じて人道と解し、男天女地の教を拜して聖人の法として實踐に汲々たる有様であつた。此の思想は夙に漢學の傳來と共に我が邦の社會に輸入され、先づ奈良朝平安朝の貴族社會を

侵し、降つて鎌倉時代の無學文盲な武士共を征服し、江戸時代に至つて最も平民的に士農工商の全般に普及されたのである。恰も此の時に當つて女大學は時勢の要求に應じて更に宋明の新しい儒學に立脚して、易の男女道德觀を和文に意譯して婦道を定め、其の結論に於て女子の無智を大に責め、不和、不順、憤怒、怨恨、誹謗、嫉妬あらゆる敗徳を列舉して、之れを女子の通有性と爲し、男子を聖人君子に仰ぎ尊び、獨り女子を卑しき盡して罵詈譏諷の毒筆を加へたのである。其の不見識にして立論の根柢を過り、共に道義を談ずるの力なく、女子の教育を云爲するの資格なきことは、こゝに至つて極まれりと云ふべきである。

## 女大學第二十章

右の條々いとけなげとせよ稚時能く訓そしふべし。又書付てかきつけ折々讀しめ忘ることなからしめよ。今の代の人、女子むすめに衣服道具杯あは多く與へて婚姻よめいりせしむ



るよりも、此條々を能く教ふること一生身を保つ寶なるべし。古語に人能く百萬錢を出して女子を嫁せしむることを知て、十萬錢を出して子を教ふることを知らずといへり。誠なる哉、女子の親たる人、此理を知らずんば有べからず。

此の文は女大學の末章であるが、是れは親に對しての教訓になつて居る。娘を持つた親に對して女子教育上の心得を論結したものである。其の精神によれば、娘を持つて居る親は先づ右の條々を稚き時から能く訓へ、又は之を書き取つて讀ませて忘るゝと無からしめよと云ふのである。女子に衣服道具などを多く與へて婚姻させるよりも、此の女大學の教を授けて遣つた方が一生の寶になると云ふのである。十萬錢を出して子を教ふることを知らずに、百萬錢を出して嫁がすに汲々たる世の風潮は實に淺間しいと云ふのである。是れは實に警世の至言であり、道理至極の事であれば、吾々も雙手

を擧げて贊成する所である。女子の結婚を衣服道具の調度に解釋して、百萬錢を投じて御祭騒ぎをするよりも、十萬錢を出して之れを教育し、其の智徳を啓き人格を養成して、賢婦人を仕立てることが聰明なる親の慈愛心で無ければならない。此意味に於て女大學が處女の教訓を規定して世の親達に女子教育の方針を示し、子に迷ふ親心を善導して世教に裨補せんと努めた誠意に至つては、實に感心の至りであつて、感謝の詞も無い次第である。けれども道德は法律と同じく、時の變遷に従ひ世の思潮に因つて形式を異にするのであるから、江戸時代の社會に適合した道德を大正の今日に於て之れを無批判的に適用することは出来ないものである。殊に江戸時代に於ける封建の社會を背景とした家族制度、姑嫁同居、男尊女卑、男女不同權、男子本位、媒酌結婚、人格的戀愛の無い性交などを根本的教材として婦女訓を規定した女大學の道德觀なるものは、既に今日の世に於ては死して價値なきもので、單に歴史上に於ける舊道德たるに止まり、一個の骨董品たるに過ぎない資格になつた。それで世の親又は女子教育家



の諸先生が大正の今日に於て、而も東西文明の融合せる現代に於て、古代支那哲學の易に濫觴した男女道德を翻譯した和文の女大學を女子教育の庭訓として奉ずるなどは、全く時代錯誤であつて當に尙古者流たるに止まらず、大に世の文教を害し人心を蠱毒する者である。將た此の庭訓を無批判的に婦道と解して日夜これを勸むるに汲々たる女子や、又は知らずくの間此の庭訓の社會的習慣に捉はれて無意識的な生活に埋もれて居る女子は、無自覺の甚だしい者で自ら己が人格を破壊する者である。だから思慮ある現代の女子は幾重にも此の邊の道理を究達して、我が國に於ける男女道德の變遷を觀じ、古い女大學の骸骨を脱ぎ棄て、世界共通の倫理學より論定した男女道德に據つて最新の婦道を學び、眞個の女性の貞徳を體現せんことを懇望するのである。

## 女大學批評終

## 福澤諭吉氏の 一夫一婦論

### 一 東洋道德史上に於ける福澤氏の地位

道德史は人類の社會に於ける道德の沿革を闡明して、其の發達の次第を研究する史學であつて、文明史の一分科である。希臘羅馬猶太及び近世歐洲諸國の社會に於ける道德の變遷を研究するものは、謂はゆる西洋道德史であつて、支那印度日本の社會に於ける道德の變遷を研究するものは、謂はゆる東洋道德史である。余はこの東西兩洋の道德史の比較研究を爲し乍ら、主として東洋道德史の研究に専心し、東西文明の融合すべき道德的精華の何者なるかを批判し、之れに據つて政治、法律、經濟、科學、藝術の人本的根柢となるべき基礎的知識を論定することに没頭して居た。然るに余は何時でも遺憾に堪えなかつたのは、東洋道德史上に於ける男女道德の幼稚なる點であ



つた。仁義禮智信又は忠孝の諸徳に在りては、其の研究たるや書冊に見積つたゞけでも汗牛充棟と云ふ有様であるに拘はらず、男女道德に至つては眞に是れ書架に隠れたる紙片とも又は蒼海の一粟とも譬ふべきものであつた。西洋道德史上に於ても是れは中世紀までは殆ど同様であつたが、近世紀に入り文物の復興と共に頗る面目を一新して、男女道德が長足の進歩を爲したのであるが、獨り東洋の社會に於ては尙ほ幼稚なる舊慣のまゝに止つて、因襲の中に生活して居るのである。我國の社會に於ては明治時代に入つても、一般の學者は此の因襲的なる男女道德を奉じて怪む者が無かつたので、之れを以て國風と爲し、善美の良俗に解して、更に之れを學術的に批判して最善の眞理を提供せんとする眞摯なる態度に出づる學者が無かつた。然るに當時西洋の思想に最も通曉して、彼等の社會に於ける男女道德を直觀して東洋從來の男女道德を歴史的に批判し、爰に革新の第一聲を揚げた人があつた。それは福澤諭吉氏である。氏は先づ東洋の社會に因襲を爲せる男尊女卑の惡習を憎み、男女同權の自然たるべきこ

とを説き、女子の解放を論じ、男子の蠻習を叱し、一夫一婦の人倫たる所以を力説したのである。氏は此等の思想を『女大學評論』『新女大學』及び其他の著述に於て公にした。然るに當時不幸にして此等の思想は世人の顧みる所とならず、却つて女子教育家の反感を受け、官邊の忌避する所となり、我が國の社會は依然として男尊女卑の遺習に馴染み、男女不平等の掟を奉じ、男子は女子を蹂躪して遊蕩三昧に耽り、物質的文明の影響によつて資本階級に一夫多妻の夥しい流行を生じた。此間に立つて男女道德の壞亂を憂へて或は社會問題より廓清の獅孔吼を試みる志士も現れ、或は文藝上より婦人の自覺を叫ぶ女流者を出すに至つて、我が國の社會に於ける男女道德も一縷の光明に接し、今や男女道德は大に世人の間に論議せられ、家庭の間に話柄となり、日に月に進歩發達の形勢を示して居る。余は此等の紳士淑女の後塵を受けて立つ者であるが、常に這般の男女問題の根柢を爲す所の基礎的知識として、男女道德を倫理學上より論結して解決の鍵を提供せんことを念とする者である。此の文に於ては之れを明治男女



道德史の上から考察して將來をトしたいので、専ら福澤諭吉氏の男女道德觀の中心點を攻究して、其の眞妄を判定することが目的である。即ち福澤氏の男女道德論の精髓を批判して、其の眞理は直ちに之れを繼承して自家藥籠中の物となし、其の誤謬は之れを是正して若干の修補を加へ、最善の男女道德的法則の何者であるかを發見せんと試みるに過ぎない。

## 二 福澤氏の一夫一婦論の梗概

福澤氏が其の名著『女大學評論』及び『新女大學』に於て、又は其の他の論文に於て、男女道德を論ずるに際し、常に氏の腦裡に中心生命となつて働いて居た思想は、實に一夫一婦と云ふ觀念であつた。氏は此根本的觀念より演繹して有らゆる男女問題を統一的に論究され、一絲亂れざる體系的思想を構成したことは、氏の論作を熟讀した者の均しく實感する所である。然らば氏は抑もこの偉大なる根本的思想を自ら發明したも

のか、或は何處からか輸入したものと云ふに、其れは兩者を兼ねて居る。氏は先づ一夫一婦の思想を西洋の男女道德史上の産物より輸入し、之れを東洋の男女道德史上の産物である偕老同穴の思想に結合し、其處に一新機軸の説明を試み、福澤式の一夫一婦論として一種の發明的價值を以て、之を氏が男女道德觀の中心精髓として居る。氏はその一夫一婦論を、『福翁百話』の中に要約して居るから、吾々は其れによつて氏の一夫一婦論の梗概を窺ふことが出来る。氏は先づ左の如き題目の下に論じて居る。

### 一夫一婦偕老同穴

男女室に居るは人の大倫なりと云ふ。如何にも其通りにて天然の約束なる可し。扱天然の約束に従つて其室に居るの法を如何す可きやと云ふに、人の産るゝや兩性殆んど同數なれば、一夫一婦も亦天然なるが如し。唯その偕老同穴とて一度び定まりたる夫婦は生涯相離るゝを許さずと云ふに至りては、茲に一説あり。曰く男女相



遇うて夫婦と爲るは愛情を以てするのみ、其情盡くれば即ち相別る可し、双方體質の強弱意志の緩急歲月の間に變化なきを得ず、隨て其交情にも自ら變化を生ずるは自然の數なるに、然るに今その既に變化したるものをして強ひて室を同じうせしめんとするは、天然の約束に背くものなり。愛情相投ずれば合して夫婦となり、其の情の盡るを期して自由に相別れ、更に他に向て好配偶を求む可し云々として、此説を名けて自由愛情論と稱す。自から聽く可きが如くなれども、古來偕老同穴は人倫の至重なるものとして既に已に其習慣を成し、社會全體の組織も之に由りて整頓したることなれば今俄に變動せんとするも容易に行はる可きに非ず。凡そ人間世界の道德論は古來の習慣より生ずるもの多く、世界萬目の視る所にて美とする所のものは美にして醜とする所のものは醜なり。喩へば物の潔不潔の如き本來の物質を化學上に吟味し來れば、天地間一物として不潔なるものなし。其これを不潔なりとするは物の不潔なるに非ず。唯人間の感情に於て不潔と認るまでのことなれども、世界の廣さ

人民の多き皆これを不潔なりとすれば、之に従はざるを得ず。化學論の千言萬語は取るに足らざるなり。左れば今日の世に居て自由愛情は天の命ずる所り、道理に背くものに非ずと云ふも、世界の視る所にて醜なり不徳なりと認るときは道理の論は暗處に屏息せざるを得ず。況んや數千年來、人間社會の家は今の婚姻法を以て組織し、萬般の秩序整然として美なるものあるに於てをや。彼の自由論の如きは心に思ふ可くして、口に言ふ可からず。假例思ひ切つて口に言ふも、斷じて實際に行ふ可らず。開闢以來今日に至るまでの進歩に於ては、一夫一婦偕老同穴を最上の倫理と認め、苟も之に背くものは人外の動物として擯斥す可きものなり。(福翁百話、二十)

この論說に於て、吾々は先づ『一夫一婦偕老同穴』と云ふ表題を見出すのであるが、此の表題は實に此の一篇の論說の統一的原理になつて居るので、福澤氏の男女道德觀を一句に代表した標語である。蓋し一夫一婦 Monogamy と云ふ思想は西洋の思想であつて、其處には深い歴史的事情の下に發達したのであつたが、我國の福澤氏は夙に之



を人性の上より直観して、將來に於ける男女生活の根本的法則に判じたのである。次に此の偕老同穴と云ふ思想は東洋に於ける支那の思想であつて、其の精神に至つては殆ど一夫一婦の思想と符節を合したものであるが、實際社會の上ではこの思想が發育するに至らなかつた爲めに、空しく詩人の嚙語に委せられて來たに過ぎなかつた。然るに福澤氏は西洋の一夫一婦の思想を此の偕老同穴の思想に移植して、將に死に垂としたる男女道德の命脈に潑瀾たる血液を躍らした思想界の名醫であつたことは、吾々の決して忘るべからざる恩義である。「一夫一婦偕老同穴を最上の倫理と認め、苟も之に背く者は人外の動物として擯斥す可きものなり。」と結論したのは、一大警鐘を打つた者で、實に豫言者の箴言である。然し乍ら何時の時代を問はず、豫言者は常に眞理を直観するだけであつて、如何なる理由に基いて其れが眞理であるかの内容的説明に至つては常に備はらないのである。ソクラテスは實に豫言者であつた。彼は希臘の道德界に於ける先驅者であつた。けれども其の倫理説の内容的組織はプラトーンを俟ち、ア

リストテレーヌの力を藉つて始めて完成された。我が福澤諭吉氏に於ても之れに類するものがある。氏はその徳に於てソクラテスに髣髴たる所がある。けれども謂はゆる「一夫一婦偕老同穴」なる倫理は人類の男女道德上に於て、何故に氏の謂はゆる「最上の倫理」であるか。氏は之を直観して誤り無く、學ばずして知る者であるが、後人たる吾々は更に其の内容を探り、學んで其の然る所以を究明したい。佛國の有名なる科學者にして哲學者であるポアンカレが其の名著 *La Valent de la Science* に説いて、眞理は常に直観によつて捉へられるが、又た直観によつて欺かれるものだから、そこで論理的な批判研究が必要になると言ふて居るのは至言である。一夫一婦偕老同穴が男女道德に於ける最上の倫理であることを論定するには、そこに尠なからぬ倫理學的説明を要する。殊に倫理學の二大基礎を爲して居る社會學又は心理學上の考察を試みずには、此の問題の解答を求める事は出來ない。福澤氏は先づ社會學の方面に該當する考察としては何う云ふことを述べて居るかと云ふに、「人の産るゝや兩性殆ど同數なれ



ば、一夫一婦も亦天然なるが如し』と云はれて居るが、之れは極めて杜撰なる憶説である。假令同數であるとしても、今回の歐洲戦争のやうな豫測すべからざる社會的事情を惹起して、無數の男子が戦死して男女同數の原則に反する社會を現出したならば何うするか。一夫一婦の制を廢して一夫多妻の制を採るべきか。同數と云ふ事實に一夫一婦の制を置くならば、同數ならぬ場合には當然の結果として一夫多妻の制に移らざるを得ぬことには成らぬか。然るに福澤氏は一夫一婦を最上の倫理として奉じ、偕老同穴を理想とする者であるから、一夫多妻に賛成することは出来ない。だから同數といふ概念以外に一夫一婦を眞理ならしむる社會的原因が他に無ければならぬ。即ち人類に於ける婚姻の進化の上より觀て、亂婚、一妻多夫又は一夫多妻、一夫一婦の順序に社會的生活が發達して來たことを論證する必要がある。(男女道德論 第一節參考) 次は心理學的には福澤氏は自由愛情論を批評して居るのみであるが、其の議論が甚だ間然せざるものがある。自由愛情と云ふ言葉には二つの意義がある。男女間の愛情なる心理作用を

單に意識に於ける現象と解するものと、之れを道德的意識に於ける人格的價值と解するものである。前者は一男一女が自由意志を以て愛情を發して結婚しても、その一方又は雙方の愛情が消滅すれば、何時でも自由に離婚して善いと云ふ説である。然るに後者は之れに反して一男一女が道德的意識に於て、その自由意志を以て性慾を理想化して戀愛と爲し、この戀愛によつて人格的に生活して行く事を意味する。さうして一夫一婦の心理學的内容と云ふものは、全く此の人格的戀愛に存する。それで一夫一婦論が道德的に、最上の倫理たるには、社會學的には人類に於ける婚姻の進化であり、心理學的には人格的戀愛の内面的要求であることを論證しなければならぬ。(男女道德論第六 章參考) 詳言すれば婚姻に關する男女の自覺と、男女の權利義務に關する自由平等及び兩本位の思想と、戀愛及び結婚に關する人格的要求とを論究した上で無ければならぬ(六合雜誌大正六年一月號一夫一婦論參考) 福澤氏は此等の分析を試みずに單に悪い意味の自由戀愛論を批評したのみでは、氏の「一夫一婦偕老同穴論」の心理的本體が判明されないので、依然として



男女同數論が本體の形に成つて居る。之れに反すれば、英國の倫理學者グリーンの一夫一婦論は福澤氏の其れに比して一籌を輸して居る。グリーンは其の名著 *Prolegomena to Ethics* に於て左の如く論じて居る。

一夫一婦が正當なる夫婦關係であつたことを、彼等は何故に知らなかつたのであるか。思ふに、人類の可能性の社會に於ける實際の實現が、未だ一切の女子は自己を規定し自己を尊敬する人格者として、正當なる且つ同等なる神聖を有することを理解するの階段に達しなかつたからである。社會は未だ人道をば如何なる人の人格に於ても何時も之を目的として遇すべく、決して方便として遇す可からざる主義が十分普遍的に領得せらるゝの状態に達しなかつた爲めである。然るに今日吾人が了解する如き貞潔の責務に合理的根柢を與ふるものは、獨り此の主義の存するが爲めである。如何様に此の主義が陳述せらるゝにせよ、近代の基督教國の社會が此の主義に従つて實行するに至らざるの遠きは言ふを要せぬけれ共、其の良心に於ては古

代に認容されなかつた此の主義を認容するのである。一切の人に法律上人格的權利を賦與するが故に、他人の要求を容るゝの心意ある者は、女子を自己の快樂の奴隸として遇して、其の凌辱を顧みざる事の不正を看過することが出來ないのである。此の不正は今尙ほ習慣的に行はれて居るけれども、其は良心の非難の下に行はれつゝあるのである。然るにアリストテレス時代の希臘人には其の身邊に奴隸状態にある女子が多く、又た斯かる状態とは異なる社會の理想を有すべき能力（哲學者の書籍にて推斷すれば）が無かつた爲めに、斯かる良心の非難は一向感じなかつたのである。斯かる感受性は唯だ現在社會の構造が變化して、人間の人格なるものに男女の差別無く、等しく權利の主體となるに至つて始めて生起するのである。素より此の變化に關しては既に本書の前段に指摘したやうに、吾人の道義的性質の基本を成すところの要求、即ち個人が自身の善たると同時にまた他人の善たるべきところの善を要求することが、その本體を成したものである。けれども此の要求が先づ一切



の人に對する權利を與ふる所の法律及び制度を成立せしめて、然る後に一般の良心が今日吾人が承認するが如き貞操の規則を女子の人格の神聖に基づいて之れを命令し得るのである。さうして此の事に關して吾人の理想が希臘哲學者の理想よりは、一層嚴肅になつたのは全く社會の構成に於ける現實の變化に率由するがやうに、尙ほ又一層進んで一般的に此の理想に順應するに至り得るは、全く社會の變化が更に二段の進歩を爲すに由るのである。既に基督教國に於て建設されたる法律上の消極的の同等は、更に積極的狀態の同等及び女子が女子特有の世路を歩み得る一層實際なる可能性によつて補充される如く、吾人が承認する貞操の規則が一般に實行せらるるに至るは、唯だ女子が一層一般的に此の規則背犯に同意することを拒否するに由つてのみである。(cf. 267.)

以上のグリーンンの敍説によつて、吾々は福澤氏の一夫一婦論よりも正確なる知識を與へられ、其の人格的根柢の把持に於て承服するのみならず、彼の男女道徳に冷淡で

あつたアリストテレスすらも尙ほ地下に於て傾聴しなければならぬ名論である。けれどもグリーンンの言ふが如く、一夫一婦なるものは吾人の人格の神聖に基き、善の要求であり、良心の使命としての貞操であるが、余は更に之れを追求して夫婦の愛即ち人格的戀愛であると爲したい。換言すれば一夫一婦なるものは、倫理學上より見れば、男女の自覺に基く兩本位的の神聖なる人格關係であり、至善の要求であり、良心の使命としての貞操關係であるが、尙ほ其の根柢を洞觀すれば一男一女が吾人の人格に基づく性的行爲に關して、理想化されたる性慾の實現を求むる合意に生ずる和合であるとしたい。斯うすればグリーンンの漠然とした概念的説明に對して、更に内容の基本を與へることが出來て、我が福澤氏の一夫一婦論の缺陷を修補する事が出來ると思ふ。さうすれば福澤氏の一夫一婦論は我が社會に於ける豫言者の箴言として、吾々が奉じて百世の掟とするに足るのである。然るに氏の「一夫一婦論」には尙ほ其の背後に一個の大なる條件が附せられて居る。それは再婚に關する氏の熱心なる主張である。是に於